

史跡春日大社南郷目代今西氏屋敷 保存活用計画

令和4年（2022年）3月
豊中市教育委員会

はじめに

春日大社南郷目代今西氏屋敷は、垂水西牧榎坂郷という中世荘園の実態を今に伝える貴重な史跡として古くから知られ、豊中市でも昭和 38 年（1963 年）に敷地を史跡に、主屋や南郷春日神社本殿を建造物として指定し、長く保護をはかる取り組みが始まりました。

その後、昭和 47 年（1972 年）に大阪府の史跡となって以降、保護の対象となる範囲も拡大しましたが、発掘調査や古文書調査の進展とともにその重要性がより確実なものと認められ、平成 21 年（2009 年）に国の史跡となりました。

本計画は、国の史跡として確実に保存し、将来にわたって継承し活用していくために必要な事項を定めたものです。

今西氏が奈良の春日大社から領有する荘園に赴き、豊中の地に居を構えて以来、少しずつ姿を変えながらもその場所で残されてきた中世荘園の姿を彷彿とさせる風景は、市街地化の進んだ豊中市内にあって、悠久の歴史の流れを体感できる場として貴重な存在となっています。

今後は本計画に基づき、この貴重な史跡の保護に努めるとともに、必要な整備を適切な時期に行っていくなど、市民や児童・生徒をはじめ多くの方々に親しんでいただけるよう取り組んでまいります。

最後になりましたが、本計画をまとめるにあたりご尽力・ご指導をいただきました史跡整備委員会の委員、文化庁や大阪府教育庁、史跡所有者をはじめ、関係する方々に厚くお礼申し上げます。

令和 4 年（2022 年）3 月

豊中市教育長 岩元義継

例 言

1. 本書は、大阪府豊中市浜1丁目所在の国史跡春日大社南郷目代今西氏屋敷にかかる保存活用計画である。
2. 本書に定める保存活用計画は、豊中市教育委員会が平成28年度（2016年度）から令和3年度（2021年度）にかけて、春日大社南郷目代今西氏屋敷史跡整備委員会による審議を経て策定した。
3. 当計画の策定にあたっては、文化庁文化財第二課と大阪府教育庁文化財保護課の指導と助言を得た。
4. 計画策定に関わる事務は、豊中市教育委員会事務局社会教育課文化財保護係が行った。
5. 本書で使用した写真や関連資料は、豊中市教育委員会事務局社会教育課文化財保護係が保管している。
6. 史跡指定地のうち居宅部の地形測量及び本計画策定支援業務については㈱アコードに委託した。
7. 本書では、記述の煩雑さや混乱を避けるため、史跡等の呼称を特に詳述する必要がない限りにおいて、以下のとおり呼称・略記した。また、埋蔵文化財調査で確認された遺構の名称は、『大阪府指定史跡 春日大社南郷目代今西氏屋敷総合報告書』[豊中市教育委員会 平成20年(2008年)]に準拠し、今西氏屋敷を構成する各要素の名称等は、p. 27～28の図表に示す。
 - ・国指定史跡としての範囲 ⇒ 「史跡今西氏屋敷」「史跡」「指定地」
 - ・埋蔵文化財包蔵地及び歴史概念としての範囲 ⇒ 「今西氏屋敷」「荘官屋敷」「屋敷」
 - ・現在の神社本殿及び居宅部周囲の範囲 ⇒ 「現屋敷」
 - ・現屋敷や末社等、発掘調査成果や伝承等の諸要素によって構成され、現指定地を包括して保護を図るべき二町四方の範囲 ⇒ 「今西氏屋敷推定地」「推定地」
 - ・阪神・淡路大震災による建造物の災害復旧工事等 ⇒ 「震災復旧事業」
8. 本書で参考にした史料のうち『今西家文書』としたものは、『春日大社南郷目代 今西家文書』[豊中市教育委員会 平成16年(2004年)]に掲載された史料群を示す。また、旧『豊中市史』編纂に伴って実施された史料調査で採録された史料で、『春日大社南郷目代 今西家文書』に掲載されなかったものは、『浜今西家文書』とする。

目次

はじめに

例言

第Ⅰ章 計画策定の沿革と目的

1. 計画策定の沿革 1
2. 計画策定の目的 2
3. 春日大社南郷目代今西氏屋敷史跡整備委員会の設置と経緯 2
4. 関連計画との関係 3
5. 計画の実施 5

第Ⅱ章 史跡の概要

1. 国史跡春日大社南郷目代今西氏屋敷の概要 7
2. 指定に至る経緯 11
3. 指定に至る調査の概要 15
4. 指定地及び周辺の状態 16

第Ⅲ章 史跡の本質的価値

1. 史跡の本質的価値 23
2. 構成要素の区分 25
3. 史跡を構成する要素の概要 29

第Ⅳ章 史跡の現状と課題

1. 保存の現状と課題 39
2. 活用の現状と課題 44
3. 整備の現状と課題 48

第Ⅴ章 大綱・基本方針

1. 大綱（望ましい史跡の将来像） 53
2. 保存の基本方針 53
3. 活用の基本方針 53
4. 整備の基本方針 54
5. 運営のあり方と体制の整備の基本方針 54

第VI章 保 存

1. 保存の方向性 55
2. 指定地における保存の方法 55
3. 今西氏屋敷のうち指定地以外の地域における保存の方法 58
4. 追加指定・公有化の基本方針と方法 59

第VII章 活 用

1. 活用の方向性 61
2. 活用の方法 61

第VIII章 整 備

1. 整備の方向性 63
2. 整備の方法 63

第IX章 運営のあり方と体制の整備

1. 運営のあり方と体制の方向性 67
2. 運営のあり方と体制 67

第X章 施策の実施計画の策定・実施

1. 施策の実施計画の策定・実施 69

第XI章 経過観察

1. 方向性・方法 71
2. 望ましい将来像に基づいた実施事項の点検 71

参考資料（委員会設置規則、関係法令等）

第 I 章 計画策定の沿革と目的

1. 計画策定の沿革

春日大社南郷目代今西氏屋敷は、徳川光圀による「大日本史」編纂の際、文書調査の計画が行われるなど、古くからその歴史的な重要性が周知され、学術的な調査がたびたび行われてきた。

一方、昭和38年（1963年）に建造物「今西家住宅」「南郷春日神社本殿」と史跡「今西氏屋敷」がそれぞれ豊中市指定文化財に、また、昭和47年（1972年）には大阪府指定史跡（建造物は史跡の構成要素とされた）になるなど、所有者が維持に努められてきたことに加えて、行政の文化財指定によっても段階的にその保護が図られてきた。

豊中市では、今西氏屋敷の範囲確認等のため、平成4年（1992年）から重要遺構確認調査を実施した。しかし、平成7年（1995年）の阪神・淡路大震災により、建造物が大きな被害を受けたため、大阪府の補助事業として解体修理を行うと同時に、居宅部分については豊中市が埋蔵文化財発掘調査を実施した。また建造物の解体修理が完了した後、豊中市は所有者の協力のもとであらためて史料調査を行い、平成16年（2004年）に『春日大社南郷目代 今西家文書』として報告書を刊行した。あわせて発掘調査の成果についても平成17年（2005年）に報告書を刊行し、伝来する史料、建造物の詳細、埋蔵文化財の調査成果がそろって整うことになった。

そこで大阪府・文化庁とも協議の上、平成19年（2007年）に今西氏屋敷の歴史的な重要性をより明確にするため、各分野からの総合的な検討を行なう「今西氏屋敷学術検討委員会」を下記のとおり要綱により設置し、その成果を『大阪府指定史跡 春日大社南郷目代今西氏屋敷総合調査報告書』として平成20年（2008年）に刊行した。

今西氏屋敷学術検討委員会の構成（50音順・職は当時）

小林 茂	大阪大学大学院教授（副委員長）	歴史地理
高橋照彦	大阪大学大学院准教授	歴史考古
中川すがね	甲子園大学准教授	近世史
仁木 宏	大阪市立大学大学院准教授	中世史
藤井譲治	京都大学大学院教授（委員長）	近世史

これらの諸資料に加えて、所有者によって継承されてきた伝承や史跡周辺の変遷にかかわる各種調査の成果、都市部でありながらも中世荘園の遺構がよく残されていることなどが評価されて、平成21年（2009年）に国指定史跡となり、豊中市が管理団体となって保護をはかることになった。

史跡に指定されてからは、豊中市は現状の維持を基本として、指定地と周辺の住環境の調和に努めてきた。しかしながら、史跡全体あるいは個々の構成要素にかかわる課題が顕在化する中、史跡の価

値を失うことなく後世に伝えるため、中・長期にわたる保存活用とそれに伴う整備についての計画を策定することとした。

2. 計画策定の目的

豊中市は、今西氏屋敷を中心とした、史跡の周辺に点在する様々な歴史遺産を活かした地域のまちづくりや学校等による活用など教育現場との連携など、次世代への継承を軸とした包括的な整備・活用を念頭に、国指定のための意見具申を行なった。

また、阪神・淡路大震災の被害による修理事業で解消しきれなかった課題に加え、史跡指定から年月が経過し、公開等に伴う所有者のプライバシーにかかわる問題、また史跡と周辺環境との調和をはかる上での課題や、各構成要素にも修理の必要な箇所が新たに生じていることなど、史跡の保護にとって障害となる状況が多く見られるようになってきた。

そこで、史跡やそれを取り囲む周辺地域が内包する多様な要素・価値を網羅的に取り上げ、将来にわたって確実に保護し、継承されるよう保存・活用及びおのおのに必要な整備についてその方針を明確化するとともに、先に挙げた各種の課題を克服し、史跡の本来あるべき姿に導くために、そして豊中市南部の歴史・文化拠点とするにふさわしい計画を策定するものである。

3. 春日大社南郷目代今西氏屋敷史跡整備委員会の設置と経緯

史跡を将来にわたって保存活用していくために必要な整備の方針を検討するため、平成28年（2016年）に学識経験者による「春日大社南郷目代今西氏屋敷史跡整備委員会」を発足させた。委員会では史跡整備の基本構想・基本計画の策定にむけて、適切な維持管理のために必要な条件等について検討し、保存活用計画を取りまとめた。

なお、計画策定に際しては、随時、所有者との協議も行ない、文化庁文化財第二課、大阪府教育庁文化財保護課の指導・助言を得た。

春日大社南郷目代今西氏屋敷史跡整備委員会の構成（50音順・委嘱当時）

小野健吉	和歌山大学教授	庭園史（→副会長）
坂井秀弥	奈良大学教授（副会長）	史跡整備（→会長）
高橋照彦	大阪大学大学院教授	歴史考古
永井規男	関西大学名誉教授（会長）	建築史（任期途中退任）
藤田勝也	関西大学教授	建築史（永井委員後任）
仁木 宏	大阪市立大学大学院教授	中世史
藤田裕嗣	神戸大学大学院教授	歴史地理

[定数] 6人

[任期] 平成28年（2016年）5月1日～令和4年（2022年）3月（策定に伴い解嘱）

執行機関の附属機関に関する条例（昭和28年豊中市条例第38号）による設置

保存活用計画策定の検討経過

第1回	平成28年（2016年）7月10日	現状と課題の把握（周辺視察含）
第2回	平成28年（2016年）11月8日	現状と課題の把握（居宅部等の視察含）
第3回	平成29年（2017年）3月15日	地区設定と現状変更の取扱い等の検討
第4回	平成29年（2017年）5月30日	基本方針等の検討
第5回	平成29年（2017年）9月4日	報告書各章の検討
第6回	平成29年（2017年）12月18日	報告書全体の検討
第7回	平成30年（2018年）3月21日	推定地呼称等の確認
第8回	令和3年（2021年）3月29日	記述修正等の確認

[令和3年（2021年）9月14・16日 庁内連絡会議（※関係各課）の開催]

※都市経営部（経営計画課・創造改革課）、都市活力部（魅力文化創造課）、環境部（環境政策課・公園みどり推進課）、財務部（財政課・施設課）、市民協働部（コミュニティ政策課）、都市計画推進部（建築審査課・開発審査課・都市計画課・中高層建築調整課）、都市基盤部（基盤整備課・基盤保全課）、上下水道局（下水道管理課）、教育委員会事務局（学校教育課）

第9回 令和3年（2021年）11月12日 追加記載等の確認

[令和3年（2021年）12月16日 意見交換会]

4. 関連計画との関係

本市の最上位計画である『第4次豊中市総合計画』では、まちの将来像として「みらい創造都市とよなか～明日がもっと楽しみなまち～」をかかげ、実現に向けた施策体系のひとつに「活力ある快適なまちづくり」や「いきいきと心豊かに暮らせるまちづくり」を位置付けている。これらの施策を実現することで、豊中市は、市民文化の創造や生涯を通して学べる環境づくりなど、心豊かに、生きがいをもって暮らすことができる地域社会をめざしていくものである。

その具体的な取り組みのひとつに、「良好な景観の形成」、「農地の保全および活用を図っていく」ことがある。本計画の対象である史跡春日大社南郷目代今西氏屋敷は、農地を含む良好な都市景観のひとつであり、快適な都市環境の保全・創造をめざして、今後も保全していくものと位置付けられる。

さらに、「市民文化の創造」をめざして、「歴史・文化資源の保全・活用を進め」、「歴史や文化財などを次世代に継承していくため、文化遺産などの保護・保存を図るとともに、地域資源として周知や啓発、活用に取り組みます。」となっている。こうした取り組みは、第3次総合計画ですすめてきた「地域の歴史や文化資源の魅力の再発見と活用」の中で、地域の歴史や文化資源を掘り起こし、

魅力を再発見し、広く発信することによって、市民の地域への愛着を深めるとともに、市内外に豊中の魅力を伝えていくことを引き継いだものであり、「史跡今西氏屋敷整備事業」は「第3次豊中市総合計画後期基本計画（平成23～29年度）」から引き続き取り組んでいる継続事業となっている。

また、文化財を主管する教育行政では、教育基本法に基づく『第2期豊中市教育振興計画』において、その基本方向として「文化芸術・スポーツの振興、歴史・文化資源の保全・活用を進めます」と掲げ、施策では「歴史・文化遺産の保護（保存と活用）と文化芸術の振興」として、郷土の歴史・文化等の理解を深め、人と人とのふれあいをつくり、地域の歴史への理解や愛着をはぐくむとともに、市内外に豊中の魅力を発信する大きな力となるよう取り組んでいくとしている。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく『豊中市の教育及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱』は「豊中市教育振興計画」と並び教育行政の基本となる指針であるが、その中で「生涯をとおした学びの機会の充実や市民文化の振興をすすめます」とされ、歴史遺産・文化遺産を活用した市民文化の振興をすすめるとしている。

『第2次豊中市都市計画マスタープラン』では、都市づくりの方針において、本市の骨格となる景観として、市域を代表する景観資源や自然・公園・史跡・公共施設などの景観の核となる「拠点景観」を位置付け、景観資源を有効に活用することで、良好な都市景観の形成に向けた取り組みを進めるとしている。

『豊中市都市景観形成マスタープラン』においては、その都市景観形成の基本目標として「心に響く文化空間の創造」を謳い、歴史資源等を対象とした景観の形成に取り組み、心に響く文化空間の創造をめざすとしている。そして市域を代表する景観資源や都市景観のアクセント、ランドマークとなるものを「拠点景観」として設定し、歴史・文化系の「拠点景観」として春日大社南郷目代今西氏屋敷をはじめとする歴史・文化遺産の保全に努め個性豊かな景観の形成をめざすものとしている。

『第3次豊中市環境基本計画』では、環境分野の「都市における自然との共生をめざした社会づくり」において、「みどり率27%で心豊かな豊中らしいまちをめざす」を環境目標に設定している。目標達成のために取り組むこととして「都市景観・歴史環境、快適環境の保全・創出」を掲げ、歴史的遺産および原風景の保全を施策としている。

『第2次豊中市みどりの基本計画』では、基本方針として、「受け継がれてきたみどりの保全や育成」をうたい、文化財の樹林地など、古くからの豊中の歴史や文化を伝える大切に守られてきたみどりがあり、これらのみどりを次世代に継承していくため守り育てるとしている。また、緑地の配置方針として前述の景観形成マスタープランにおける拠点景観等を踏まえ、癒しや安らぎが得られる良好な都市景観の形成に資するみどりの配置をめざしており、今西氏屋敷も「歴史や文化を伝えるみどり」として配置されている。

また、国連による持続可能な開発目標「SDGs」（豊中市は国からSDGs未来都市に選定されている）に示された令和12年（2030年）までに達成すべき17の目標のうち、「4.質の高い教育をみんなに」、「11.住み続けられるまちづくりを」、「17.パートナーシップで目標を達成しよう」を本計画におい

でも踏まえるべき指針として掲げる。

このように史跡春日大社南郷目代今西氏屋敷の整備は、総合計画を頂点として本市の様々な分野の計画と関わりがある。



参考文献・引用文献

- 大阪府『大阪府文化財保存活用大綱』令和2年（2020年）
- 豊中市『第3次豊中市総合計画』平成13年（2001年）
- 豊中市『第4次豊中市総合計画』平成29年（2017年）
- 豊中市『第2次豊中市都市計画マスタープラン』平成30年（2018年）
- 豊中市『豊中市都市景観形成マスタープラン』平成26年（2014年）
- 豊中市『豊中市みどりの基本計画』平成11年（1999年）
- 豊中市『第2次豊中市みどりの基本計画』平成29年（2017年）
- 豊中市『第3次豊中市環境基本計画』平成30年（2018年）
- 豊中市『豊中市の環境保全』平成24年（2012年）
- 豊中市『平成27年度豊中市地域防災計画』平成27年（2015年）
- 豊中市『豊中市文化芸術振興条例』平成18年（2006年）
- 豊中市『豊中市文化芸術推進基本方針』令和3年（2021年）
- 豊中市『豊中市の教育及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱』平成27年（2015年）
- 豊中市教育委員会『豊中市教育振興計画』平成22年（2010年）
- 豊中市教育委員会『第2期豊中市教育振興計画』令和3年（2021年）
- 国際連合『持続可能な開発のための2030アジェンダ』平成27年（2015年）

5. 計画の実施

本計画は令和4年（2022年）4月1日から実施、発効し、以降10か年の計画として定めるものとする。

第Ⅱ章 史跡の概要

1. 国史跡春日大社南郷目代今西氏屋敷の概要

(1) 名称 春日大社南郷目代今西氏屋敷

(2) 所在地

(今西氏屋敷) 大阪府豊中市浜1-387、399-1、400-1、400-2、401-1、401-2、
402-2、403-2、405、406、407、408、409、3074-2

(今西家墓所) 大阪府豊中市浜2-568

(3) 面積

(公簿面積) 12,018.72㎡

(今西氏屋敷) 11,837.72㎡

(今西家墓所) 181㎡

(4) 所有関係の概要

民有地 10,907.91㎡

市有地 1,110.81㎡

(今西氏屋敷) 民有地(個人・宗教法人) 10,726.91㎡

市有地: 468.48㎡、水路敷 642.33㎡

(今西家墓所) 民有地(個人) 181㎡

(5) 指定理由

指定理由については、新指定の文化財「春日大社南郷目代今西氏屋敷」『月刊文化財』平成21年(2009年)2月号に詳述されているため、以下にそれを引用する。

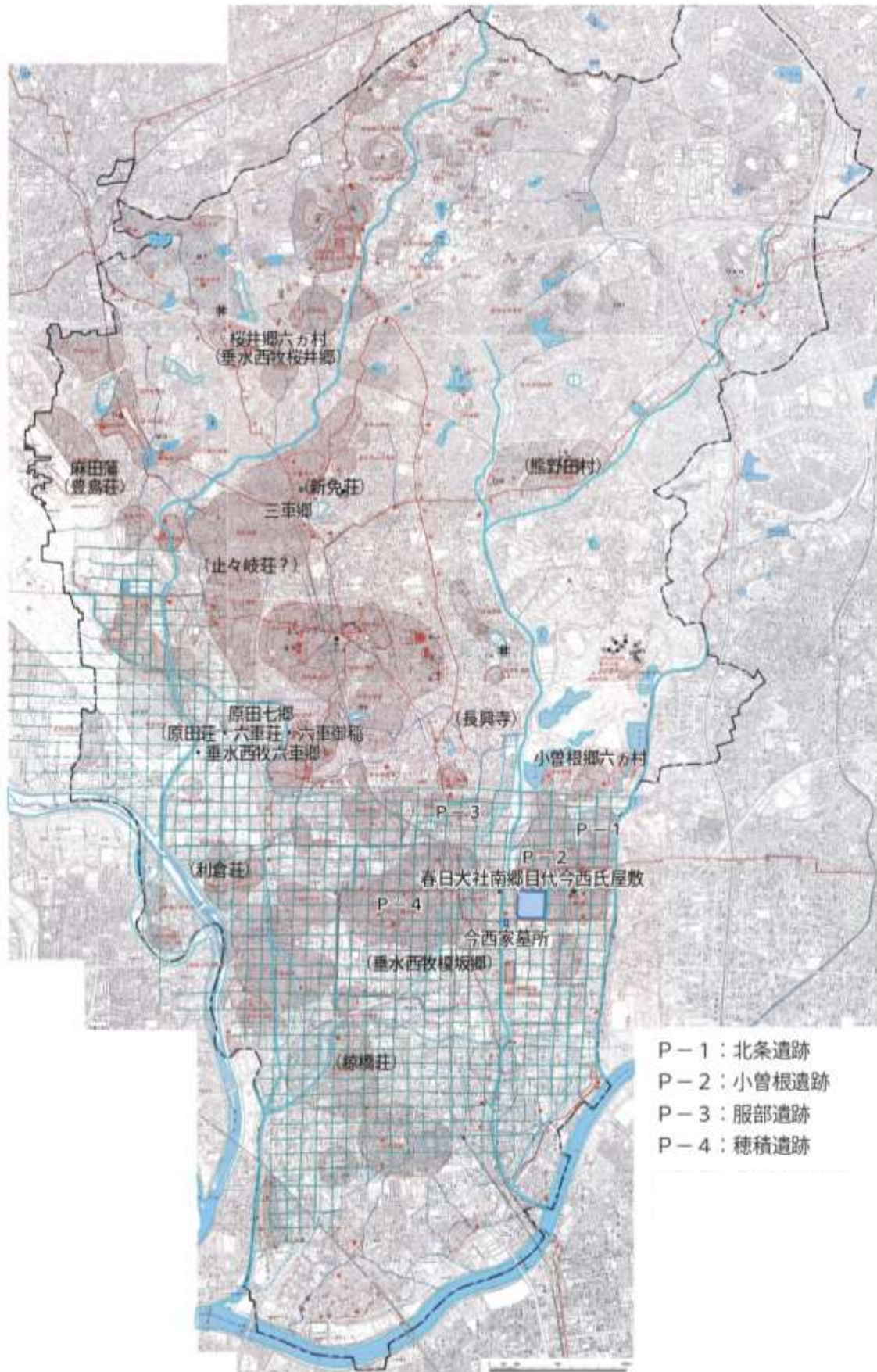
《 今西氏屋敷は大阪府北部の千里丘陵の南、神崎川左岸の沖積地、標高2～3mに立地している。今西氏は奈良春日社の荘園である摂津国垂水西牧の榎坂郷に下向し、現地において荘園経営を行った荘官であり、中世から現代に至るその屋敷が豊富な文書とともにいまでも良好な状態で残されている。

垂水西牧は康平5年(1062年)に摂関家領として記録に初見し、まもなく奈良の春日社に寄進された。今西氏の下向は春日社領となった直後に遡ると伝承されているが、史料上の在り地における活動は南北朝期から確認される。今西氏は垂水西牧の四郷のうち榎坂郷を含む二郷を目代として所管したが、出自は奈良「南郷」を本拠とした春日社の社家であったため、室町時代には「南郷目代」と称され、今西氏屋敷周辺は「南郷」とも称されることとなった。15世紀には番頭制のもとで荘園経営を行い自らも榎坂郷内の耕地を集積し、近隣の地域や淀川河上関、兵庫関の経営にも関与していた。天正13年(1585年)に目代の地位を失うが、その後も現地に住まいし、近世以降は医師、神主などとして活動

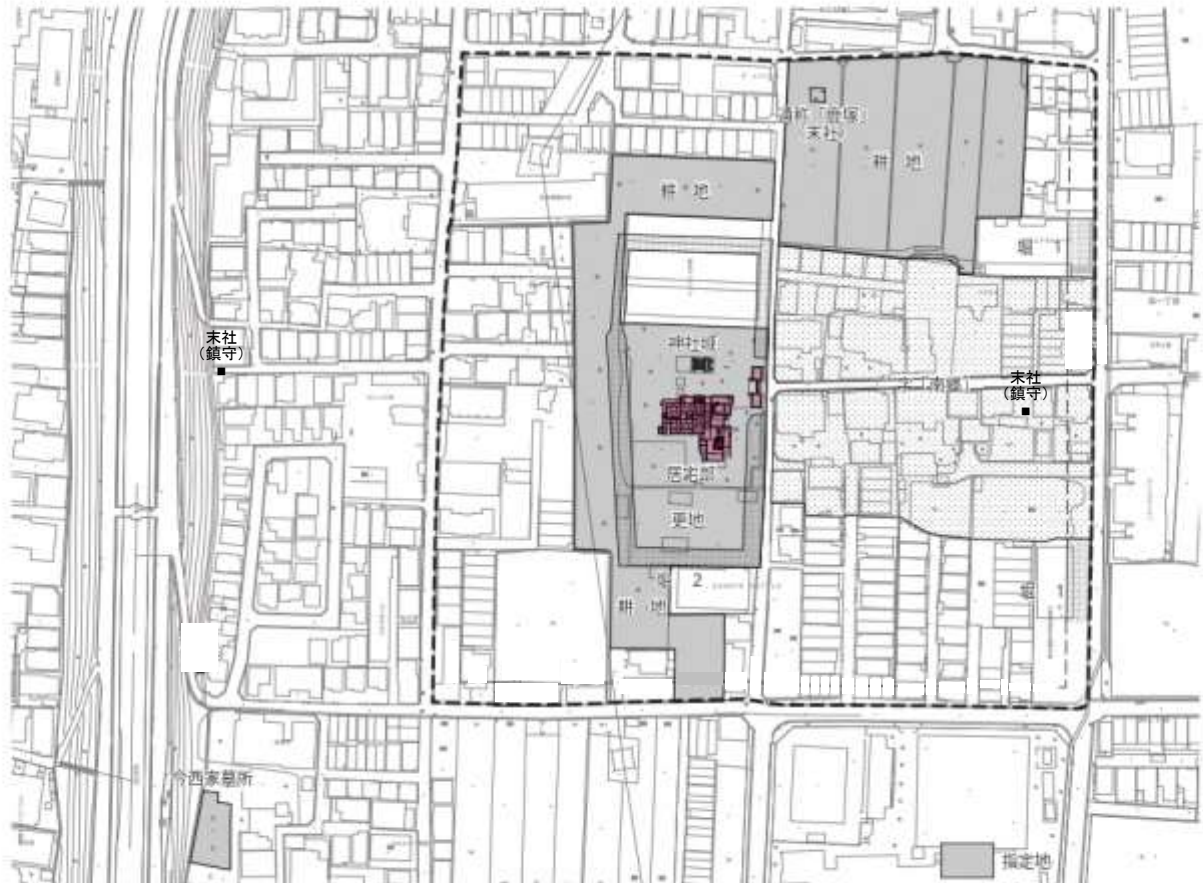


- | | | | | | | | |
|--------------|----------------|-------------|------------|--------------|------------|--------------|--------------|
| 1. 大船塚古墳群 | 11. 内田遺跡 | 22. 上野遺跡 | 33. 北井遺跡 | 43. 原田西遺跡 | 54. 雲島北遺跡 | 65. 利倉西遺跡 | 74. 上池田狹野遺跡 |
| 2. 野懸春日町古墳群 | 12. 奥原遺跡 | 23. 青津古墳 | 34. 岡町北遺跡 | 44. 熊谷遺跡 | 55. 曾根南遺跡 | 66. 横巻の岡遺跡 | 75. 保科氏河津屋敷 |
| 3. 野懸遺跡 | 13. 北方山遺跡 | 24. 熊野田遺跡 | 35. 岡町遺跡 | 45. 熊谷東遺跡 | 56. 城山遺跡 | 67. 横部西遺跡 | 76. 上津島南遺跡 |
| 4. 野懸春日町遺跡 | 14. 坂井谷架跡群 | 25. 金寺山塚古墳 | 36. 岡町南遺跡 | 46. 原田城跡(北城) | 57. 塚原遺跡 | 68. 横巻遺跡 | 77. 上津島北遺跡 |
| 5. 寺路遺跡 | 15. 国巻北(宮の前)遺跡 | 26. 新免河山古墳群 | 37. 坂塚古墳群 | 47. 原田城跡(南城) | 58. 若竹町遺跡 | 69. 横巻村岡堤 | 78. 穂積ポンプ場遺跡 |
| 6. 武蔵岡岡津津安部武 | 16. 国巻東遺跡 | 27. 本町遺跡 | 38. 下田宮跡 | 48. 原田遺跡 | 59. 石蓮寺遺跡 | 70. 小曾根遺跡 | 79. 富田遺跡 |
| 坂井古墳塚跡 | 17. 国巻西遺跡 | 28. 新免遺跡 | 39. 瓦割寺遺跡 | 49. 伊賀遺跡 | 60. 石蓮寺塚古墳 | 71. 春日大社南郷益代 | 80. 庄内遺跡 |
| 7. 坂井谷石段古池 | 18. 原田康神早跡 | 29. 箕輪東遺跡 | 40. 駒塚古墳 | 50. 伊賀東遺跡 | 61. 寺内遺跡 | 寺西氏屋敷 | 81. 島江遺跡 |
| 8. 新懸下津南遺跡 | 19. 国巻遺跡 | 30. 箕輪遺跡 | 41. 埴輪敷古池 | 51. 原田中町遺跡 | 62. 利倉北遺跡 | 72. 土気遺跡 | 82. 正木遺跡 |
| 9. 馬鞍山古墳 | 20. 南方山遺跡 | 31. 山ノ上遺跡 | 42. 大船塚古墳群 | 52. 原田南遺跡 | 63. 利倉遺跡 | 73. 小曾根南遺跡 | |
| 10. 行瀬山遺跡 | 21. 新神山古墳 | 32. 御旗北遺跡 | 43. 埴輪塚 | 53. 伊賀埴輪塚跡 | 64. 利倉南遺跡 | | |

豊中市の遺跡分布



今西氏屋敷と豊中市内の荘園他



今西氏屋敷を構成する要素の概要

してきた。そのため、文治5年（1189年）の「垂水西御牧榎坂郷田畠取帳」や元弘3年（1333年）の「後醍醐天皇綸旨」など貴重な文書が豊富に所蔵されている。今西氏屋敷のこうした学術的価値の高さにより既往の研究も多く、昭和38年（1963年）に豊中市史跡、昭和47年（1972年）に大阪府史跡に指定された。

豊中市教育委員会では、平成4年度以降継続的な発掘調査を行うとともに、平成13年度から15年度まで『今西家文書』の文書調査、19年度に総合調査を行い、今西氏とその屋敷の歴史の変遷を具体的に明らかにした。

今西氏屋敷の周辺は、かつて条里地割が明瞭に残る水田地帯であったが、現在はかなり住宅地化が進み、わずかに水田が残る程度である。現屋敷は南北約1町、東西約半町の規模で、東に南北道路に面して長屋門を開く。これを囲い込むように二町四方の明瞭な地割が見られ、その東辺には、地域の基幹水路となる「中溝」用水が、南辺には旧吹田街道が沿っている。屋敷内には、宝永8年（1711年）建築の主屋がほぼ中央にあり、その北側に延享3年（1746年）に春日社の若宮社殿を移築した南郷春日神社（明治40年（1907年）北側から現在地に移動）があり、主屋背後に土塁状のかたまりをなす築山がある。屋敷の西側には水堀の痕跡をとどめる湿地があり、全体に歴史を感じさせる佇まいである。屋敷地を囲む堀を含めた現在の屋敷の状況は文政6年（1823年）の屋敷絵図と共通するが、堀は発掘調査によって15世紀後半に掘削されたことが知られる。また、外側の二町四方の地割の東辺では幅9mの堀が確認されており、出土遺物から13世紀後半に掘削されたことが確認される。この範囲内の水田

中には今も末社の祠が鎮座しており、ここが屋敷を構成する空間であったことを示唆する。

今西氏屋敷の西南にある松林寺境内に接して今西家の墓所があり、118基の墓石が確認される。16世紀前半の紀年銘をもつ33代春持の一石五輪塔をはじめ、現代までの多くの当主のものが見られる。墓石は型的には15世紀に遡る事例があり、墓地の成立年代の一端を知ることができる。

このように今西氏屋敷は、中世荘園の現地経営のために構えられたもので、今西家の墓所とともに、中世以降近世さらには近代の激しい時代の波にさらされながらも、数百年にわたり継続してきたものである。また、今西家には中世以降の文書が豊富に伝存しており、中世における荘官の屋敷を知るうえで欠くことができない遺跡である。よって、史跡に指定し保護を図ろうとするものである。 》

2. 指定に至る経緯

今西氏屋敷は伝来する『今西家文書』が古くから周知され、江戸時代には徳川光圀による「大日本史」編纂の際に史料調査の対象となったほか、多くの研究者が屋敷に訪れた。明治時代以降も、内閣修史局から星野恒が調査に訪れるなど、『今西家文書』の調査が行われた。戦後になってからは、昭和23年（1948年）に宝月圭吾をはじめとする研究者が史料書調査のために今西家を訪れ、これに永島福太郎が立ち会った。このとき、宝月圭吾は防災等の面から文書の国指定文化財の申請を勧めたものの、当時の所有者の意向により、実現しなかった。その後も、島田次郎が研究のために今西家を訪れている。昭和30年代になってから豊中市史編纂が計画されたことに伴って、鳥越憲三郎・藤沢一夫・小林茂・末中哲夫による調査が実施された。この調査によって、中世文書を中心に214点が、昭和36年（1961年）以降に刊行された『豊中市史』に収録された。

豊中市史編纂に前後して、昭和38年（1963年）に建造物が市指定文化財に、敷地は豊中市史跡となった。また、昭和47年（1972年）に大阪府史跡に指定替えされ、この段階で建造物は史跡の構成要素とされた。

豊中市では、範囲確認等のため、平成4年（1992年）から重要遺構確認調査を実施し、平成7年（1995年）の阪神・淡路大震災被害による解体修理に伴い、居宅部分地下について豊中市が埋蔵文化財発掘調査を実施した。また、平成13年（2001年）に『今西家文書』の調査が行われ、平成16年（2004年）に『春日大社南郷目代今西家文書』として報告書を刊行した。また、重要遺構確認調査等の成果についても平成17年（2005年）に報告書を刊行し、今西氏屋敷に関する資料が、古文書、建造物、埋蔵文化財それぞれの調査成果が整うこととなった。

これらの諸資料に加えて、今西家に伝わる伝承や史跡周辺の変遷にかかわる各種調査の成果、都市部でありながらも中世荘園の遺構がよく残されていることなどの評価をうけて、豊中市は平成20年（2008年）文化庁へ指定にかかる意見具申書を提出し、同年11月に国の文化審議会より国指定の答申が出された。平成21年（2009年）2月に、文部科学大臣による官報告示が行われて指定が確定し、豊

中市が管理団体の指定を受け保護を図ることになった。

【春日大社南郷目代今西氏屋敷・国指定までの流れ（抄）】

江戸時代

- ・徳川光圀による『大日本史』編纂時に今西氏屋敷や古文書の調査対象とされる。
- ・今西玄章による『豊嶋郡誌』編著、『五畿内志』『撰津名所図会』等への掲載。

明治～大正

- ・内閣修史局（現・東京大学史料編纂所）が古文書の調査、『大阪府全志』への掲載。

昭和～平成

- ・東京大学、春日大社による古文書調査、永島福太郎、島田次郎による研究、『豊中市史』編纂時の古文書調査・『吹田市史』『大阪府史』『新修豊中市史』への掲載。

- 昭和38年（1963年） 建造物（今西家住宅・南郷春日神社本殿）と屋敷が市指定文化財になる。
- 昭和47年（1972年） 屋敷が府指定史跡になる。
- 平成元年（1989年） 推定地の一部について、府史跡の追加指定を行う。
- 平成4年（1992年） 推定地の一部について、府史跡の追加指定を行う。
市が重要遺構確認調査として発掘調査を実施する。
- 平成7年（1995年） 阪神・淡路大震災で損傷した建物の解体修理を、府補助事業として行う。
- 平成12年（2000年） 建物の解体修理事業が完了する。
- 平成13年（2001年） 市が古文書の全点調査を行う。
- 平成16年（2004年） 市が『春日大社南郷目代 今西家文書』を刊行する。
- 平成17年（2005年） 市が『大阪府指定史跡 春日大社南郷目代今西氏屋敷』を刊行する。
- 平成19年（2007年） 市が今西氏屋敷学術検討委員会を設置する。
豊中市文化財保護審議会が、今西氏屋敷の国指定について市に意見を具申する。
- 平成20年（2008年） 市が今西家墓所の調査を実施する。
市が『大阪府指定史跡 春日大社南郷目代今西氏屋敷 総合調査報告書』を刊行する。
市から文化庁へ指定にかかる意見具申書を提出する。
11月21日、国文化審議会より国指定の答申。
- 平成21年（2009年） 2月12日、文部科学大臣による官報告示。

〔付記〕 国庫補助事業

- 平成20年度（2008年度） 史跡等購入費（公有化）
- 平成29年度（2017年度） 歴史活き活き！史跡等総合活用整備事業費（保存修理）
- 平成30年度（2018年度） 歴史活き活き！史跡等総合活用整備事業費（災害復旧）

調査 回数	所在地（豊中市）	調査期間	面積 (㎡)	調査目的	調査概要
1	浜1丁目 401-1・2	平成4年10月19日 ～11月30日 19921019～1130	118	範囲確認調査	堀2、中世後期～近世の屋敷関連遺構・13世紀の遺物包含層などを検出した。
2	浜1丁目 399-1	平成8年2月19日 ～3月29日 19960219～0319	150	範囲確認調査	堀2北辺の位置を確認するための調査であったが、堀跡などの遺構は検出されなかった。
3	浜1丁目 403-1、 404-1	平成8年4月24日 ～6月28日 19960424～0628	285	共同住宅建設	居室南隣接地における発掘調査。中世後期の南北方向の溝（堀跡）2条、落ち込み等を検出した。
4	浜1丁目 400-1	平成9年2月3日 ～3月31日 19970203～0331	22	震災被害に伴う修理	主屋の解体修理に伴う現状調査。礎石の配置等を記録保存する。
5	浜1丁目 400-1	平成9年6月2日 ～8月29日 19970602～0829	22	＃	主屋の解体修理に伴う現状調査。礎石撤去後に、宝永の火災以前の堀跡、礎石跡、現建物に伴う台所関連遺構等を確認した。
6	浜1丁目 387.401-1	平成13年6月4日 ～8月31日 20010604～0831	365	範囲確認調査	堀2の西辺と北西端部を検出した。
7	浜1丁目 433-1・2	平成17年1月7日 ～3月31日 20050107～0331	338	地区会館建設	堀1・土塁跡、堀1掘削以前の建物遺構群（中世前期）等を検出した。
8	浜1丁目 412-2	平成30年6月27日 ～7月3日	39.3	範囲確認調査	堀1および今西氏屋敷関連遺構を検出した。
9	浜1丁目 356-5	令和2年1月2日～ 2月10日 20200122～0210	32.6	個人住宅建設	堀跡の可能性のある遺構を検出した。
10	浜1丁目 412-6	令和3年1月5日 ～1月25日 20210105～0125	40	個人住宅建設	堀1を検出した。
11	浜1丁目 412-7	令和3年1月5日 ～1月25日 20210105～0125	35	個人住宅建設	堀1を検出した。
12	浜1丁目 412-8	令和3年7月5日 ～7月28日 20210705～0725	17.5	個人住宅建設	堀1を検出した。

今西氏屋敷発掘調査一覧



今西氏屋敷発掘調査・確認調査位置図

地図番号	調査日時	所在地	包含層	遺構	その他
1	平成3年5月24日 19910524	浜1丁目 383,384	未確認	未確認	
2	平成3年7月24日 19910724	浜1丁目 430-2	有	未確認	
3	平成4年3月25日 19920325	浜1丁目 405～409	未確認	未確認	
4	平成4年10月21日 19921021	浜1丁目 411	無	有	堀1・13世紀の遺物
5	平成5年4月2日 19930402	浜1丁目 394-1,395-1	無	無	
6	平成6年5月17日 19940517	浜1丁目 410-6	未確認	未確認	
7	平成7年2月9日 19950209	浜1丁目 3-1,4-1	無	有	第3次調査
8	平成7年4月13日 19950413	浜1丁目 398の一部	未確認	未確認	
9	平成7年7月31日 19950713	浜1丁目 390-1の一部	未確認	未確認	
10	平成7年8月23日 19950823	浜1丁目 435-31	未確認	未確認	
11	平成8年4月11日 19960411	浜1丁目 423-1	未確認	未確認	
12	平成8年10月11日 19961011	浜1丁目 362-10	未確認	未確認	
13	平成10年7月2日 19980702	浜1丁目 410-4	未確認	未確認	
14	平成13年8月6日 20010806	浜1丁目 404-3	無	可能性有	現地表下140～160cmで人為的な堆積土を検出。
15	平成13年8月29日 20010829	浜1丁目 391-9・13・14	未確認	未確認	
16	平成16年10月7日 20041007	浜1丁目 390-1	無	無	
17	平成16年10月29日 20041029	浜1丁目 433-1	未確認	有	第7次調査
18	平成20年5月27日 20080527	浜1丁目 400-1	未確認	可能性有	鳥居建築時の工事立会
19	平成20年6月1日 20080601	浜1丁目 403-2	未確認	未確認	
20	平成23年6月20日 20110620	浜1丁目 391-16,391-17 他	無	無	
21	平成23年7月11日 20110711	浜1丁目 410の一部	無	無	
22	平成23年12月19日 20111219	浜1丁目 414	未確認	有	
23	平成24年10月25日 20121025	浜1丁目 415,416-1の一部	有	有	15世紀以前に遡る遺構を検出。
24	平成26年2月19日 20140219	浜1丁目 368-1	無	無	
25	平成26年2月27日 20140227	浜1丁目 435-4	無	無	
26	平成27年9月18日 20150918	浜1丁目 355-1,355-2,354-7の一部	有	無	
27	平成30年2月18日 20180218	浜1丁目 435-6の一部	未確認	未確認	
28	令和元年6月11日 20190611	浜1丁目 432-4,429-5	未確認	未確認	
29	令和元年6月20日 20190620	浜1丁目 435-8の一部	無	無	
30	令和2年2月3日 20200203	浜1丁目 393-4	無	無	
31	令和3年4月15日 20210415	浜1丁目 391-21	無	無	
32	令和3年7月2日 20210702	浜1丁目 357-6	無	有	堀跡の可能性のある遺構を検出。

今西氏屋敷確認調査一覧

3. 指定に至る調査の概要

今西氏屋敷が大阪府指定史跡となった後、豊中市は所有者の協力を得て、指定地の周辺を含めて7次にわたる発掘調査および史料調査などを行ってきた。それらの調査の結果、今西氏屋敷について、以下の成果を得ることができた。

(1) 発掘調査

第1次調査 現屋敷南側の更地において、幅2mのトレンチを3カ所掘削し、4層以上の遺構面を確認し、それぞれの遺構面において堀跡などの遺構を検出した。この結果、主郭部を囲む堀2が15世紀後半までに掘削されたことや、堀2掘削以前の区画溝、土坑や焼土層などを検出した。また、最下層となる基本層（第Ⅶ層）から、13世紀中頃～後半の遺物が多数採集され、南郷春日神社の周辺で何らかの活動が想定されるようになった。

また、主郭部の周囲に堀2が掘削され、確実に居館となるのが15世紀であることが確認された。

第2次調査 現屋敷北側の耕地において、幅1.5m前後のトレンチを3カ所掘削した。調査の結果、いずれのトレンチにおいても堀跡は確認されず、それぞれのトレンチで中世後期以降の水田面を検出した。これらより、当敷地一帯は耕地として利用されたことを確認した。

第3次調査 現屋敷の南隣接地における発掘調査である。調査では、14世紀頃に掘削された南北に伸びる幅3.3m、深さ0.9mをはかる溝などを確認した。

第4・5次調査 居宅部分の発掘調査で、主屋・台所にかかる多数の遺構や宝永6年（1709年）の火災以前の建物に伴う遺構や堀跡を検出した。この結果、主屋・台所部分が概ね4期の変遷が迎えられること、また宝永の火災のあと居宅部の範囲が北側に拡大したことが確認された。

第6次調査 現屋敷西側の耕地において、トレンチ4箇所を掘削した。調査では、堀2の西端と北西端部を確認した。また、堀2は居宅部と神社敷地の境界から北側で堀幅が狭まることが判明した。なお、今回の調査により、主郭部の北端と西端の位置が確定された。

第7次調査 旧版の豊中市史第1巻所収の「今西家土居屋敷図」〔昭和36年（1961年）〕で今西氏屋敷の「外堀」が記載されていた、推定地東端における発掘調査である。調査では「外堀」に比定される幅7.2m以上、深さ1m前後の堀1や、堀1掘削以前の建物遺構群が検出された。この調査は「今西家土居屋敷図」の推定を裏付けるとともに、堀1の掘削時期が13世紀後半まで遡ること、堀1の内側が耕地として利用されたこと、堀1の掘削が南郷春日神社の建立に伴う可能性があることが確認された。

(2) 文書調査

『今西家文書』の調査では、これまで知られてきた中世から近世の史料等を再確認するとともに、文政6年（1823年）の今西氏屋敷を描いた「南郷今西屋敷絵図」など、新たな史料も確認された。この史料によって、発掘調査で確認された堀2の全体像が判明したことも、大きな成果となった。

(3) 今西家墓所の現状調査

今西家墓所にかかる現状調査では、南北最大長26.5m、東西最大長10.7mの区画に118基の墓石があることを確認した。これら墓石のうち、最も古いものは天文5年（1536年）の銘を持つ今西春持（33代）の一石五輪塔であるが、それ以外にも15世紀に遡る墓石があることを確認した。それぞれの墓碑銘から33代から35代、40代から52代までの当主やその家族の墓石を確認し、今西家墓所が中世後期から現代までほぼ連続と続くことが明らかになった。

【今西氏屋敷に関する調査の履歴】

平成4年（1992年）10月19日～11月30日	今西氏屋敷第1次発掘調査（範囲確認調査）
平成6年（1994年）2月21日～3月31日	今西氏屋敷及び周辺における測量調査
[平成7年（1995年）12月1日～平成12年（2000年）3月31日 震災復旧事業]	
平成8年（1996年）2月19日～3月19日	今西氏屋敷第2次発掘調査（範囲確認調査）
平成8年（1996年）4月24日～6月28日	今西氏屋敷第3次発掘調査（民間事業に伴う発掘調査）
平成9年（1997年）2月3日～3月31日	今西氏屋敷第4次発掘調査 （解体修理に伴う発掘調査 ※第1期）
平成9年（1997年）6月2日～8月29日	今西氏屋敷第5次発掘調査 （解体修理に伴う発掘調査 ※第2期）
平成12年（2000年）2月28日～	今西家文書調査検討会議（以後、継続的に開催）
平成13年（2001年）6月4日～8月31日	今西氏屋敷第6次発掘調査（範囲確認調査）
平成13年（2001年）10月10日～11月13日	今西家文書調査
平成14年（2002年）10月23日	今西家文書調査（追加調査）
平成17年（2005年）1月7日～3月31日	今西氏屋敷第7次発掘調査（地区会館建設に伴う発掘調査）
平成19年（2007年）11月1日～平成20年（2008年）3月31日	今西氏屋敷学術検討委員会
平成20年（2008年）1月17日～1月23日	今西家墓所現状調査
平成30年（2018年）6月27日～7月3日	今西氏屋敷第8次発掘調査（重要遺構確認調査）
令和2年（2020年）1月2日～2月10日	今西氏屋敷第9次発掘調査（個人住宅建設に伴う発掘調査）
令和3年（2021年）1月5日～1月25日	今西氏屋敷第10・11次発掘調査（個人住宅建設に伴う発掘調査）
令和3年（2021年）7月5日～7月28日	今西氏屋敷第12次発掘調査（個人住宅建設に伴う発掘調査）

4. 指定地及び周辺の状況

（1）指定地

主郭部 文政6年（1823年）に描かれた「南郷今西屋敷絵図」（『今西家文書』）によると、今西氏屋敷の主郭部は南北55間5尺3寸（1間＝6尺3寸で算出すると約108m）、東西30間（同約57m）とされる。現況の測量の結果では、南北約108m、東西約50mの範囲と推定されるが、やや東方へ広がる可能性がある。絵図に描かれた屋敷（主郭部）の内部をみると、北側半分は南郷春日神社の社地、南半分

は主屋等の建物によって構成される居宅部となっている。また、東側の中央には、表門として長屋門が描かれるが、明治40年（1907年）以降に移動しており、現在のものとは位置が異なる。

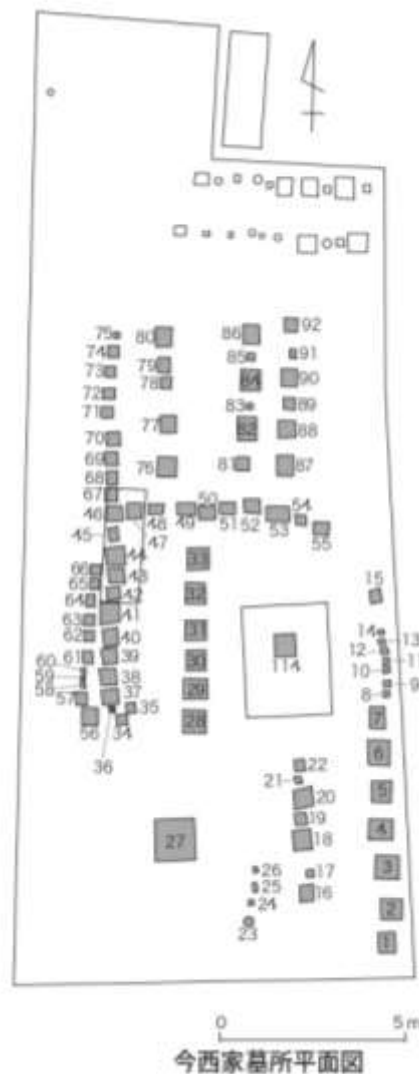
堀 跡 堀1は、耕地および宅地となっており、埋蔵文化財として取り扱われている。堀2のうち北辺は、居宅の一部が解体された後に耕地になったが、現在は更地として利用されている。また、北辺については、明治40年（1907年）の神社合祀令によって南郷春日神社が廃社された後、その敷地の一部は第三者に売却され、現在は共同住宅となっている。屋敷の西端を区切る堀2の跡は、現在耕地になっているが、その一部はまだわずかに窪みとして残っている。雨が降った後には水溜まりとなって、堀跡の痕跡が観察できる。また、その堀跡の内側には、約5m程度の幅で堤状の盛土があり、土塁と推定される。現在、この部分は樹木が植えられ、西側からの視界を遮るようになっている。

通称「鹿塚」 浜1丁目405に所在する塚で、「鹿塚」あるいは「末社」と呼ばれる。明治9年（1876年）の「国司大明神梅垣内古墳録」（『今西家文書』）によると、南北1間半、東西2間、高さ3尺8寸をはかる。同史料では、土饅頭状の塚として描かれているが、現在は墳丘の崩壊を防止するために間知石などの石積みによって区画されている。外法は南北4m、東西5mをはかる。また、頂部には樹木が茂り、その根本には1辺60cmほどの屋根を有する石製の祠が置かれている。

「鹿塚」にまつわる伝承は多いものの、今西家にも確かな由来は伝えられていないため、その性格は不明である。しかし今西家では、これが南郷春日神社と密接に関係するものであると認識されている。先の史料にも2月・11月の15日に、今西氏がこの塚で祭祀を行ったことが記されている。

墓 所 今西家墓所は豊島郡条里では6条2里1坪に位置し、字「北垣内」内にある松林寺境内に隣接する。墓所は、今西氏屋敷推定地の南西端から西方に約70mと極めて近い位置にあり、淡河城（神戸市北区）など畿内の城館や居館でみられる墓所と同じ形態の屋敷付属の墓所と言える。また、墓所が中世から現在まで移動しなかったことは、松林寺本堂の礎石に今西春憲銘の墓塔が転用されていたこと、松林寺の由来を記した「口上之覚写」〔寛正10年（1798年）※明暦元年（1655年）作成の写し『今西家文書』〕や『摂州豊嶋郡 小曾根村 浜村 長島村 寺内村 北条村 石蓮寺村 垂水村 明細帳』〔宝暦8年（1758年）『今西家文書』〕、「小曾根郷六箇村絵図之写」〔伝文化7年（1810年） 豊中市教育委員会所管〕によって裏付けられている。

墓地の西側は、天井川である天竺川の堤防に接する。所有



者と松林寺住職によると、当墓所の一帯は長年にわたって洪水による被害を受けやすい土地柄であったという。また、天竺川の氾濫で墓石が流されることもあり、そのたびに復旧したと伝えられている。また、先の「村明細帳」でも当墓所一帯が低地であったと記されている。

今西家墓所は、現状で南北最大長26.5m、東西最大長10.7mを範囲とする。その周囲は、現在ブロック塀で囲まれている。敷地内には、計118基の墓塔・墓標とその残欠がある。これら墓塔等の中には、所有者の関係者であった人々の一群も含まれている。

このほか、墓所の北側に隣接する無縁墓地には、松林寺本堂の火災の後に採集された墓標・墓塔や無縁仏などがまとめられている。

その他 都市計画法に基づく用途地域は、指定地全体が第一種中高層住居専用地域（建蔽率60%、容積率200%）であり、第2種高度地区にあたる。また、指定地内にある個人所有の耕地は、生産緑地法に基づく生産緑地に指定されている。

史跡指定地は個人、宗教法人、豊中市の三者で所有しており、今西家墓所は個人が所有している。また、個人が所有する通称「鹿塚」のある耕地などについては、別の耕作者により耕作が行われている。このほか、推定地の大部分は民有地で、現在は住宅地等として利用されている。

なお、国指定以降は、豊中市が管理団体となり、史跡の保護に影響のある剪定伐採など指定地の管理の一部について協力している。それ以外の管理は、所有者が行っている。

今西氏屋敷内の市有地（浜1丁目403-2・468.48㎡）は個人所有地に隣接し、今西氏屋敷推定地の南辺にあたる。平成20年（2008年）に豊中市土地開発公社を通じて先行取得した後、平成21年（2009年）に国史跡指定の官報告示を経て、史跡等購入費補助金事業として国庫補助金を得て公有化したものである。

（2）指定地外

垂水西牧榎坂郷西部の荘園遺構 垂水西牧榎坂郷は、豊中市穂積・服部・北条・小曾根・浜・長嶋・石蓮寺・寺内と吹田市西部を領域とする。今西氏は、高川を境界に「西方」（豊中市側）、「東方」（吹田市側）と区別し、「西方」は直営で、「東方」は服部村の南氏が代行して経営にあたっていた。このことを反映して、文治5年（1189年）の「垂水西御牧榎坂郷田畠取帳」（『今西家文書』）のうち、「東方」の追記は非常に少なく、この地域の土地台帳も多くはない。なお、荘園遺構の多くは、埋蔵文化財として取り扱われるが、地上に残存するものも少なくない。都市化した豊中市内において、多くの荘園遺構が地上に残存していることも当地域の特徴と言えるだろう。

天竺川・旧天竺川 市城南・西部の肥沃な低地に展開する荘園を潤す河川のうち、今西氏屋敷の西方を流下する旧天竺川の流路は、「垂水西御牧榎坂郷田畠取帳」に記された「川・溝」の分布と、既往の確認調査で検出した河道跡の存在から現在の河道より南西に向いていたのではないかと推定されている。また、旧天竺川は出土した遺物から、13世紀後半以降に埋没したことが判明している。一方、現在の天竺川は、小曾根村と穂積村の村境（5条と6条の境界）を流れる直線河道であるが、「垂水西牧榎坂方御牧名寄帳」（『今西家文書』）にみえる「ハマ」・「堤」の分布から、この時期に開

削・築堤されたことは予測できる。旧天竺川の埋没時期は、史料にみえる現天竺川の建設と時期的に整合しており、14世紀前後に付け替えられたと推定される。

榎坂郷西部を構成する村落 榎坂郷五ヶ村のうち西部は、小曾根村・服部村・穂積村で構成される。このうち服部村は、鎌倉時代前期まで穂積村に含まれていたものが、弘安3年(1280年)までに独立した村落となる。ただし、集落の出現は、小曾根村と同じ11世紀後半である。

小曾根村・服部村は11世紀後半に形成され、その後13世紀後半に集村化し、この後は近世にかけて変容しつつ、現代に継続する。榎坂郷西部の村落はそのまま住宅地となったため、近世的な村落景観の名残を留めているのは小曾根村と穂積村の一部に限られる。服部村は完全に住宅地化し、村落の面影は残っていない。

これら村落の中世における変遷とその実態については、穂積村を除いて発掘調査等で概ね把握されている。その詳細については、これまで刊行された各調査区の報告書および『大阪府指定史跡 春日大社南郷目代今西氏屋敷』[平成17年(2005年)豊中市教育委員会]に掲載した「摂津国豊島郡 垂水西牧榎坂郷西部における中世的集落の動態」で示したところである。また、一部の建物群については、「垂水西御牧榎坂郷田畠取帳」に記された名主の屋敷に推定されるものもある。

住吉神社 史料では「垂水西御牧榎坂郷田畠取帳」に初見する神社で、現在も「社地」と記された南条6条1里33坪に位置する。社伝に、本殿を仁平2年(1152年)に再建したという記事がある。現在の社殿は昭和36年(1961年)に大阪市北区中之島の豊国神社から移築されたもので、このほか明治31年(1898年)の大阪博物場に建てられた大阪府最古の能舞台(登録文化財)が、昭和56年(1981年)に社殿の背後に移築されている。鳥居は旧吹田街道に面して構えられており、南北200m弱の参道を通して本殿にいたる。なお、参道西側の敷地で実施した共同住宅の建築に伴う確認調査では、中近世の遺構等は確認されなかった。それ以外に、住吉神社において発掘調査等は行われていないため、中近世の状況は把握されていない。

福田寺などの寺院跡 福田寺は、穂積村の村寺として「垂水西御牧榎坂郷田畠取帳」の南条6条1里32坪に記載されている。推定地では戦前から瓦が採取されるなど、寺院の存在は確実視されてきた。採取された瓦は13世紀後半以降のものであるが、史料上の初見が文治5年(1189年)になることから、平安時代末期までに建立されていた可能性が高い。また、平成12年(2000年)に実施された阪急宝塚線沿いの共同住宅建築に伴う確認調査で中世前期の旧天竺川が確認された際に多量の瓦が出土し、鎌倉時代後期の福田寺がその近辺に存在することが再確認された。福田寺の西方には字「土居」があり、その地域でも13世紀後半の遺構が確認されている。

なお、これら以外にも寺院の存在が『今西家文書』の土地台帳から判明しているが、現時点では遺物・遺構から存在が推定あるいは確認できるものは、上記の事例に限定される。

小曾根村の村寺である安徳寺は南条5条1里5坪にあったものが、13世紀後半に5条1里9坪に移動したことが『今西家文書』の各史料から追跡でき、さらに移動した後の寺院跡は発掘調査で確認されている。平安時代の安徳寺(旧)については、まだ発見されていない。しかし、鎌倉時代の安徳寺

(新)に使われた瓦の中に、平安時代のものが少量含まれることから、史料のとおり南条5条1里5坪に存在した可能性は高い。

善光寺が建立された時期は明確ではないが、14世紀中頃には南条5条1里22坪に位置することが、「垂水西御牧小曾祢名帳」〔貞治元年(1362年)『今西家文書』〕で確認されている。また、その近辺で行われた小曾根遺跡第6・25次調査では15～16世紀の瓦が多量に出土していることから、中世後期までに成立していたことがわかる。

住吉市庭 住吉市庭は、『今西家文書』の土地台帳と現地の字名から、その存在が推定されていた。さらに、平成13～14年(2001～2002年)に実施された史料調査で確認された「垂水西牧内雲林院領田畠坪付帳」(『今西家文書』)と既往の発掘調査成果によって、その範囲が推定できるようになった。

市庭は字「市場」・「円光寺」にあつて、国道176号に沿って南北に展開する。旧天竺川と能勢街道、旧吹田街道が交差する地点に立地する。穂積遺跡第4次調査区をはじめとする各調査区では、鉾滓が出土するほか、埋納銭遺構も検出され、商職人が集住する場であったことを裏付けている。なお、市庭南東部に接するように居館が確認されており、雲林院の荘官屋敷と考えられる。

穂積村囲堤 穂積村を囲む堤防で、東西0.92km、南北0.88km(最長部分)、総延長3.54kmをはかる。穂積村囲堤のうち、現在地上に見える堤体は現代に盛土された部分で、本体は宅地化に伴う造成土下に埋没している。堤体が完全に露出しているところはないため、規模の詳細は明確にはできないが、穂積遺跡第21次調査区で検出した中世の堤体は、検出部分で下端部の幅6m、上端部の幅3m、検出高0.5mをはかることから、それ以上の規模となる。

築堤の時期は「垂水西牧榎坂方御牧名寄帳」・「垂水西牧穂積名寄帳」(『今西家文書』)の「堤」の分布から、14世紀中頃までになることが判明している。ただし、穂積遺跡第21次調査では、堤体を構築した基盤層の下層から14世紀前半の土師器小皿が出土しており、築堤にかかった期間は長期に及ぶ可能性がある。

また、国道176号線沿いで実施された確認調査では、現在の穂積村囲堤と異なる位置で囲堤と考えられる堤体が検出されている。このため、中世の穂積村囲堤の位置には、若干の移動を想定する必要がある。

小曾根村西部基幹水路網 「山ノ池」については、「垂水西牧榎坂方御牧名寄帳」・「垂水西御牧小曾祢名帳」で池が位置する北条11条6里34坪に「池」と記されていることから、14世紀中頃以前に遡って整備されていたことが判明している。また、この溜池を水源とする小曾根村西部の基幹水路網は、小曾根遺跡における発掘調査で13世紀後半には開削されていたことが確認されている。発掘調査で検出された水路は幅3～5m、深さ1.0～1.3mと、前代の条里遺構と比べて大型化しているのが特徴である。

現在の東さん溝は、幅1mのコンクリート護岸の水路となっているが、昭和18年(1943年)の米軍撮影の航空写真で確認されたソイル・マークとこれまでの発掘・確認調査によって、護岸以前の水路の西端を活用していることが推定される。

条里遺構 垂水西牧榎坂郷西部域にあたる豊中市南部（神崎川氾濫原を除く）は、豊島郡条里が施工されている。豊島郡条里は曾根・豊島付近を境界に北条・仲条・南条に区分され、榎坂郷北端部（旧垂水牧域）が仲条に含まれる以外は、南条の範囲となる。条里地割は現在の宅地区画にも踏襲されているが、宅地化する前は著しく歪んでいるところもあった。

なお、条里の施工時期はまだ確定していないが、穂積遺跡第35次調査区下層遺構面で検出した条里溝は、11世紀後半までに開削されたことが判明している。また、榎坂郷北部の段丘裾野付近ではそれより遅れ、12世紀前後になると推定されている。

関連遺構が分布する諸遺跡 垂水西牧榎坂郷にかかる荘園遺構は埋蔵文化財として地下に保存されているものが大部分であるが、これまで取り上げたとおり、地上で確認できるものも少なくない。

榎坂郷西部を構成する集落等が展開する遺跡は、北条遺跡・小曾根遺跡・服部遺跡・穂積遺跡として把握されている。このうち、北条遺跡・小曾根遺跡は小曾根村・安徳寺（新・旧）・善光寺・今西氏屋敷・小曾根村基幹水路網などが、服部遺跡は服部村の一部・豊島郡条里遺構が、穂積遺跡は穂積村・服部村・字「小路」の小集落および寺院・福田寺・住吉神社・住吉市庭および居館・旧天竺川などがある。そして、これら各遺跡における発掘調査およびその成果から、中世前期から後期にかけての景観変遷や空間構造等について、多くの知見をもたらしている。

なお、これらの遺跡のうち、小曾根遺跡は弥生時代前期、服部遺跡は弥生時代中期に、それ以外の遺跡は終末期に出現する。それ以後、それぞれの遺跡はある時期に断絶することもあるが、調査によって、11世紀中頃に中世荘園へと変容していく過程が段階的に把握されつつある。

第Ⅲ章 史跡の本質的価値

1. 史跡の本質的価値

史跡今西氏屋敷は、南郷春日神社と居宅部、現存する主郭部西辺の土塁や主郭部北東の水田に位置する通称「鹿塚」、今西家墓所など、様々な要素によって構成されている中世荘官屋敷である。また、今西家に伝来する数多くの史料等から、指定地のみならず屋敷を核とした周辺の歴史をより豊かにとらえることができる。このような中世荘官屋敷の歴史を現在に伝える今西氏屋敷の本質的価値は、以下の通りである。

- 中世荘園「垂水西牧榎坂郷」の枢要部を占める荘官屋敷
- 中世以来の遺構の変遷がたどれる荘官屋敷
- 現在に引き継がれる荘官屋敷の様相

(1) 中世荘園「垂水西牧榎坂郷」の枢要部を占める荘官屋敷

今西氏屋敷は、垂水西牧榎坂郷に下向した奈良春日社の目代今西氏の屋敷である。垂水西牧は、『康平記』康平5年(1062年)正月13日条に初見し、寿永2年(1183年)に摂政・藤原氏長者である近衛基通によって春日社へ寄進された荘園で、萱野郷(大阪府箕面市)・桜井郷(大阪府豊中市)・原田郷(大阪府豊中市)・榎坂郷(大阪府吹田市・豊中市)によって構成される。このうち、榎坂郷は吹田市域の垂水村・榎坂村(東方)と豊中市域の穂積村・小曾根村(西方)の4ヵ村からなる。13世紀後半には、服部村が加わって5ヵ村となる。なお、今西氏屋敷が所在する豊中市浜は、中世では小曾根村に属する。

豊中市域にあたる榎坂郷西部域の様相については、『今西家文書』等の史料によって、ある程度具体的に把握できる。今西氏屋敷は、本節末尾に概述するように榎坂郷を構成した小曾根村・服部村・穂積村といった村落、住吉神社・福田寺跡・安徳寺跡等の社寺、住吉市庭、山ノ池や中溝(東さん溝)などの水利施設、中世の天竺川等の遺構群と一体となって、榎坂郷の枢要部を占めており、今後も史料の検討や発掘調査による補完や研究の進展によって、その歴史性はより豊かなものになると期待される。

一方、今西氏は榎坂郷に下向した後、当地を管理するほかに、室町時代には垂水西牧桜井郷〔永享元年(1429年)〕や兵庫南関〔寛正4年(1463年)前後〕を、さらに戦国時代には河上関〔永正2年(1505年)〕や摂津国兔原郡山路荘のほか、興福寺の荘園経営にも関わって山田荘〔摂津国八部郡(神戸市北区)付近と推定〕の年貢徴収〔永禄2年(1559年)〕も行っている(『今西家文書』)。このように経営が多角化する一方で、北摂地域を支配下においた国人や戦国武将との間に姻戚関係を

結ぶ（「南郷今西家譜」『今西家文書』所収）など、一般的な荘官としての領域を超えたネットワークを構築している。

その後、今西氏は山崎の合戦〔天正10年（1582年）〕で姻戚関係のある明智光秀方についたため、管理下にあった榎坂郷は天正13年（1585年）に秀吉の蔵入地に編入され、目代の実権は次第に失うことになる。しかし、その後も榎坂郷を離れることなく、江戸時代には浜に陣屋を構えた飯野藩の藩主である保科正率とその家族を診察するため、今西玄祐が大坂城に通う（「今西家壁下貼り文書」『浜今西家文書』）など、今西氏は医師業を営むとともに、懐徳堂とも関わり、文化人としても活動していたことが記録されている。

（2）中世以来の遺構の変遷がたどれる荘官屋敷

今西氏屋敷では、二町四方の推定地の東辺に幅9.1m以上・深さ1.0mを測る堀1と基底部の幅2.7m前後の土塁があったことが推定され、主郭部には南北一町（108m）・東西半町弱（50m）の周囲に幅9.0m以上、深さ1.8m前後の堀2がめぐることが、文政6年（1823年）の「南郷今西家屋敷絵図」やこれまで行われた発掘調査で明らかになっている。

今西氏屋敷の成立については、今西家に伝わる伝承^{*1}以外に『大阪府史』第4巻〔昭和56年（1981年）〕・『新修 豊中市史』第1巻通史1〔平成21年（2009年）〕等の自治体史をはじめとする文献史学の所見等がある。なお、現在、確認された最古の遺構は、13世紀後半までに掘削された推定地東辺の堀1と、居宅部の南半部で検出した13世紀中頃～後半の遺物包含層である。南郷春日神社を取り込む形で屋敷が居館化する時期は判然としないが、15世紀後半までに堀2が掘削され、現在に続く主郭部の形態が完成する。さらに、主郭部東方に接する字「南郷」においても、中世後期の遺構群が検出されている。

江戸時代になり、宝永6年（1709年）の火災の2年後に現在の居宅が再建され、これによって「南郷今西屋敷絵図」〔文政6年（1823年）『今西家文書』〕に描かれた屋敷となる。このあと、19世紀後半に主郭部南辺の堀2は埋め立てられて耕地となり、20世紀前半における神社敷地の一部の売却やその後の換地などの経緯を経て、現屋敷の姿となる。

（3）現在に引き継がれる荘官屋敷の様相

現在の主郭部は、延享3年（1746年）に移築された奈良春日若宮神社（一間社春日造り）を本殿とする北半部の南郷春日神社と、南半部の宝永8年（1711年）に建築された六つ間取り座敷一間付きの居宅によって構成され、居宅部の西側に残る内堀跡や土塁・築山と一体になって歴史を感じさせる佇まいをなしている。中世から連綿と祀られてきた南郷春日神社は、明治40年（1907年）の神社合祀令によって一旦廃社されるが、建造物は保持され私祭として祭祀を継承しながら、昭和59年（1984年）に「宗教法人 南郷春日神社」として復興し、今日にいたる。また、主郭部で行われた発掘調査によ

って、主郭部は中世以降、現在と変わらない位置にあったことが裏付けられている。

今西氏屋敷の南西、元の菩提寺である松林寺の西側に隣接する今西家墓所には、天文5年（1536年）銘の33世春持の一石五輪塔から52世にいたる今西氏代々の当主とその家族の墓石とともに、形式的には15世紀に遡る舟形仏像などがあり、連綿と続く今西氏の歴史を反映したものとなっている。

「小曾根郷六箇村絵図之写」〔伝文化7年（1810年）豊中市教育委員会所管〕には、今西氏屋敷推定地北東の水田内に位置する通称「鹿塚」（梅垣内古墳）と呼ぶ末社のほかに、2基の末社が描かれている。これらは「鎮守」あるいは「末社」とよばれ、屋敷と密接にかかわるものと認識されている（「延享録」『浜今西家文書』・『摂州豊嶋郡 小曾根村 浜村 長島村 寺内村 北条村 石蓮寺村 垂水村 明細帳』〔宝暦8年（1758年）『浜今西家文書』〕）。

このように今西氏屋敷は時代の変遷とともに若干姿を変えながらも、所有者によって守り伝えられるとともに、主郭部、堀1・2、通称「鹿塚」、字「南郷」等の構成要素を包括する二町四方の推定地と墓所が一体となって、現在に至るまで中世以来の荘官屋敷の様相が良好な保存状態で維持されてきた。

※1 今西春禎『摂州南郷今西家之記録』平成30年（2018年）

「（前略）承平年中（931～938年）、朱雀天皇の御世に關東で平将門の乱が起こった際、藤原氏一門の田原藤太秀郷が、将門討伐の任を負って關東に下るに際し、是の達成を祈願して私領である垂水西牧の当地に小祠を創り春日の御分霊を勧請したのが、南郷春日神社の起源である。此の神霊御遷座に初めて供奉し来ったのが、当時春日社の神官座南郷に在った今西家の先祖、時兼である（時兼は今西家譜に於いて、春包に当たる人物也）。是以来、垂水西牧の春日小祠は、今西家の累代が南郷春日神社として現地祭祀を司ってきたのである。（後略）」

2. 構成要素の区分

（1）構成要素の区分基準

史跡を構成する要素については、指定地と指定地外（今西氏屋敷推定地）、また史跡周辺を構成する要素等に区分できる。当史跡については、下記のとおり史跡の構成要素を区分する。

A. 史跡の構成要素

A-1 史跡の本質的価値を構成する要素

A-2 A-1以外の要素……A-2-a 史跡に密接に関わる要素

A-2-b 史跡に新たな価値を付与する要素

A-2-c 将来的に除去や移転を検討する要素

B. 史跡周辺の環境を構成する要素

C. 史跡の価値に関連する要素

(2) 区分の詳細

○A (史跡の構成要素)

●A-1 (史跡の本質的価値を構成する要素)

史跡の指定理由・要件に示された特性や価値を有する要素で、確実に保存するもの。

今西氏屋敷は本来、二町四方の推定地と近隣の墓所を一体のものとする事で価値をなす。しかし、その内部は性格が大きく異なる多数の諸要素によって構成されている。ここでは、中世の遺構となる土塁・堀跡・墓所(の一部)等の荘官屋敷を構成した要素とそれを現在に伝える上で重要な役割を果たした要素を取り上げる。

- ・主郭部
- ・居宅
- ・南郷春日神社
- ・土塁
- ・築山
- ・堀2
- ・堀1
- ・今西家墓所
- ・末社〔通称「鹿塚」(梅垣内古墳)〕
- ・旧居宅部・南郷春日神社の境界(石積み)
- ・土蔵跡
- ・南郷春日神社の附属施設(旧福寿院・石灯籠等)
- ・土塀跡
- ・長屋門

●A-2-a (史跡に密接に関わる要素)

今西氏屋敷が現在に継続する過程で人為的、自然的に付加された要素のうち、本質的価値を伝える上で欠かせないもので、今西氏屋敷が成立あるいは居館化する以前の集落・建物遺構群など、史跡の歴史的前提となるものや、景観を構成する樹木が該当する。

- ・土蔵
- ・南郷春日神社の附属施設(鳥居)
- ・今西氏屋敷成立以前の埋蔵文化財
- ・樹木



今西氏屋敷の構成要素（図中の番号は一覧表参照）

●A-2-b（史跡に新たな価値を付与する要素）

標識や説明板など、史跡を顕彰あるいは管理・活用・保護する上で必要な施設や設備で、史跡に新たな価値を付与する要素として必要とされるものがこれにあたる。

- ・「南郷の家」説明板および簡易展示施設

●A-2-c（将来的に除去や移転を検討する要素）

今西氏屋敷が現在に継続する過程で人為的、自然的に付加された要素のうち、史跡の本質的価値を損なわせる、もしくは将来にその恐れが生じるもの、あるいは建造物・遺構・景観等の保存に悪い影響を及ぼすものである。史跡と関わりのない工作物、史跡に悪影響を及ぼしている樹木などがこれに該当する。

- ・大阪府指定史跡標柱
- ・震災復旧復興事業に伴う仮設建物
- ・現管理施設

区域	構成要素の種別	地図番号	構成要素の名称		
指定地	A-1		ア	主郭部	
			1	居宅部	
			2	南郷春日神社	
			3	土塁	
			4	築山	
			5	堀2	
			6	堀1	
			イ	今西家墓所	
			ウ	末社 [通称「鹿塚」(梅垣内古墳)]	
			7	旧居宅部・南郷春日神社の境界(石積み)	
			8	土蔵跡	
			9	南郷春日神社の付属施設(旧福寿院・石灯籠等)	
			10	土塀跡	
			11	長屋門	
指定地	A-2		8	土蔵	
			9	南郷春日神社の付属施設(鳥居)	
				樹木	
				今西氏屋敷成立以前の埋蔵文化財	
			A-2-b	12	「南郷の家」説明板および簡易展示施設
			A-2-c	13	大阪府指定史跡標柱
				14	現管理施設
指定地外	B		15	震災復旧事業に伴う仮設建物	
				建造物等に悪影響を及ぼす樹木	
			エ	字「南郷」	
			オ	今西氏屋敷推定地のうち未指定地	
			カ	松林寺	
その他	C			「今西家文書」	
				今西氏屋敷出土遺物	
				旧居宅・神社等で使用されていた古材	
				浜の秋祭り	

今西氏屋敷の構成要素一覧表

○B（史跡周辺の環境を構成する要素）

史跡指定地の周辺において史跡の本質的価値と密接に関わる諸要素で、景観として史跡指定地と連続し、または一体となって構成しているものが該当する。今西氏屋敷は今西家墓所が一体となることで、本質的な価値を見出されるように、推定地にある未指定地や菩提寺の松林寺等がこれに該当する。

- ・今西氏屋敷推定地のうち未指定地
- ・字「南郷」
- ・松林寺

○C（史跡の価値に関連する要素）

今西氏屋敷から出土した遺物や今西家に伝存する古文書、南郷春日神社を核として実施される地元の祭りなど、史跡と切り離すことのできない要素である。

- ・『今西家文書』『浜今西家文書』
- ・今西氏屋敷出土遺物
- ・旧居宅部・神社等で使用されていた古材
- ・浜の秋まつり

3. 史跡を構成する要素の概要

（1）A-1（史跡の本質的価値を構成する要素）の概要

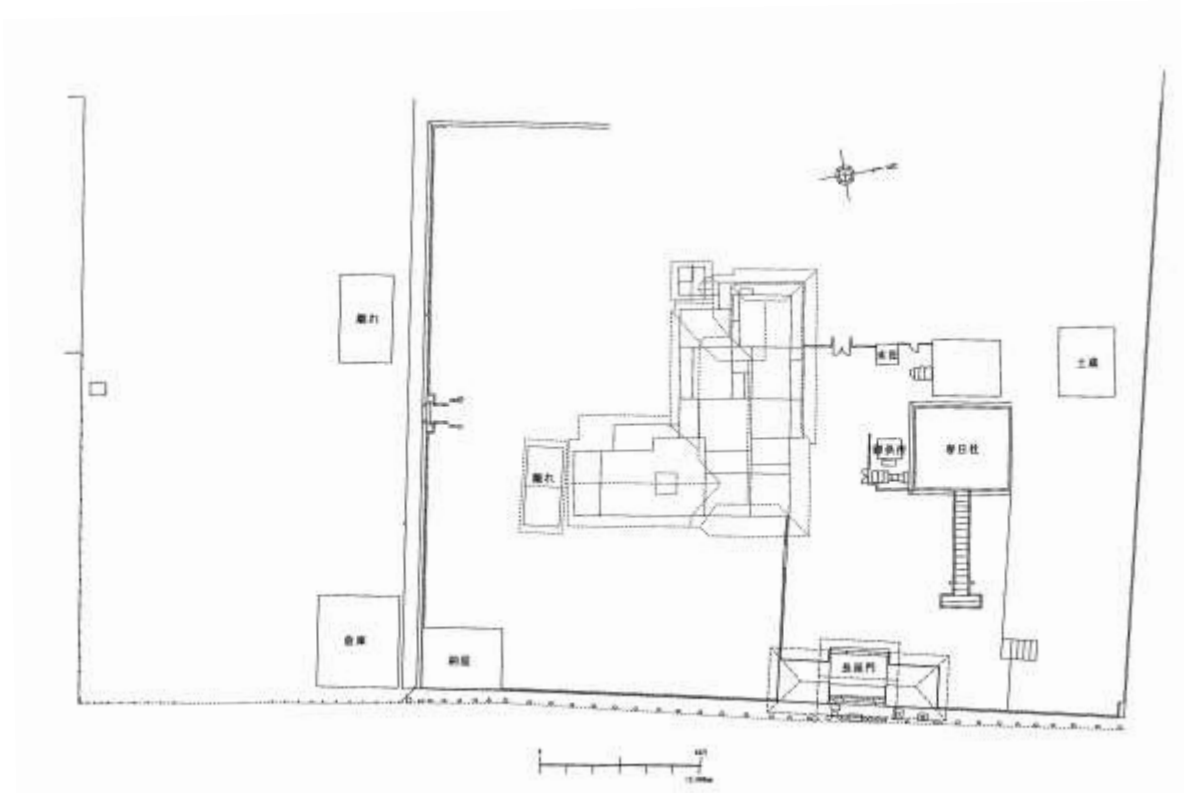
主郭部 「南郷今西屋敷絵図」によると、南北108m、東西57mを範囲とし、その北半分は南郷春日神社敷地、南半分は居宅部として利用されていた。しかし、明治40年（1907年）の神社合祀令の後に、神社敷地の一部が売却された。その際に、南郷春日神社の本殿を現在の位置に曳家で移築し、また長屋門もやや南に移動した。

売却された旧神社敷地については、昭和40年（1965年）に鉄筋コンクリート造3階建ての共同住宅が建設された。その基礎掘削の際に、神社敷地は著しく削平され、現状では旧居宅部との境界を明示する石積みと旧境内の一部が現存する。

一方、居宅部の南側は19世紀後半に堀2が埋め戻されるとともに宅地から耕地へ転用された。この後、この部分は盛土造成されて空地として利用されている。現在の居宅部と南側空地との境界を明示する東西方向の小規模な堀は、居宅南半部を盛土で造成する前に一旦埋め戻されたが、造成後には再び掘



居宅部 主屋（北東から）
[宝永8年（1711年）再建]



現今西氏屋敷配置図（保存修理時）



主屋北立面（保存修理時）



主屋南立面（保存修理時）



主屋東立面（保存修理時）



主屋西立面（保存修理時）

削されたものである。

居宅部の北半には、宝永8年（1711年）の火災の後に再建された土間付六間取りの主屋が現存する。現状では、主郭部の西辺・北辺は高木が密生し、南辺も低木が多い。居宅部の南・東部は庭として活用されているが、南庭には震災復旧復興事業時の仮設物置等がそのまま残されている。また、南側の更地にも、同様の仮設建物が残る。

主 屋 主屋は宝永の火災を経て2年後の宝永8年（1711年）に再建された土間付六間取りの近世民家で、関西を代表する型式（土間付四間取り）を踏襲している。再建の後、複数回の改築や補修、増築を行うなどの改変があったものの、構造的に大きな変更はなく現在に至る。

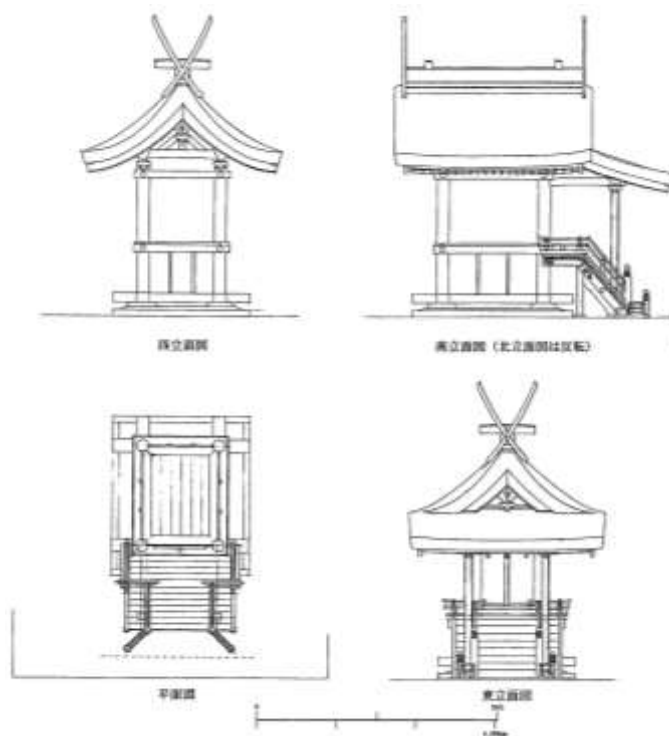
なお、震災復旧事業の際に解体修理が行われた結果、再建後に増築された部分は撤去され、建築当初の姿に復元された。なお、阪神・淡路大震災以前の主屋の屋根は茅葺き一部瓦葺きであったが、同時に銅板葺きに変更された。また、平成21年（2009年）の国指定に伴って、自動火災報知設備を屋内に設置した。



南郷春日神社本殿（東から）
[延享3年（1746年）移築]



築山と末社 [地主社（南東から）]



南郷春日神社本殿（保存修理時）

南郷春日神社 現在の本殿は、延享3年（1746年）に奈良春日社の若宮神社を移築したもの^{*1}で、本来は旧神社敷地に位置した。しかし、明治40年（1907年）に、居宅部北端の現位置に移築された。旧神社敷地と居宅部では約1.0m前後の高低差があるため、本殿は基壇の上に曳屋で移築された。基壇は間知石を布積みにしたもので、東面に階段が設けられている。

本殿については、震災復旧事業により解体修理されたものの、基壇部分は修理されていない。

※1 奈良春日社における当該若宮神社の建築年は、享保13年(1728年)である。これは享保12年(1727年)の台風で鳥居が倒壊したことをきっかけに、末社にいたるまでの建物を翌年の式年造替にあわせて建て替える決定がなされたことによる[春日大社『春日大社年表』平成15年(2003年)]。

土 塁 居宅部西辺に残存し、全長18m、基底部の幅5m前後、居宅部からの比高差0.7m前後をはかる。居宅側の裾部には、土砂流出防止の石列がある。堤体には樹木が密生する状況で、落ち葉・腐葉土が被覆している。盛土が露頭する部分は見当たらない。

築 山 土塁北端にあつて、旧神社敷地南西端に位置する。全長14m、基底部の幅12m、居宅部からの比高差1.3mをはかる。土塁に比べて0.6mほど高いのは、旧神社敷地と居宅部の高低差を反映している可能性がある。頂部には、祠(末社・地主社)が設置されている。堤の周囲には樹木が密生し、堤体の盛土が露頭する部分は見当たらない。

堀 1 土地の利用状況などによって、現状は大幅に異なる。今西氏屋敷推定地の東辺においては発掘調査で堀1の存在が確認されているが、一部指定地にかかる北辺、南辺については耕作地であることなどから、範囲確認調査等は行われていない。また、推定地の西辺で行われた確認調査等では、現在のところ堀1は検出されていない。

堀 2 これまでの範囲確認調査によって、南辺・西辺の幅は10m前後、深さは2m程度をはかると推定される。

南辺は、居宅部の南側を耕地化する際に埋め立てられた。範囲確認調査により、居宅南側の更地の南端から北10mに位置し、現地表下0.4mのところに埋没していることが確定している。

西辺の北半分は神社敷地に、南半分は居宅部に伴う。また、神社敷地の堀の幅は、居宅部に対して2mほど狭まることが確認され、居宅部北側の堀2の一部は埋没していないことが確認されている。神社敷地の内堀の東岸は、共同住宅敷地内に位置する。

北辺は旧神社敷地にあたる共同住宅敷地内に位置するため、建築の際に破壊された可能性がある。

東辺は完全に埋め立てられているが、現主郭部の東辺を明示する長屋門とそれに連なる塀の直下に位置し、東岸側の一部は道路下に広がることが、工事立会等によって確認されている。

今西家墓所 今西家墓所は今西氏屋敷の南西端から約70m西方に位置し、西側は天竺川堤防に接する。敷地は南北(最大)26.5m、東西(最大)10.7mをはかり、現在118基の墓塔が15群構成で配置されている。このうち、中世の所産となる一石五輪塔群は、もとは東側に接する松林寺の本堂床下にあ



堀1 東辺 [調査地全景(北から)]



堀2 北東角 [調査地全景(北から)]

ったもので、昭和53年（1978年）の本堂火災時に床下から発見された。発見後は、今西氏に返却され、現在の位置に設置された。これら一石五輪塔群の多くは、和泉砂岩製である。

一方、近世以降の墓塔群は、これまでの洪水や地震などの災害に遭うたびに復旧され、その都度、墓塔の位置が変更されて原位置をとどめないものが多いと伝えられているが、大部分の墓塔について



今西家墓所
[左奥 松林寺（南西から）]



末社〔鹿塚（北西から）〕



境界の石積み（南から）

時系列的な規則性は保たれていることが判明している。なお、敷地の周囲は境内墓地・無縁墓地および石蓮寺村関係者の墓地となっている。

末社〔通称「鹿塚」（梅垣内古墳）〕 主郭部北方の耕地に位置する。東西4m、南北5m、高さ1m前後をはかる。元は白狐頂部には一辺60cm前後の屋根を有する祠が設置され、その北側には樹木が自生している。明治9年（1876年）に取材された「国司大明神梅垣内古墳録」（『今西家文書』）によると、東西2間、南北1間半、高さ3尺8寸をはかると記されている。現在は、間知石で方形状の区画を巡らし、耕地との境界を明示している。

旧居宅部・南郷春日神社の境界（石積み） 旧神社敷地と居宅部の境界を石積みで明示したもので、築山の東斜面から長屋門に向かって東西33mほど伸びる。その中位からやや東よりのところに、階段が設けられている。石積みは野面積みで、河原石を平均3段ほど積んでいるが、天端は未処理である。

土蔵跡 もとの土蔵は現在の神社の西側に位置したが、阪神・淡路大震災の際に解体され、現在の位置に移築された。その建築時期は明確ではないが、間知石を基礎とすることから、近世以降の所産であろう。土蔵跡については、間知石を礎石とした基礎がそのままの状態で見られる。

南郷春日神社の付属施設（旧福寿院・石灯籠等） 福寿院は、文政4年（1857年）に石蓮寺所在の住吉神社境内へ移転した建築物を、明治初年（1868年）の廃仏毀釈運動下の頃に自宅に移築したものである。現在は、南郷春日神社西方に配置されている。

また、南郷春日神社の参道の両脇には花崗岩製の石灯籠が10基設置されている。ただし、これ以外にも福寿院が寄贈した慶長12年（1607年）銘の和泉砂岩製石灯籠がある。これは、阪神・淡路大震災の際に横転、破損したために、現在は別の場所に保管されている。

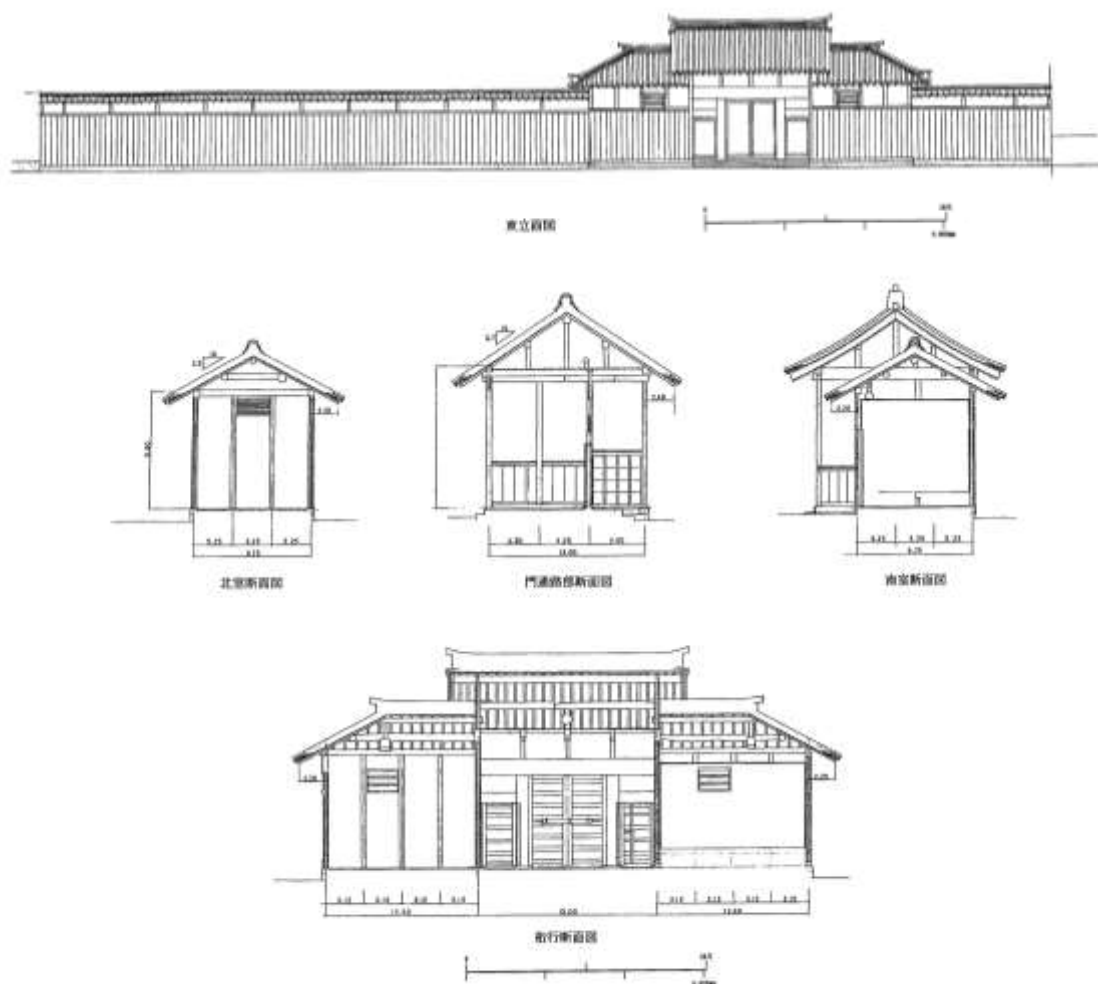
土塀跡 現居宅部と南側の更地を区画する小規模な堀の北岸は、間知石で護岸され、板塀で仕切られている。これは、もともと土塀であったものが、阪神・淡路大震災の際に倒壊したため、震災復旧事業の際に現行の板塀に変更された。居宅部西辺の土塀は、基底部だけが現存する。



長屋門・板塀（北東から）

長屋門 現在の長屋門の位置は、文政6年（1859年）の「南郷今西屋敷絵図」（『今西家文書』）のものよりやや南に移っている。これは、神社敷地の土地売却に伴って、明治40年以降に移転された結果で、その際に現在の中棟高の形式に改められたとされる。また脇室の内部に床天井を貼るなどの改造もなされた。

また脇室の内部に床天井を貼るなどの改造もなされた。



長屋門及び板塀（保存修理時）

(2) A-2-a (史跡に密接に関わる要素) の概要

土蔵 阪神・淡路大震災の際に損壊した旧土蔵にかわり、旧神社敷地の一部に移転するかたちで

再建された。現在も、所有者によって使用されている。

南郷春日神社の付属施設（鳥居） 鳥居は明治40年（1907年）の移転の際に作られたものを、平成20年（2008年）に建て替えた。しかし、この鳥居も虫害により倒壊の危険が生じ、平成29年（2017年）の緊急修理事業で修復した。

樹木 居宅部の西辺と北辺は樹木が密生し、高木も多い。下草は除草されているが、高木については部分的な剪定にとどまる。築山の西斜面にはマツが、また現居宅南庭の南西角にはクスノキの高木がある。居宅部南側の更地の南端は、低木が土地境界にそって並木状に林立している。居宅南側の更地の西端は、雑草が密生し、低木が散在している。居宅部の南庭・東庭には、各種草木の植込みがある。

今西氏屋敷成立以前の埋蔵文化財 今西氏屋敷推定地東辺の第7次調査区において12～13世紀の建物遺構群が検出されており、周辺にも中世前期の建物遺構群が散在する可能性がある。指定地内では、中世前期の建物遺構群は確認されていないが、第6次調査区第1トレンチⅨ₂層（平安期遺物包含層）から11世紀末の土師器皿が出土しており、その周辺に建物遺構群が展開する可能性がある。

（3）A-2-b（史跡に新たな価値を付与する要素）の概要

「南郷の家」説明板および簡易展示施設 「南郷の家」は、今西氏屋敷推定地東辺を区切る堀1上に位置する老人福祉施設である。平成17年（2005年）に当建物の建築に伴って行われた発掘調査（今西氏屋敷第7次調査）の成果について、施設入口の花壇脇には説明板が設置されている。また玄関内には出土遺物の一部が展示され、発掘調査風景等が掲示されている。



堀1説明板（「南郷の家」）

（4）A-2-c（将来的に除去や移転を検討する要素）の概要

大阪府指定史跡標柱 昭和47年（1972年）の大阪府史跡指定に伴って、長屋門北側の道路面に接して設置された花崗岩製の標柱である。

震災復旧事業に伴う仮設建物 現在の居宅部南庭に位置するトタン葺きの仮設物置、南側の更地の北側に位置するプレハブ建築の旧仮設住宅、同じ更地の西側のトタン葺きの仮設物置等が該当する。これらの建物には、現在所有者の家財と震災復旧事業で解体修理した際に交換された古材が保管されている。

現管理施設 居宅部南側の更地に、仮設トイレと共に位置する。基礎等の掘削を行わず、地上に設置された簡易建物である。一般公開等の事業でも活用されている。

建造物等に悪影響を及ぼす樹木 長屋門の基礎・土台を圧迫している現



石柱（大阪府指定標柱）

神社敷地東端の檜など、建造物に悪影響を及ぼす樹木が居宅部・神社敷地に散在している。

(5) B (史跡周辺の環境を構成する要素) の概要

字「南郷」 現在、宅地となっている。近世民家は阪神・淡路大震災で倒壊し、現在は一般的な近代住宅に建て替えられている。

なお、平成23・24年(2011年・2012年)に行われた確認調査で15世紀以前からの遺構が確認されており「馬場所」等の荘園管理に関わる施設の存在が推測できるようになった。

今西氏屋敷推定地のうち未指定地 今西氏屋敷は二町四方の推定地の中に様々な構成要素を配し、その四方が堀で囲まれていたという伝承がある。ただし、堀が実際に確認されているのは、推定地の東辺に限られる。

また、南辺では昭和17年(1942年)の航空写真(大阪市撮影※大阪市都市計画局所管)で一部推定される箇所があるが、現時点で確認調査等により南辺、北辺及び西辺で検出された箇所はない。

松林寺 松林寺はもともと今西氏の菩提寺であったが、現在は曹洞宗の宗教法人として独立している。寺院は南面に山門、境内には山門、鐘楼と本堂がある。本堂は昭和53年(1978年)に火災で焼失したのち再建された。境内には、江戸時代の墓塔・墓碑がある。これらの多くは、松林寺代々の寺僧と飯野藩陣屋に勤務した飯野藩士のものである。これ以外に、今西家墓所に帰属すると推定される地藏(座像)なども無縁墓地にまとめられている。なお、当境内の西隣に、今西家墓所が位置する。

(6) C (史跡の価値に関連する要素) の概要

今西家文書 中世を主体とする史料群で、中世の帳簿172点・文書75点、近世以降の史料36点の計283点からなる。

「垂水西御牧榎坂郷田畠取帳」をはじめとする土地台帳群は、後世の加筆があるものの、榎坂郷の景観復元と中世前期から後期にかけての変遷を知るに十分な手がかりとなっている。また、算用帳の一群は、特に中世後期における荘官の経済活動が克明に記されており、荘園の支配構造以外の側面を知る重要な史料となっている。そのほか、書状等の史料からは、奈良春日社や摂津国人とのやりとりなど、今西氏の社会的地位に関する情報が含まれている。



「垂水西御牧榎坂郷田畠取帳」
(『今西家文書』)

『今西家文書』とは別に、震災復旧事業の際に、多数の壁下貼り文書が採取されている。これらには日記なども含まれており、浜村に陣屋を構えた飯野藩との交流や近世の今西氏の日常生活の一端が知られる。

今西氏屋敷出土遺物 今西氏屋敷については、これまで範囲確認調査(第1・2・6次)と開発に伴

う発掘調査（第3・7次調査）、震災復旧事業（第4・5次調査）が行われている。これらの発掘調査で出土した遺物は、遺物収蔵箱にして合計64箱になる。このうち、第1次調査第3トレンチ堀1の京都産土師器皿や、主屋内（第5次調査）で出土した高級陶磁器類は、目代今西氏の往時の姿を彷彿とさせる。

旧住宅部・神社等に使用されていた古材 震災復旧事業に伴う解体修理の際に、虫害等で再利用できなかった古材が除却された。これらについては、建築当初のものから、その後の修理、改築等で使用されたものがある。

浜の秋まつり 昭和30年頃までは毎年10月17日に開催されていたが、現在は10月第1週の土日に開催されるようになっていた。もとは、今西家が南郷春日神社で催行していた「秋大祭」であるが、明治40年（1907年）の廃社で中止されたのをきっかけに、浜村が中心となってこの祭礼を引き継いだことにはじまる。この祭礼では、原田神社の獅子が南郷春日神社の獅子を追って浜地区をまわっていたが、その後原田神社の獅子舞が来なくなったため、浜村が独自に獅子舞を行うようになったと伝えられている。



浜の秋まつり（南郷春日神社獅子神事）

第IV章 史跡等の現状と課題

1. 保存の現状と課題

(1) 指定地全体

【現状】 指定地は、一部の市有地を除いて、個人及び宗教法人の所有地である。指定地のうち主郭部は個人の住宅及び神社として利用され、その周囲は耕地・更地となっている。市有地を除く指定地は、所有者が日常的に管理している。ただし、西側・北側・南側の耕地のうち所有者の管理が困難なところは、管理団体である豊中市が協力している。また、北東の耕地については、別の耕作者が耕作を行っている。市有地は更地の状態で、ネットフェンスで区画した上で、敷地内は防草シートで覆っている。

【課題】 指定地のうち、主郭部は震災復旧事業で修復がかなわなかった部分が課題となっている。また、指定地西辺の敷地を中心に長く滞水する状況が見られ、史跡の良好な環境保全のため排水経路を整理する必要がある。指定地が広範囲で開放的であるため、不法侵入が容易であることも課題となっている。所有者の高齢化に伴い、日常的な維持管理が困難になりつつある。史跡が沖積地に立地するために、保存にあたっては地盤沈下等の対策・処置が必要である。

(2) A-1 (史跡の本質的価値を構成する要素)

主郭部

【現状】 神社敷地の大部分が共同住宅に、居宅部南半は更地になるなど、主郭部は近代以降の変容が著しい。

主郭部の周囲は、樹木が密生する状況にある。特に、神社敷地から築山にかけて、また現居宅南庭には高木がある。南門の架橋（小規模な堀上）が腐朽している。

【課題】 主郭部の復元が望まれる。また、居宅部西側一帯の樹木が密生する状況は、史跡の景観を損なうほか、落ち葉や根などが建築物や埋蔵文化財に対して悪影響をもたらすことが懸念される。

架橋は安定した素材に変更し、手すりや滑り止め等の安全策を講じる必要がある。柔弱地盤と高湿な環境下にある建造物のため、これらに対する措置が必要とされる。

居宅部

【現状】 震災復旧復興事業後は家財が居宅部内の主屋や主屋内に収まりきらず、著しく手狭になっている。主屋北側の土間縁が不等沈下している。

【課題】 家財等を保管する空間、倉庫が必要とされている。不等沈下した部分を整地する必要がある。

南郷春日神社

【現状】 現在の本殿は、震災復旧事業により解体修理された後に、特に目立った問題はない。ただし、基壇部分は不等沈下のため、石積みに歪みが認められる。

【課題】 本殿の基壇部分は将来の地震等で崩落の恐れがあり、補強等を行う必要がある。

土 塁

【現状】 樹木が密生する状況にある。堤体の上面には、落ち葉・腐葉土が被覆しており、盛土が露頭あるいは流出している部分は見当たらない。

【課題】 樹木による遺構の損壊の恐れがある。

築 山

【現状】 樹木が密生する状況にある。特に、西斜面には赤松の高木がある。築山の上面には、落ち葉・腐葉土が被覆しており、盛土の露頭部分は見当たらない。頂部には祠（末社・地主社）がある。

【課題】 樹木の根による遺構の損壊の恐れがある。

堀 1

【現状】 堀 1 はすべて埋没しており、埋蔵文化財として取り扱われる以外は、特に積極的な保存管理は行っていない。

北辺 指定地内は耕地として利用されているため、範囲確認調査等は実施していない。

南辺 一部が指定地内にあるものの、範囲確認調査等は実施していない。

【課題】 可能な限り範囲確認調査を行い、範囲および規模等の詳細を明確に把握する必要がある。

堀 2

【現状】 堀 2 はすべて埋没しており、埋蔵文化財として取り扱う以外に、特に積極的な管理は行われていない。

南辺 居宅南空地の南端から北10mに位置し、現地表下1mのところに埋没している。遺構の保存状態は非常に良好であることが、範囲確認調査で確認されている。

西辺 堀 2 の痕跡の一部は視認できる状況にあり、保存状態は良好である。ただし、神社敷地における堀 2 の東岸は、共同住宅敷地内に広がるため、擁壁等の基礎で損壊されている可能性がある。

北辺 共同住宅の敷地内に位置する。このため、建築の際に損壊された可能性があるものの、指定地外であるため、保存状態は確認できない。

東辺 現在は、完全に埋め立てられている。道路下に広がる部分は、近年のインフラ整備によって損壊されている可能性がある。西岸側の保存状態が良好であることは、範囲確認調査によ

って確認されている。

【課題】 現状では、管理・保存上の課題はない。

今西家墓所

【現状】 和泉砂岩製の墓碑・墓塔は、風化が進行している。花崗岩製の墓塔群の中には、墓碑銘が判読できないほど、風化したものがある。防犯・防火設備等は設置されていない。

【課題】 和泉砂岩製の墓碑・墓塔で風化しているものは、速やかに保存処理等の保全措置を講じる必要がある。保存状態の悪い墓碑は拓本等を取り、銘文を判読する調査を行う必要がある。また、防犯・防火上の対策を講じる必要がある。

末社〔通称「鹿塚」（梅垣内古墳）〕

【現状】 墳頂部の樹木が高木化しつつある。石積みの一部が崩落している。

【課題】 築造された時期や性格を把握するため、学術的な調査を行う必要がある。ただし、耕地内のため、調査を実施するにあたっては、所有者及び耕作者の同意が必要である。

旧居宅部・南郷春日神社の境界（石積み）

【現状】 石積みの一部が崩落しており、周囲に悪影響を及ぼしかねない状況にある。また、階段脇にフジの大木があり、石積みを圧迫する可能性がある。

【課題】 石積みの修理は平成29年度（2017年度）12月に緊急修理事業として実施した。しかし、周辺には大木が多いため、樹木の根による崩落の懸念がある。

土蔵跡

【現状】 土蔵跡の保存状態は良好である。

【課題】 土蔵跡の保存については、特に課題は認められない。

南郷春日神社の付属施設（旧福寿院・石灯籠等）

【現状】 大蔵姫（諡号：福寿院）が寄贈した慶長年銘の和泉砂岩製石灯籠は、阪神・淡路大震災の際に転倒、破損したために、現在は別の場所で保管されている。石敷きの一部は不等沈下し、歩行に適さない状態になっている。

【課題】 慶長年銘の和泉砂岩製石灯籠は、保存に適した保管場所が必要である。また、石敷きは見学者の対応のため、不等沈下によるぐらつきを補修する必要がある。

土塀跡

【現状】 南側の土塀は震災復旧復興事業ですべて撤去されて、板塀に代替された。西側の土塀跡は基礎の部分だけが残存する。

【課題】 居宅部西辺の土塀跡は、周辺の樹木が密生する環境の中で存在感が失われつつあるため、復元するなどの措置を講じる必要がある。

長屋門

【現状】 門構え及び金具等が老朽化している。基礎直下に木根が伸長し、基礎の間知石を圧迫している。

【課題】 平成29年度(2017年度)の緊急修理事業で木根の抜去や基礎の部分修理を行ったため、当面の課題はない。

(3) A-2-a (史跡に密接に関わる要素)

土 蔵

【現状】 土蔵の保存状態は良好である。

【課題】 土蔵の保存については、特に課題は認められない。

南郷春日神社の付属施設(鳥居)

【現状】 虫害があった鳥居は、平成29年度(2017年)度の緊急修理事業で修復した。

【課題】 今回の修復で虫害の再発防止のための対策は十分に行っているが、引き続き経過について観察する必要がある。

樹 木

【現状】 所有者が管理し、これに管理団体である豊中市が協力している。

【課題】 所有者の高齢化に伴い、日常の管理が次第に困難になっている。樹木が密生する部分は、定期的に剪定伐採しているが、実生が多く頻度を上げる必要がある。一部の高木は、強風時に倒れる恐れがある。

今西氏屋敷成立以前の埋蔵文化財

【現状】 史跡および周知の埋蔵文化財包蔵地として保護されているが、分布状況についてはまだ把握されていない。

【課題】 指定地内における埋蔵文化財の分布については、研究等の必要に応じて把握する必要がある。

(4) A-2-b (史跡に新たな価値を付与する要素)

「南郷の家」説明板および簡易展示施設

【現状】 「南郷の家」管理団体が管理している。施設入り口の花壇脇に説明板を、玄関に出土遺物の一部を簡易展示、壁面には利用者の手によって、調査風景等が掲示されている。

【課題】 掲示物は退色しており、展示内容は刷新する必要がある。展示ケースは、専用のものに交換する必要がある。展示品には、防犯対策を講じる必要がある。

(5) A-2-c (将来的に除去や移転を検討する要素)

大阪府指定史跡標柱

【現状】 大阪府と豊中市が管理している。

【課題】 現状にそぐわないため、速やかに撤去、交換する必要がある。

震災復旧事業に伴う仮設建物

- 【現状】 所有者が物置・古材保管庫として利用している。
- 【課題】 史跡の景観を大きく損なっているため、改善する必要がある。

現管理施設

- 【現状】 一般公開など多目的に活用されている。
- 【課題】 史跡の景観を大きく損なっているため、改善する必要がある。

建造物等に悪影響を及ぼす樹木

- 【現状】 長屋門北側の檜の根が、長屋門の基礎を圧迫していたが、平成29年度（2017年度）に実施した緊急修理事業により解消した。
- 【課題】 修理後の経過について、樹木の状態等も含めて観察する必要がある。また、その他にも建造物等に悪影響を及ぼす可能性がある樹木があるため、定期的に樹木調査を行って把握する必要がある。

(6) B（史跡周辺の環境を構成する要素）

字「南郷」

- 【現状】 住宅地となっている。
- 【課題】 埋蔵文化財の取り扱いが他の遺跡と同じであるため、柱状地盤改良等による損壊を防げない。

今西氏屋敷推定地のうち未指定地

- 【現状】 住宅地および耕地となっている。
- 【課題】 埋蔵文化財の取り扱いが他の遺跡と同じであるため、柱状地盤改良等による損壊を防げない。狭小な住宅地が多く、通常の確認調査の方法では、未知の堀跡等は把握しにくい。

松林寺

- 【現状】 宗教法人が所有・管理し、指定文化財等はない。周知の埋蔵文化財包蔵地の範囲外である。福寿院（あるいは福寿院の前身である慶福寺）跡・今西家墓所の一部が、埋蔵文化財として保存されている可能性がある。
- 【課題】 周知の埋蔵文化財包蔵地の範囲外であるため、埋蔵文化財の保護ができない。飯野藩士の墓碑等については学術調査を行い、保存のために現状を把握する必要がある。

(7) C（史跡の価値に関連する要素）

今西家文書

- 【現状】 所有者が保管している。
- 【課題】 保存上の課題は、特にない。

今西氏屋敷出土遺物

【現状】 豊中市が保管している。

【課題】 市内の公共施設等に分散して、保管している。

旧居宅・神社等で使用されていた古材

【現状】 所有者が保管している。震災復旧事業の際に建てられた仮設物置に収蔵されている。

【課題】 文化財として保存に適した施設に収蔵する必要がある。

浜の秋まつり

【現状】 浜地区の住民が中心となって催行している。

【課題】 特になし。

2. 活用の現状と課題

(1) 指定地全体

【現状】 指定地のうち居宅部は個人の住宅であるため、常時公開は行っていない。現在、年1回秋頃を目安に一般公開を行っているほか、特に申し出のある団体等の見学に対応している。これらの対応は、豊中市教育委員会事務局で行っている。また不定期であるが、学習活動の一環として、小中学校生の見学を受け入れている。

主郭部以外の指定地は、常時公開が可能な状態である。説明板は「南郷の家」に設置されている。また、パンフレット等は、所有者および豊中市がおのおの発行している。

【課題】 公開・活用については、所有者の合意のもと常時公開・部分（不定期）公開・非公開等の基準とする地区設定を行うとともに、所有者の日常生活と調和した方法を考慮する必要がある。

主郭部以外は常時公開できるものの、遺構の説明板や案内施設などは十分に設置されていないため、市民向けの公開・活用のための施設・設備が必要である。また、学校教育において活用する場合、生徒等が大型バス等で来訪するために必要な駐車場がないことが課題となる。さらに、指定地の周辺は、離合困難な道路と一方通行等の交通規制が多く、自動車で来訪する場合は、駐車場がないことに加えて複雑な経路を辿らざるを得ないことが課題となる。

(2) A-1 (史跡の本質的価値を構成する要素)

主郭部

【現状】 先述した「指定地全体」同様、一般公開を行っている。また、団体等の見学については、個別に対応している。

- 【課題】 公開の頻度が増えると、見学者による施設等の破損や居宅への侵入などのトラブルが予見される。また、案内施設や説明板が必要である。

居宅部

- 【現状】 主屋内の一部について、一般公開にあわせて公開している。
【課題】 個人の生活の場であることから、公開の方法については検討する必要がある。

南郷春日神社

- 【現状】 一般公開のほか、「浜の秋まつり」の催行の場となっている。
【課題】 特になし。

土 壘・築 山

- 【現状】 一般公開で、部分的に公開している。
【課題】 樹木により見通しが悪いため、地形の起伏がわかりにくい。遺構を明示する方法を検討する必要がある。

堀 1

- 【現状】 一般公開時に行われる周辺散策の際に紹介している。
【課題】 地下水位が非常に高いため、堀跡の遺構展示は不可能である。常時公開にむけた遺構の表示方法について検討する必要がある。

堀 2

- 【現状】 一般公開時に行われる周辺散策の際に紹介している。
【課題】 地下水位が非常に高いため、堀跡の遺構展示は不可能である。常時公開にむけた遺構の表示方法について検討する必要がある。

今西家墓所

- 【現状】 一般公開時に行われる周辺散策の際に紹介している。
【課題】 より積極的に公開・活用するにあたっては、侵入監視等のための防犯装置を設置する必要がある。また私的祭祀の場であることにも配慮が必要である。

末社〔通称「鹿塚」（梅垣内古墳）〕

- 【現状】 耕地にあることから、常時公開されている。また、一般公開時に行われる周辺散策の際に紹介している。
【課題】 説明板等を設置するにあたっては、10m以上離れたところから見学するのに対応した案内設備が必要である。

旧居宅部・南郷春日神社の境界（石積み）

- 【現状】 先述した「指定地全体」と同じ
【課題】 特になし。

土蔵跡

- 【現状】 先述した「指定地全体」と同じ

【課題】 特になし。

南郷春日神社の付属施設（旧福寿院・石灯笼等）

【現状】 先述した「指定地全体」と同じ。導線上の石畳が、多人数の見学者に対応できるように作られていない。石敷きの一部は不等沈下し、歩行に適さない状態になっている。

【課題】 慶長年銘の和泉砂岩製石灯笼については、保存に適した施設で展示する必要がある。石畳の一部が不等沈下しており、高齢者が見学する際に障害になっている。

土堀跡

【現状】 仮設物置と樹木によって視界が遮られており、活用は困難である。

【課題】 活用するには、仮設物置の撤去と樹木の剪定伐採が必要である。

長屋門

【現状】 常時公開されている。

【課題】 一般公開時に、高齢者等の見学に対応できる方法を検討する必要がある。

(3) A-2-a（史跡に密接に関わる要素）

土蔵

【現状】 土蔵の内部は所有者の利用に供するため公開できない。

【課題】 外観のみの公開となる。

南郷春日神社の付属施設（鳥居）

【現状】 一般公開・「浜の秋まつり」では、神社の象徴として扱われている。

【課題】 特に課題はない。

樹木

【現状】 主郭部の西側、北側など密生しているエリアがある。

【課題】 主郭部の西側については、土塁などの地上遺構の見通しを悪くするなど、公開に悪影響を与えることが予見される。

今西氏屋敷成立以前の埋蔵文化財

【現状】 第7次調査区の遺構群については、報告書が刊行されており、研究等による活用が可能である。

【課題】 第7次調査区以外にも存在すると考えられるが、位置・実態を把握した上で、必要に応じて活用方法を検討する。

(4) A-2-b（史跡に新たな価値を付与する要素）

「南郷の家」説明板および簡易展示施設

【現状】 常時公開されている。

【課題】 展示品等は、施設の刷新にあわせて見直す必要がある。

(5) A-2-c (将来的に除去や移転を検討する要素)

大阪府指定史跡標柱

【現状】 常時公開されている。

【課題】 国指定に伴い速やかに移動、設置替えする必要がある。

現管理施設

【現状】 所有者が利用する他に、一般公開時など多目的に活用されている。

【課題】 周囲の景観に違和感を与えており、建て替えることが望ましい。

震災復旧事業に伴う仮設建物

【現状】 所有者が利用しており、公開・活用の対象ではない。

【課題】 屋敷の景観を損なうなど公開・活用の障害となるため、撤去することが望ましい。

建造物等に悪影響を及ぼす樹木

【現状】 史跡見学の障害となっている。

【課題】 樹木調査の結果を受け、撤去することが望ましい。

(6) B (史跡周辺の環境を構成する要素)

字「南郷」

【現状】 民有地につき、説明板等のガイダンス施設はない。一般公開時に行われる周辺散策の際に紹介している。

【課題】 民有地につき、活用するには追加指定を行った上で、遺構の復元・表示等の検討を行う必要がある。

今西氏屋敷推定地のうち未指定地

【現状】 民有地につき、説明板等のガイダンス施設はない。一般公開時に行われる周辺散策の際に紹介している。

【課題】 堀1は広範囲にわたる地上明示の手段が必要である。範囲確認調査により、東辺以外の堀1の位置・規模を把握する必要がある。

松林寺

【現状】 民有地につき、公開・活用は行われていない。

【課題】 公開・活用にあたっては、その方法について所有者と協議する必要がある。

(7) C (史跡の価値に関連する要素)

今西家文書

【現状】 実物は所有者の意向により一般公開されていないが、『春日大社南郷目代今西家文書』が刊行され、広く活用できる体制が整えられている。

【課題】 報告書の刊行によって広く活用できる体制にあるものの、利用者は少ない。

今西氏屋敷出土遺物

【現状】 積極的な公開・活用は行われていない。各種市民団体の要望に応じて、講座による紹介・展示等が実施されている。

【課題】 出土遺物の展示に適した施設が必要である。

旧居宅・神社等で使用されていた古材

【現状】 公開・活用は行われていない。

【課題】 公開・活用には、展示に適した施設が必要である。

浜の秋まつり

【現状】 地域住民が自発的に催行している行事につき、活用等は地域によって行われている。

【課題】 特になし。

3. 整備の現状と課題

(1) 指定地全体

【現状】 指定地の大部分は個人が居住する私有地であるため、史跡として公開・活用に必要な整備はこれまで行われていない。保存のための整備としては、平成7年度(1995年度)～11年度(1999年度)にかけて実施した震災復旧事業、平成21年(2009年)の国指定に伴う自動火災報知設備の設置、平成29年度(2017年度)の緊急修理事業、令和元年度(2019年度)大阪北部地震被害による緊急修理事業がある。また、豊中市は将来の保存・活用に向けて、隣接地の一部(豊中市浜1丁目403-2)を公有化している。一方、居宅部西辺の土塀が修復されていない状態にあることや神社基壇の不等沈下など、震災復旧復興事業では解決できなかった課題が残っている。また、近年は居宅周辺の土砂流出に伴う地形変化など、経年劣化が顕著になりつつある。

なお、各構成要素のうち、整備の履歴があるものは、居宅・南郷春日神社・鳥居・長屋門・居宅部南側の板塀・旧居宅部・南郷春日神社の境界(石積み)を区切る石積みに限られる。よって、ここでは履歴のある構成要素の現状だけを取り上げ、その他の構成要素については課題のみ取り上げる。

【課題】 居宅部西辺の土塀をはじめとする震災復旧復興事業の際に積み残した課題や、居宅周

辺における土砂の流出などその後に生じた課題などが、保存のための整備にかかる課題として挙げられる。

一方、活用にかかる整備については、整備の指標となる復元の時期の決定から、遺構表示の方法、史跡の解説に必要な案内設備（案内板・説明板等）や便益施設にいたるまで、そのあり方を検討する必要がある。また、指定地周辺は一方通行や離合困難な道路が多いことから、見学者の誘導方法には工夫が求められる上、周辺に駐車場が少なく、大型バス等の駐車場の確保が課題となっている。

なお、いずれの整備も実施するにあたっては、所有者の日常生活や維持管理との調和に考慮することが求められる。

（２）整備の履歴がある構成要素の現状

居宅部 阪神・淡路大震災で損傷した際、震災復旧事業として解体修理が行われた。また、国指定史跡となった際に、自動火災報知設備を設置した。加えて令和元年度（2019年度）大阪北部地震被害による緊急修理事業による修理が行われた。

南郷春日神社 阪神・淡路大震災で損傷した際、震災復旧事業として解体修理が行われた。また、国指定史跡となった際に、自動火災報知設備を設置した。

旧居宅部・南郷春日神社の境界（石積み） 平成26年（2014年）に石積みの一部が崩落したため、平成29年度（2017年度）の緊急修理事業で元の状態に復旧した。

土塀跡 阪神・淡路大震災で土塀が倒壊したため、震災復旧事業として居宅部南側に限り板塀を設置した。

長屋門 阪神・淡路大震災で損傷した際、震災復旧事業として解体修理が行われた。また、国指定史跡となった際に、自動火災報知設備が設置された。平成29年度（2017年度）には、檜の根によって土台に影響が及ぶ懸念があった門の基礎について緊急修理事業により修復した。

南郷春日神社の付属施設（鳥居） 虫害による損傷のため、平成29年度（2017年度）の緊急修理事業で修復した。

（３）A-1（史跡の本質的価値を構成する要素）の課題

主郭部 江戸時代以来、居宅部の内外には雨水排水施設がないため、近年は土砂の流出が顕著となり、地形の復元・維持が課題となっている。また、長屋門と庭園をつなぐ導線は、見学者の増加に応じた対策が求められる。

居宅 震災復旧復興事業に伴う解体修理で間取りが減少したため、家財の収納スペース不足が課題となっている。

南郷春日神社 基壇の不等沈下について、崩壊防止のために補強する必要がある。補強については、

神社本殿に影響を与えない方法を検討する。

土 塁・築 山 公開の頻度に応じた遺構表示の方法を、修景上の視点から検討する必要がある。

堀 1 北・西・南辺については範囲確認調査を行い、位置と規模を把握することが課題となっている。また、遺構の表示方法を検討する必要がある。

堀 2 堀2を明示するにあたっては、遺構の表示方法や見学路の設置について検討する必要がある。

今西家墓所 和泉砂岩製の墓塔など破損の著しい墓塔は、保存処理と修復が必要である。修復にあたっては、その方法はもとより修復後の保管方法も検討する必要がある。なお、墓所を積極的に活用する場合、場内に見学路を設けることは困難なため、場外から見学できる施設を設ける必要がある。

通称「鹿塚」 崩落した石積みの一部を修復すること、樹木が耕作時の妨げになっていることが課題となっている。また、本格的な整備には、発掘調査により遺構の性格を判断する必要がある。

旧居宅部・南郷春日神社の境界（石積み） 修復後の状況について、周辺の植生や降雨の影響等を受けやすい立地にあるため、経過観察が必要である。

土蔵跡 基礎として使用されていた間知石等の保存方法等を検討する必要がある。

南郷春日神社の付属施設（旧福寿院・石灯籠等） 慶長年銘の和泉砂岩製石灯籠については、破損部分を修理し、自立できるようにする必要がある。

土堀跡 主郭部西辺の土堀跡については、復元する必要がある。

長屋門 保存修復工事後の経過観察を行う必要がある。

（4）A-2-a（史跡に密接に関わる要素）の課題

土 蔵 現状では、特に課題は見当たらない。

南郷春日神社の付属施設（鳥居） 常時、虫害への対策を検討する必要がある。

今西氏屋敷成立以前の埋蔵文化財 位置・実態を把握する必要がある。

樹 木 成長の早い樹木が多く、定期的な剪定伐採を行う以外に、家屋への悪影響を防ぐための予防策が課題となっている。

（5）A-2-b（史跡に新たな価値を付与する要素）の課題

「南郷の家」説明板および簡易展示施設 展示品等は、施設の刷新にあわせて見直す必要がある。

（6）A-2-c（将来的に除去や移転を検討する要素）の課題

大阪府指定史跡標柱 速やかに移動し、国指定標柱への設置替えが必要である。

震災復旧事業に伴う仮設建物 撤去するにあたっては、収納されている建築古材および家財の移転先を用意する必要がある。

現管理施設 周囲の景観を損なわない新たな施設を用意した上で、撤去する必要がある。

建造物等に悪影響を及ぼす樹木 地下遺構へ影響を与えない抜根の方法が課題となっている。

(7) B (史跡周辺の環境を構成する要素) の現状と課題

【現状】 「南郷の家」の説明板以外に、各構成要素を保存・活用する上で必要な整備は行われていない。

【課題】 今西氏屋敷推定地のうち未指定地及び松林寺において整備を行うには、所有者の同意を得たうえで、埋蔵文化財の状況を把握する必要がある。また、民有地につき所有者の同意が必要である。また、松林寺において整備を行うには、所有者の同意を得たうえで、寺院および墓塔等の情報を検討する必要がある。

(8) C (史跡の価値に関連する構成要素) の課題

今西氏屋敷出土遺物 出土遺物の展示に適した施設が必要である。

旧居宅部・神社等で使用されていた古材 公開・活用するには、展示に適した施設が必要である。

第V章 大綱・基本方針

1. 大綱（望ましい史跡の将来像）

この計画で、保存・活用ならびにそれらに資する整備・運営の基本方針を定めるにあたり、まずここで望ましい史跡の将来像を掲げ、めざす指針とする。

（1）史跡の歴史的価値の保存と継承

史跡を構成する中世以来の地下遺構や近世の建造物などの諸要素を、条件や状況に合わせて適切に保存し継承する。

（2）史跡周辺の景観形成

市街地に立地する史跡にふさわしい景観形成に努め、史跡の価値を高めるとともに住環境との調和をはかる。

（3）調査・研究成果の蓄積

現代に受け継がれた古文書や伝承、発掘調査の成果等に加えて、継続的に調査・研究を進め、史跡の価値を高める。

（4）誰もが親しみやすく理解できる

史跡の姿をわかりやすく明示し、学校教育や生涯学習の場としても幅広い世代が活用できるようなかる。

（5）周辺の歴史的遺産をつないだ歴史・文化ゾーンの形成

史跡とその周辺に点在する多様で身近な地域の文化財をつなぎ、歴史の積み重ねを体感できるエリアとする。

2. 保存の基本方針

（1）史跡の保存を前提としつつ、様々な状況変化に備えて史跡を構成する要素ごとに現状変更の可否にかかる要件を設定し、関連法令等を遵守しながら適切に保存をはかる。

（2）史跡を構成する諸要素についての情報収集、調査研究を継続的に実施し、その成果を蓄積して将来の保存修理等に活かす。

3. 活用の基本方針

（1）史跡の本質的価値を中心に、指定地周辺では条里地割りや水路を史跡と関連付けて活用する。

(2) 史跡の周辺及び公共交通機関などから史跡への導線上に点在する文化財等を資源とした歴史・文化ゾーンとして活用をはかる。

4. 整備の基本方針

(1) 保存のために必要な整備と、活用のために必要な整備を明確に区分し、関連法令等を遵守しながら適切に計画・実施する。

(2) 史跡の本質的価値についての調査研究成果に基づいて復元整備をはかる。

(3) 史跡周辺も含め、案内板や便益施設の設置、デジタルコンテンツの導入等を検討し、環境への影響にも配慮しながら適切に実施していく。

5. 運営のあり方と体制の整備の基本方針

(1) 史跡の維持管理については、所有者と管理団体に指定された市が協力して、関連法令等を遵守しながら行なう。

(2) 様々な活用を行なっていく中で、広く市民や研究団体等にも啓発し、市との協働体制が築けるようはかる。

第VI章 保 存

1. 保存の方向性

指定地 今西氏屋敷のうち、指定地は個人・宗教法人（以下、「所有者」とする）が所有する民有地10,907.91㎡と市有地1,110.81㎡の合計12,018.72㎡からなる。その指定地の大部分を所有する所有者は自然との調和を図りつつ、現状の維持に努めることを基本方針としており、豊中市は所有者の意向を尊重しつつ、日常の維持管理を超える範囲について管理団体としての役割を果たす。

また、保存の現状と課題で取り上げた課題のうち、日常の維持管理を超える課題については、抜本的な解決方法を史跡の整備時に検討し、事業を実施する際に解決をはかる。

なお、指定地における建造物・工作物等のうち築年数が50年を経過したものについて、特に史跡の価値に悪影響を及ぼすもの、史跡の景観と調和しないもの等を除いて、文化財として扱うものとする。

今西氏屋敷推定地のうち未指定地 指定地は今西氏屋敷推定地全体（約46,120㎡）の26%であり、史跡を構成する重要な要素と同等の要素である堀1や字「南郷」地区など、指定地外に位置するものは多い。したがって、今西氏屋敷の保存にあたっては、これらの構成要素に対して追加指定の措置も視野に入れる。また、これら指定地以外の地域の大部分は民有地であるため、主に埋蔵文化財として扱われる構成要素にかかる発掘調査や保存については、個々の所有者の同意を前提に行う。

指定地を含めた今西氏屋敷推定地全体の保存にあたっては、指定地とその周辺の景観の保全や史跡を活用する上での必要性を加味するとともに、構成要素の重要性に応じた地区を設定し、建築等の開発行為に対応した調査・保存の基準を定める。ただし、発掘調査において特に重要な遺構が確認され、かつ所有者の同意が得られた場合は、地区設定の如何を問わず、追加指定等の措置を行い現地の保存をはかるものとする。

なお、垂水西牧堰坂郷西部域において史跡との関連がある荘園遺構等にかかる保存の計画は、将来における歴史文化基本構想、文化財保存活用地域計画等の策定のもとで行い、今西氏屋敷と一体的に活用し、全体として価値向上をはかる。

2. 指定地における保存の方法

（1）日常の管理

日常の維持管理 所有者が遺構の保護と景観の保全に留意しつつ行うものとし、現状の維持に努める。なお、日常の維持管理とは文化財保護法上の現状変更の協議を要しない行為であり、以下の行為がこれにあたる。

堀・水路・通路等を維持する行為：溝浚い・清掃・小規模な浚渫など土砂等の堆積物の除去、法面

等の補修。

植生の日常的な手入れ：実生木の軽微な剪定等。景観を改変させる伐採や掘削行為を伴う抜根は除く（※枯木・倒木の撤去はき損の取扱いとする）。

建築物・工作物等の清掃・保守点検・簡易な補修（※塗り替えは同系色に限る）。

日常の維持管理を超える課題への対処 しかるべき整備計画において解決に向けた方法を検討し、整備を行って対処する。「第IV章 史跡の現状と課題」で取り上げた主たる課題は、以下のとおり。

- ① 建造物等に悪影響を与える樹木の除去と建造物等の修復
- ② 神社基壇部分の石積みの亀裂（不等沈下）に対する補強
- ③ 主郭部内の土砂流出に対処するための雨水排水設備の設置
- ④ 居宅・神社の古材の保管場所の確保
- ⑤ 震災復旧復興事業に伴う居宅間取りの減少で生じた家財の保管場所の確保
- ⑥ 主郭部南出入口口架橋の腐朽に伴う再建築
- ⑦ 今西家墓所における風化の著しい墓塔の修理・保存処理

き損とその復旧 指定地における構成要素がき損・衰亡した場合は、文化財保護法第120条で準用する第33条の規定ならびに「特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の管理に関する届出等に関する規則」に基づき、き損の事実が発見した日から10日以内に届出を行う。また、これを復旧しようとするときは文化財保護法第127条及び「特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の復旧の届出に関する規則」に基づき、着手しようとする日の30日前までに届出を行う。なお、大規模なき損にかかる復旧については、所有者と豊中市が協議の上で行うものとする。

非常災害等の緊急時の対処 非常災害時の応急的措置は、現状変更の許可申請を行わず、き損・現状の届出を行う。ただし、大規模災害（激甚災害）の場合は、き損の報告に代えるものとする。

（2）指定地における現状変更の取扱い

A：現状変更を原則的に認めない。

建造物の新築・増築・移転→① ※1～3の要件が満たされる場合は除く

1. 3ヶ月以内の期間に限定されるものを除く。
2. 修繕のための指定地内における移転は除く。
3. C：活用のための整備。

地下埋設物・通路・水路等の新設・移転

地形の改変→②

木竹の植樹

- ①：居宅・南郷春日神社とその関連施設
- ②：土塁・築山・堀跡・鹿塚等

B：保存のための整備や史跡の価値向上につながる場合のみ、協議の上で現状変更できるもの。

建造物の改築

工作物・土木工作物の設置・撤去

1. 築50年以上を経過したものを撤去する場合は除く。
2. 設置・撤去に際し掘削・地形改変等を伴わないものに限る。

木竹の伐採（掘削行為を伴う抜根作業を行う場合）

通路の舗装・修理（地形改変を伴わないもの）

今西家墓所における墓碑・墓塔の新設

C：活用のための整備は、適切な整備方策検討のもとでのみ、現状変更を認める。

建築物・工作物等の新築・増築

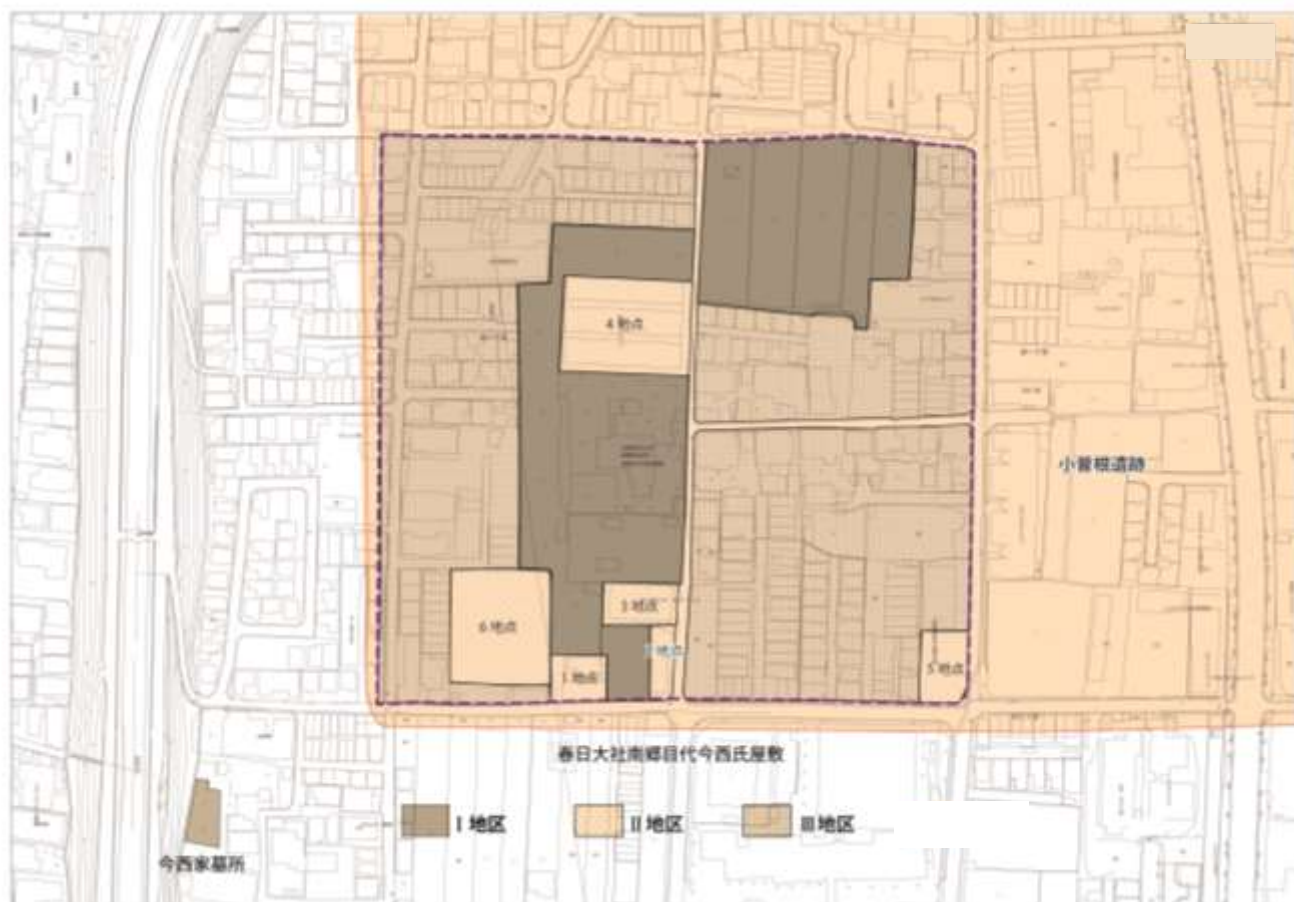
1. 便益施設・案内施設等の新築。
2. 復元案に基づく居宅部の新築又は増築を含む。

そのほか史跡の整備にかかる一切の現状変更

D：学術上の必要に応じて現状変更を認める。

史跡指定地内における範囲確認調査等

適切な整備のための調査



今西氏屋敷推定地における保存のための地区設定

地区	摘要	保存上の取り扱い	埋蔵文化財の取り扱い
I 地区	指定地	当計画に基づき、現状を維持する。	史跡整備や学術上の必要に応じて、本発掘調査を計画・実施する。
II 地区	今西氏屋敷推定地（指定地外）のうち 保存・活用上特に重要な地域	開発計画等について、埋蔵文化財の保存に協力を求める。埋蔵文化財の保存状況等に応じて、土地所有者の同意を元に追加指定を促進する。	開発計画ごとに追加指定を視野に入れた重要遺構確認調査等を実施する。
III 地区	今西氏屋敷推定地（指定地外）のうち 保存を要する地域	開発計画等について、埋蔵文化財の保存に協力を求める。重要な遺構等が検出された場合、追加指定等の措置を検討する。	開発計画ごとに確認調査を実施し、今西氏屋敷に関連する遺構が確認された場合、大阪府の取扱い基準による除外規定を適用せず、本発掘調査の対象とする。

今西氏屋敷推定地における地区区分と保存の方法

E：日常管理のための行為・維持の措置（現状変更手続きは不要）

建造物等の小規模修繕（現状復旧の範囲）

木竹の剪定伐採

水路の修繕・溝浚い等（現状維持・復旧の範囲）

1. 墓碑・墓塔等の修理・保存処理は、現状変更の協議を要する。
2. 「文化財保護法施行令第5条」の定める「木竹の伐採」と「文化財保護法第125条第1項ただし書」の「維持の措置」を区別する基準については、樹木調査を行った上で別途に策定する。

3. 今西氏屋敷推定地のうち未指定地における保存の方法

ここで、将来的に保存・活用を要する地区を設定するにあたり、史跡指定に際し学術的に検討された議論を踏まえ、あらためて考え方を以下の通り整理しておく。

(1) 今西氏屋敷における推定地の考え方

指定に先立って設置された学術検討委員会では、推定地東辺の堀1、通称「鹿塚」、字「南郷」の存在から、現屋敷を取りまく二町四方の区域について、今西氏屋敷と関連を有する重要地域であること、また、屋敷の領域であることを示す明確な傍証資料はないが、『延享録』にみえる大門、一鳥居、堀等の記載や今西家の伝承にもとづき、「今西氏屋敷推定範囲」（下線部ママ）として将来保護をはかる対象とした。

この範囲は、神社・居宅部からなる現屋敷とともに、今西氏屋敷の政治、経済、信仰など多様な歴史を表す核となる単位であり、当計画においても、今西氏屋敷を史跡として継承していく上で、可能な限り追加指定・公有化の措置が必要である「今西氏屋敷推定地」として規定する。なお、考古学、文献史学の進展にあわせ、領域の範囲、追加指定が必要な範囲等も含めて今西氏屋敷の全体像については、今後とも引き続き検討を行うものとする。

(2) 今西氏屋敷推定地のうち未指定地における保存の方法

今西氏屋敷推定地について、保存上の観点から地区区分を行い、Ⅰ～Ⅲ地区を設定する。このうち史跡指定地（Ⅰ地区）以外は、Ⅱ地区（史跡指定地外において今西氏屋敷を構成する枢要な要素であり、保存・活用上特に重要な地域）、Ⅲ地区（史跡指定地外において史跡を構成する要素と同質で、保存を要する地域）に区分する。

これらの地区における構成要素は、基本的に周知の埋蔵文化財包蔵地として文化財保護法の適用をうける。これをもとに、保存および埋蔵文化財の取扱いについて、地区区分と保存の方法の表に定めるとおりの対応を行い、構成要素の保存をより確実なものとする。また、開発工事に伴う発掘調査においては、各構成要素の情報を収集し、史跡の価値向上に努める。特に重要な遺構が確認され、かつ所有者の同意が得られた場合は、地区の種別を問わず、追加指定等の措置を行い現地における遺構の保存をはかるものとする。

4. 追加指定・公有化の基本方針と方法

遺構を保護し、史跡を将来に確実に伝えるために、今西氏屋敷内の未指定地について、所有者の同意のもと追加指定を行い、必要に応じて公有化をはかる。ただし、推定地は約46,120㎡と広大で、しかも家屋数172戸（戸建・長屋158戸、共同住宅14戸）に及ぶこと、さらに細分化された土地区画も多いことから、前節で定めた地区区分を基準に、Ⅱ地区を中心として追加指定に努める。また公有化の必要が生じた際には、でき得る限り国の支援を得て実施するよう、計画・調整する。

※Ⅱ地区の地区設定に関する考え方

Ⅱ地区は、指定地外において、今西氏屋敷を構成する枢要な要素を含む地区であり、史跡を保存・活

用上、特に重要な地域として設定する。またそのうち、保存のための地区設定図に示した次の各地点については優先的に追加指定をめざすべき地点である。

●1・6地点

- ・推定地南辺を画する部分に位置し、主郭部を南から一望できる。
- ・見学路を設定した場合のエントランスとなるエリアで、活用上不可欠な地域。

●4地点

- ・主郭部の北半分（旧神社敷地）に相当する。
- ・史跡の復元に不可欠な地域。

●5地点

- ・今西氏屋敷推定地の南東角にあたる。
- ・市道神崎刀根山線からアクセスするときのエントランス及びガイダンス機能が期待できる。

第Ⅶ章 活 用

1. 活用の方向性

「第Ⅴ章 基本方針」にも記したように、その本質的価値や史跡の構成要素を次世代に伝え、現代に活かすために、所有者の生活空間等への配慮を行ないながら、史跡を核とした中世荘園の歴史性を中軸に、史跡周辺の歴史的遺産を取り込んだ教育・学習の場、研究資源としての活用を以下の方法によって推進していく。

2. 活用の方法

(1) 学校教育における活用

- 小、中、高等学校等の教育機関での活用を前提に、現在行なっている出前講座や現地学習を再構築し、学年や科目に合わせて教育機関と内容を協議しながら活用をはかる。
- 小、中、高等学校等の教育機関の教員のみでも活用できるよう、教員対象の講座や子ども向けの説明資料（点字・音声・外国語版等も含む）を作成し、活用機会の拡大をはかる。
- 小学校中～高学年で使用する社会科の副読本などへ掲載や現地見学をうながし、史跡を軸とした市域の歴史を知ることで、郷土への愛着を深められるようはかる。
- 史跡の維持管理やパトロールを中学校の職場体験等のメニューとして用意するなど、文化財保護に直接関わる機会を増やせるようはかる。
- 史跡のみならず、周辺に点在する歴史的遺産を含めた地域の歴史学習や都市部には貴重な水田や天井川堤防などの環境学習など、総合的な学習の場として活用できるようはかる。

(2) 生涯学習における活用

- 史跡を幅広く知ってもらうため、様々な年齢層や参加者の段階に応じた講座やシンポジウム等を企画・実施し、学習機会の拡大をはかる。
- 所有者の生活空間に配慮しながらも、定期的な現地の一般公開、そして史跡を核とした歴史散策事業を企画・実施する。また、市内で歴史に関する活動を行なっている市民グループなどによる史跡の周辺ガイド等、市民協働による活用も促進する。
- 現在、実施している出前講座、現地見学、説明資料等の内容を再構築し、また説明資料などの点字・音声・外国語版を制作することで多様なニーズに応える。
- 史跡のガイダンス施設等を整備する際にはその開放日時への配慮や、デジタルツールの利用等を検討し、一般公開時だけでなく、訪れた見学者が史跡の本質的価値を容易に知ることができるよう努める。

(3) 地域における活用

- 市域全体を対象とする出前講座や現地見学とは別に、小曾根小学校区地域自治協議会や地域の地区会館等で小規模な講座や展示を行なうなど、地域の歴史に造詣の深い方々にも講座に参画してもらい、史跡の本質的価値を伝えるとともに、史跡を中心とした自ら暮らす町の生い立ちを身近に感じてもらえるよう周知に努める。
- 史跡内の南郷春日神社で神事を執り行なう浜地区の秋まつりは今西家と地区の住民との紐帯となる行事である。この祭事による直接的な活用を軸として、史跡の本質的価値を伝えられる手法を検討する。
- 史跡を核とした歴史・文化ゾーンを形成することで、都市部でありながら田園風景の残る文化特性も活かしつつ新たな地域の観光資源としての活用をはかる。

(4) 研究資源としての活用

- 従前より蓄積された史跡に関連するあらゆる情報を集積し、可能な限りデジタル情報化することで、誰にでも容易に活用できるようにする。
- 中世城館遺跡の存する近隣の自治体や、研究機関あるいは地域史研究団体等と連携して、啓発事業や研究事業を展開し、刊行物を発行することなどにより様々な情報提供を行なうとともに、同時に得られる新たな情報によって、確度の高い史跡の本質的価値を追究する。

第Ⅷ章 整 備

1. 整備の方向性

「第Ⅴ章 基本方針」でも述べたとおり、既往の課題に対処し、史跡の永続性を確実なものとする保存のための整備（史跡整備エリア①）と、史跡の価値を高める活用のための整備（史跡整備エリア②）の2つの方向から進める。特に、保存のための整備は、早期かつ優先的に行う。

活用のための整備は、今後の追加指定による指定地の拡大を念頭におきつつ、史跡の各構成要素の特徴を検討した上で、遺構の表示等を中心に行う。また、バリアフリーの観点を踏まえた上で、史跡の理解を効果的に深めるために必要な案内板・説明板等、便益施設の設置を行う。

指定地のうち、北東部の耕作地は現状の景観を維持し、西部の耕作地では周辺環境との調和をはかりながら見学のために必要な整備を行う。

自家用車等による見学者の来訪は周辺の民間駐車場に委ね、指定地の内外に駐車場は設けない。また、指定地周囲の案内設備は、徒歩による見学に対応した整備を行う。

史跡の周辺に点在する荘園遺構については、将来における歴史文化基本構想、文化財保存活用地域計画等の策定をまって、当史跡との一体性を重視しながら、地域の文化的・歴史的環境の向上をはかる。また整備にあたっては、でき得る限り国の支援を得て実施できるよう調整・計画する。

なお、整備における主郭部の景観復元の基準は、現在知られている今西氏屋敷を描いた最古の図面である「南郷今西屋敷絵図」をもとに、文政6年（1823年）とする。

2. 整備の方法

第1期整備 国史跡指定標柱・案内板の設置（史跡整備エリア①）

建造物・工作物等構成要素の保存修理・環境整備

主屋をはじめとする建造物の保存修理

南郷春日神社石組基壇の補強

「南郷今西屋敷絵図」に基づく居宅の復元検討

建造物に悪影響を及ぼす樹木の伐採（抜根も含む）

庭園部分の修景

（今西家墓所の墓塔保存処理・石灯籠の修理等）

第2期整備 指定地内の史跡整備（史跡整備エリア①②）

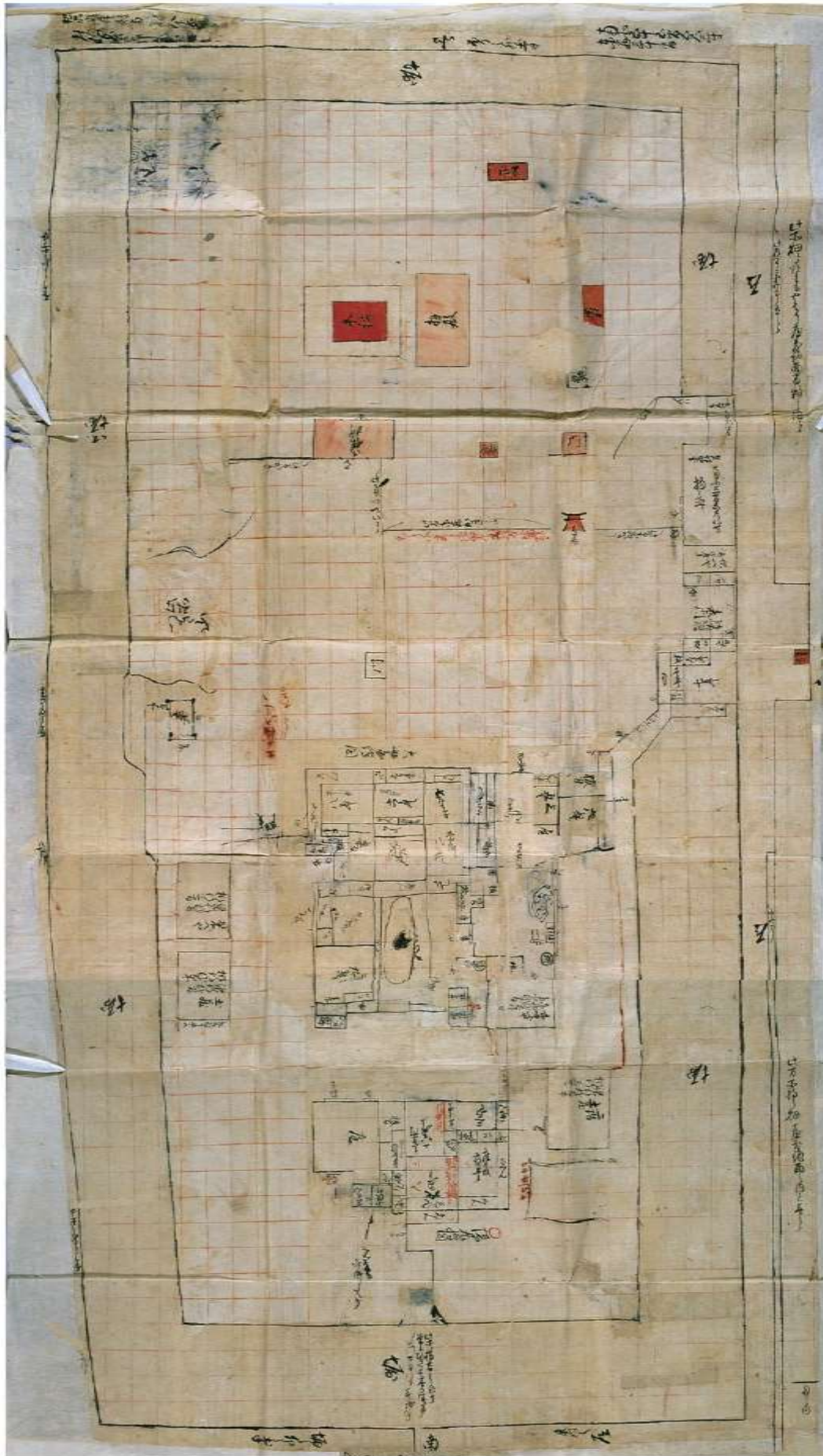
末社〔通称「鹿塚」（梅垣内古墳）〕周辺の保存修理

堀2の環境整備

- 見学ルートの設定
- 便益施設の設置
- 案内設備の設置
- 第3期整備 指定地周辺（推定地）の史跡整備
 - 堀1の遺構表示
 - 堀1およびその周辺における案内設備の設置
- 第4期整備 追加指定地の史跡整備



今西氏屋敷史跡整備エリア別想定図



「南郷今西屋敷絵図」文政6年（1823年）

第IX章 運営のあり方と体制の整備

1. 運営のあり方と体制の方向性

所有者と管理団体である豊中市及び関係行政機関が協力しながら、史跡の保存、活用、整備を効果的に推進していく。また、専門家や市民など幅広く支援が得られるような裾野の広い体制の検討を行なう。

2. 運営のあり方と体制

(1) 所有者と市の連携

史跡の日常的な維持管理については所有者が行うが、保存や活用に関わる多種多様な課題や、小規模なき損等の発生などへの対応については、市との緊密な連絡・協力体制により解決をはかっていく。また各々の事象の発生原因や対応時期を所有者と市で共有しながら、この計画に基づくもの、それ以外に新たに生じた課題などに適切に対応していく。

(2) 保存に関わる運営のあり方と体制

史跡の保存のために必要な整備や管理、あるいは災害時に関わる緊急の課題解決にあたっては、市が主体となって、専門家の意見を聞きながら、所有者、大阪府、文化庁との協議・連携によって適切に実施し、必要に応じて市の関係部局との連携をはかる。

(3) 活用に関わる運営のあり方と体制

史跡の活用のために必要な整備や管理にあたっては、市が主体となって行い、市の部局及び関係行政機関との情報共有や連携を深め、計画に沿って時期ごとに確実に実施できるよう体制を整えていく。

また、史跡の価値を市民や次世代の子どもたちに確実に伝えるため、市内の教育機関等と連携しながら啓発に取り組み、史跡の保護に対する意識の醸成につなげる。さらに他の自治体や研究団体、市民グループとも情報共有をはかり、史跡が効果的に活用されていくように将来的な市との協力・支援体制の充実を検討する。



保存活用に関わる運営体制

第X章 施策の実施計画の策定・実施

1. 施策の実施計画の策定・実施

史跡の保存活用を行うにあたり、実施すべき施策は大きく保存事業・活用事業・整備事業に区分し、これまでそれぞれの視点から方向性と方法を提示した。そのうち、整備事業は本来「保存のための整備」・「活用のための整備」に大別されるが、ここでは整備事業の項目の中で「保存」・「活用」の目的毎に区別した。また、整備の対象について「指定地」・「今西氏屋敷推定地のうち未指定地」・「今西氏屋敷推定地の周辺」の3つの地域に設定できることから、整備事業は目的・地区をもとに時期を区分した上で、順次事業を実施する。なお、史跡整備に伴う発掘調査は、各時期の整備事業の実施計画策定に先立って、必要に応じて行うものとする。

事業区分	事業	内容	期 間		
			(5年)	(5~10年)	(10年)
保存	調査等	範囲確認調査・発掘調査・追加指定	■		
	現状変更に伴う協議・手続き		■		
	き損等に伴う対応		■		
	現状変更取り扱いの見直し			■	
活用	情報発信	史跡の価値向上にかかる調査・研究成果の発信	■		
		ホームページの作成	■		
	普及・啓発事業の展開	校外学習・一般公開・まち歩き・講座等	■		
	普及・啓発事業の拡大	普及・啓発事業の拡大に向けた関係機関等との情報共有	■		
		普及・啓発事業の拡大に向けた関係機関等との連携にかかる検討		■	
		関係機関等との連携による普及・啓発事業の拡大			■
		歴史・文化ゾーンの形成			■
観光資源としての活用			■		
整備	整備方策の検討	構成要素ごとの整備方策の検討	■		
	第1期整備事業	指定地における保存のための整備	■		
	第2期整備事業	指定地における活用のための整備	■		
	第3期整備事業	指定地以外における活用のための整備			■
	第4期整備事業	追加指定地における活用のための整備			■

施策の実施計画

第XI章 経過観察

1. 方向性・方法

今西氏屋敷の保存については、本質的価値を構成する要素の保存が本計画に基づいて取り扱われているかについて、また活用と整備においては、実施した事業の効果を適切に評価し、その内容や効果を検証するため、以下の項目で1年ごとに市が経過観察、自己点検を行う（※は随時行う）。項目はおおむね5年ごとに必要に応じ見直しを行う。

2. 望ましい将来像に基づいた実施事項の点検

(1) 史跡等の保存に関する点検

望ましい将来像の実現に向けた実施内容		実施状況				
		令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)
指定地の保存管理が所有者の理解を得た上で、計画的に実行されているか。(※)	進行度					
	達成度					
日常の維持管理を超える課題にあたり、しかるべき整備計画において解決に向けた方法を検討し、対応を行ったか。(※)	進行度					
	達成度					
国指定標柱・案内板・説明板が適正に設置されているか。	進行度					
	達成度					
環境に配慮し、史跡に悪影響を及ぼす樹木等の管理・伐採はできたか。	進行度					
	達成度					
史跡内の建造物等の修理や石造物等の保存処理は適切に行えたか。	進行度					
	達成度					

史跡等の保存に関する点検表

(2) 史跡等の活用に関する点検

望ましい将来像の実現に向けた実施内容		実施状況				
		令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)
所有者の意向を尊重しつつ、適切な公開範囲となっているか。	進行度					
	達成度					
学校教育との連携として、小・中学校での授業や学習活動で活用が図られているか。(※)	進行度					
	達成度					
様々な年齢層や参加者の段階に応じた講座等を企画実施し、学習機会の拡大が図られているか。(※)	進行度					
	達成度					
定期的な現地の一般公開、史跡を中心とした歴史散策事業を企画・実施しているか。	進行度					
	達成度					
来訪者に対して、公開や歴史散策事業を通じ、市民グループによる史跡の周辺ガイド等を実施しているか。	進行度					
	達成度					
史跡のガイダンス施設等の開放日時の配慮やデジタルツールの活用により、一般公開だけではなく来訪者への対応に努めているか。	進行度					
	達成度					
地域住民の理解と認識を高めるため、地元で小規模な講座や展示を行う等、啓発事業を実施しているか。	進行度					
	達成度					
史跡に関する情報を蓄積し、またデジタル情報化することで、誰でも容易に活用できるものになっているか。	進行度					
	達成度					
整備後の活用にかかわり、近隣の関係機関や団体と連携して啓発・研究事業を展開し、刊行物の発行等様々な情報の提供を行っているか。	進行度					
	達成度					

史跡等の活用に関する点検表

(3) 史跡等の整備に関する点検

望ましい将来像の実現に向けた実施内容		実施状況				
		令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)
遺構の保存のために必要な工事を行い、適正な遺構表示がなされたか。	進行度					
	達成度					
便益施設等が環境に配慮した形で設置・建設されたか。	進行度					
	達成度					
整備された空間に必要な便益機能等を維持するため、簡易展示・トイレ・収納機能を有する便益施設の検討と建設がなされているか。	進行度					
	達成度					
総合案内板や説明板等の案内設備が効果的に設置され、わかりやすいものとなっているか。	進行度					
	達成度					
遺構表示やその周辺の案内設備、道路案内標識が適正なものとなっているか。	進行度					
	達成度					
史跡内の修景や復元について十分な検討を行い、実行できたか。	進行度					
	達成度					

史跡等の整備に関する点検表

参 考 资 料

春日大社南郷目代今西氏屋敷史跡整備委員会規則

平成28年3月29日
教育委員会規則第1号
改正 平成31年3月26日教育委員会規則第8号

- (目的)
- 第1条 この規則は、執行機関の附属機関に関する条例(昭和28年豊中市条例第38号)第2条の規定に基づき、春日大社南郷目代今西氏屋敷史跡整備委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営その他委員会について必要な事項を定めることを目的とする。
(所掌事務)
- 第2条 委員会は、豊中市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の諮問に応じて春日大社南郷目代今西氏屋敷史跡整備計画の策定等についての調査審議を行い、教育委員会に意見を答申するものとする。
(組織)
- 第3条 委員会は、委員6人以内で組織する。
2 委員会の委員(以下「委員」という。)は、学識経験者のうちから教育委員会が委嘱する。
(任期)
- 第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
2 委員は、再任されることができる。
3 教育委員会は、委員に特別の事情があると認める場合は、任期中であっても解嘱することができる。
(会長及び副会長)
- 第5条 委員会に、会長及び副会長を置く。
2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
3 会長は、委員会の事務を総理し、委員会を代表する。
4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
(会議)
- 第6条 委員会は、会長が招集し、会長が議長となる。
2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
(関係者の出席等)
- 第7条 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。
(庶務)
- 第8条 委員会の庶務は、豊中市教育委員会事務局社会教育課において処理する。
(細目)
- 第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。
附 則
- 1 この規則は、平成28年5月1日から施行する。
2 この規則の施行後最初に招集される委員会並びに会長及びその職務を代理する者に事故がある場合その他の会長の職務を行う者がいない場合における委員会の招集及び会長が決定されるまでの委員会の議長は、豊中市教育長が行う。
附 則(平成31年3月26日教育委員会規則第8号)
この規則は、平成31年4月1日から施行する。

昭和二十五年法律第二百四十四号

文化財保護法(抄)

- 第一章 総則
(この法律の目的)
- 第一条 この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。
(文化財の定義)
- 第二条 この法律で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。
一 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的遺産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの(これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。)並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料(以下「有形文化財」という。)
二 演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的遺産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの(以下「無形文化財」という。)
三 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの(以下「民俗文化財」という。)
四 貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物(生息地、繁殖地及び渡来地を含む。)、植物(自生地を含む。)及び地質鉱物(特異な自然の現象の生じている土地を含む。)で我が国にとって学術上価値の高いもの(以下「記念物」という。)
五 地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの(以下「文化的景観」という。)
六 周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの(以下「伝統的建造物群」という。)
- 2 この法律の規定(第二十七条から第二十九条まで、第三十七条、第五十五条第一項第四号、第五十三條第一項第一号、第六十五条及び附則第三条の規定を除く。)中「重要文化財」には、国宝を含むものとする。
3 この法律の規定(第九九条、第一百条、第一百十二条、第一百二十二条、第一百三十一條第一項第四号、第一百五十三條第一項第十号及び第十一号、第六十五条並びに第七十一条の規定を除く。)中「史跡名勝天然記念物」には、特別史跡名勝天然記念物を含むものとする。
(政府及び地方公共団体の任務)
- 第三条 政府及び地方公共団体は、文化財がわが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存が適切に行われるように、周到の注意をもつてこの法律の趣旨の徹底に努めなければならない。
(国民、所有者等の心構)
- 第四条 一般国民は、政府及び地方公共団体がこの法律の目的を達成するために行う措置に誠実に協力しなければならない。
2 文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等の文化的活用にも努めなければならない。
3 政府及び地方公共団体は、この法律の執行に当って関係者の所有権その他の財産権を尊重しなければならない。
第二章 削除
第五条から第二十六条まで 削除
第三章 有形文化財 【以下、省略】
第四章 無形文化財 【以下、省略】
第五章 民俗文化財 【以下、省略】
第六章 埋蔵文化財

- (調査のための発掘に関する届出、指示及び命令)
- 第九十二条 土地に埋蔵されている文化財(以下「埋蔵文化財」という。)について、その調査のため土地を発掘しようとする者は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもって、発掘に着手しようとする日の三十日前までに文化庁長官に届け出なければならない。ただし、文部科学省令の定める場合は、この限りでない。
- 2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る発掘に関し必要な事項及び報告書の提出を指示し、又はその発掘の禁止、停止若しくは中止を命ずることができる。
- (土木工事等のための発掘に関する届出及び指示)
- 第九十三条 土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的で、貝づか、古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地(以下「周知の埋蔵文化財包蔵地」という。)を発掘しようとする場合には、前条第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「三十日前」とあるのは、「六十日前」と読み替えるものとする。
- 2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項で準用する前条第一項の届出に係る発掘に関し、当該発掘前における埋蔵文化財の記録の作成のための発掘調査の実施その他の必要な事項を指示することができる。
- (国の機関等が行う発掘に関する特例)
- 第九十四条 国の機関、地方公共団体又は国若しくは地方公共団体の設立に係る法人で政令の定めるもの(以下この条及び第九十七条において「国の機関等」と総称する。)が、前条第一項に規定する目的で周知の埋蔵文化財包蔵地を発掘しようとする場合においては、同条の規定を適用しないものとし、当該国の機関等は、当該発掘に係る事業計画の策定に当たって、あらかじめ、文化庁長官にその旨を通知しなければならない。
- 2 文化庁長官は、前項の通知を受けた場合において、埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、当該国の機関等に対し、当該事業計画の策定及びその実施について協議を求めべき旨の通知をすることができる。
- 3 前項の通知を受けた国の機関等は、当該事業計画の策定及びその実施について、文化庁長官に協議しなければならない。
- 4 文化庁長官は、前二項の場合を除き、第一項の通知があつた場合において、当該通知に係る事業計画の実施に関し、埋蔵文化財の保護上必要な勧告をすることができる。
- 5 前各項の場合において、当該国の機関等が各省各庁の長(国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)第四条第二項に規定する各省各庁の長をいう。以下同じ。)であるときは、これらの規定に規定する通知、協議又は勧告は、文部科学大臣を通じて行うものとする。
- (埋蔵文化財包蔵地の周知)
- 第九十五条 国及び地方公共団体は、周知の埋蔵文化財包蔵地について、資料の整備その他その周知の徹底を図るために必要な措置の実施に努めなければならない。
- 2 国は、地方公共団体が行う前項の措置に関し、指導、助言その他の必要と認められる援助をすることができる。
- (遺跡の発見に関する届出、停止命令等)
- 第九十六条 土地の所有者又は占有者が出土品の出土等により貝づか、住居跡、古墳その他遺跡と認められるものを発見したときは、第九十二条第一項の規定による調査に当たって発見した場合を除き、その現状を変更することなく、遅滞なく、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもって、その旨を文化庁長官に届け出なければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置を執る場合は、その限度において、その現状を変更することを妨げない。
- 2 文化庁長官は、前項の届出があつた場合において、当該届出に係る遺跡が重要なものであり、かつ、その保護のため調査を行う必要があると認めるときは、その土地の所有者又は占有者に対し、期間及び区域を定めて、その現状を変更することとなるような行為の停止又は禁止を命ずることができる。ただし、その期間は、三月を超えないことができる。
- 3 文化庁長官は、前項の命令をしようとするときは、あらかじめ、関係地方公共団体の意見を聴かなければならない。
- 4 第二項の命令は、第一項の届出があつた日から起算して一月以内にならなければならない。
- 5 第二項の場合において、同項の期間内に調査が完了せず、引き続き調査を行う必要があるときは、文化庁長官は、一回に限り、当該命令に係る区域の全部又は一部について、その期間を延長することができる。ただし、当該命令の期間が、同項の期間と通算して六月を超えないこととなつてはならない。
- 6 第二項及び前項の期間を計算する場合においては、第一項の届出があつた日から起算して第二項の命令を発した日までの期間が含まれるものとする。
- 7 文化庁長官は、第一項の届出がなされなかつた場合においても、第二項及び第五項に規定する措置を執ることができる。
- 8 文化庁長官は、第二項の措置を執つた場合を除き、第一項の届出がなされた場合には、当該遺跡の保護上必要な指示をすることができる。前項の規定により第二項の措置を執つた場合を除き、第一項の届出がなされなかつたときも、同様とする。
- 9 第二項の命令によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。
- 10 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。
- (国の機関等の遺跡の発見に関する特例)
- 第九十七条 国の機関等が前条第一項に規定する発見をしたときは、同条の規定を適用しないものとし、第九十二条第一項又は第九十九条第一項の規定による調査に当たつて発見した場合を除き、その現状を変更することなく、遅滞なく、その旨を文化庁長官に通知しなければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置を執る場合は、その限度において、その現状を変更することを妨げない。
- 2 文化庁長官は、前項の通知を受けた場合において、当該通知に係る遺跡が重要なものであり、かつ、その保護のため調査を行う必要があると認めるときは、当該国の機関等に対し、その調査、保存等について協議を求めべき旨の通知をすることができる。
- 3 前項の通知を受けた国の機関等は、文化庁長官に協議しなければならない。
- 4 文化庁長官は、前二項の場合を除き、第一項の通知があつた場合において、当該遺跡の保護上必要な勧告をすることができる。
- 5 前各項の場合には、第九十四条第五項の規定を準用する。
- (文化庁長官による発掘の施行)
- 第九十八条 文化庁長官は、歴史上又は学術上の価値が特に高く、かつ、その調査が技術的に困難なため国において調査する必要があると認められる埋蔵文化財については、その調査のため土地の発掘を施行することができる。
- 2 前項の規定により発掘を施行しようとするときは、文化庁長官は、あらかじめ、当該土地の所有者及び権原に基づく占有者に対し、発掘の目的、方法、着手の時期その他必要と認める事項を記載した令書を交付しなければならない。
- 3 第一項の場合には、第三十九条(同条第三項において準用する第三十二条の二第五項の規定を含む。)及び第四十一条の規定を準用する。
- (地方公共団体による発掘の施行)
- 第九十九条 地方公共団体は、文化庁長官が前条第一項の規定により発掘を施行するものを除き、埋蔵文化財について調査する必要があると認めるときは、埋蔵文化財を包蔵すると認められる土地の発掘を施行することができる。
- 2 地方公共団体は、前項の発掘に関し、事業者に対し協力を求めることができる。
- 3 文化庁長官は、地方公共団体に対し、第一項の発掘に関し必要な指導及び助言をすることができる。
- 4 国は、地方公共団体に対し、第一項の発掘に要する経費の一部を補助することができる。
- (返還又は通知等)
- 第一百条 第九十八条第一項の規定による発掘により文化財を発見した場合において、文化庁長官は、当該文化財の所有者が判明しているときはこれを所有者に返還し、所有者が判明しないときは、遺失物法(平成十八年法律第七十三号)第四条第一項の規定にかかわらず、警察署長にその旨を通知することをもつて足りる。
- 2 前項の規定は、前条第一項の規定による発掘により都道府県又は地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)若しくは同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「指定都市等」という。)の教育委員会が文化財を発見した場合における当該教育委員会について準用する。
- 3 第一項(前項において準用する場合を含む。)の通知を受けたときは、警察署長は、直ちに当該文化財につき遺失物法第七条第一項の規定による公告をしなければならない。
- (提出)
- 第一百一条 遺失物法第四条第一項の規定により、埋蔵物として提出された物件が文化財と認められるときは、警察署長は、直ちに当該物件を当該物件の発見された土地を管轄する都道府県の教育委員会(当該土地が指定都市等の区域内に存する場合にあつては、当該指定都市等の教育委員会。次条において同じ。)に提出しなければならない。ただし、所有者の判明している場合は、この限りでない。
- (鑑査)
- 第一百二条 前条の規定により物件が提出されたときは、都道府県の教育委員会は、当該物件が文化財であるかどうかを鑑査しなければならない。
- 2 都道府県の教育委員会は、前項の鑑査の結果当該物件を文化財と認めたときは、その旨を警察署長に通知し、文化財でないことを認めたときは、当該物件を警察署長に差し戻さなければならない。
- (引渡し)
- 第一百三條 第一百条第一項に規定する文化財又は同条第二項若しくは前条第二項に規定する文化財の所有者から、警察署長に対し、その文化財の返還の請求があつたときは、文化庁長官又は都道府県若しくは指定都市等の教育委員会は、当該警察署長にこれを引き渡さなければならない。

(国庫帰属及び報償金)

第百四条 第百条第一項に規定する文化財又は第百二条第二項に規定する文化財(国の機関又は独立行政法人国立文化財機構が埋蔵文化財の調査のための土地の発掘により発見したものに限り)で、その所有者が判明しないものの所有権は、国庫に帰属する。この場合においては、文化庁長官は、当該文化財の発見された土地の所有者にその旨を通知し、かつ、その価格の二分の一に相当する額の報償金を支給する。

2 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

(都道府県帰属及び報償金)

第百五条 第百条第二項に規定する文化財又は第百二条第二項に規定する文化財(前条第一項に規定するものを除く。)で、その所有者が判明しないものの所有権は、当該文化財の発見された土地を管轄する都道府県に帰属する。この場合においては、当該都道府県の教育委員会は、当該文化財の発見者及びその発見された土地の所有者にその旨を通知し、かつ、その価格に相当する額の報償金を支給する。

2 前項に規定する発見者と土地所有者とが異なるときは、前項の報償金は、折半して支給する。

3 第一項の報償金の額は、当該都道府県の教育委員会が決定する。

4 前項の規定による報償金の額については、第四十一条第三項の規定を準用する。

5 前項において準用する第四十一条第三項の規定による訴えにおいては、都道府県を被告とする。

(譲与等)

第百六条 政府は、第百四条第一項の規定により国庫に帰属した文化財の保存のため又はその効用から見て国が保有する必要がある場合を除いて、当該文化財の発見された土地の所有者に、その者が同条の規定により受けるべき報償金の額に相当するものの範囲内でこれを譲与することができる。

2 前項の場合には、その譲与した文化財の価格に相当する金額は、第百四条に規定する報償金の額から控除するものとする。

3 政府は、第百四条第一項の規定により国庫に帰属した文化財の保存のため又はその効用から見て国が保有する必要がある場合を除いて、独立行政法人国立文化財機構又は当該文化財の発見された土地を管轄する地方公共団体に対し、その申請に基づき、当該文化財を譲与し、又は時価よりも低い対価で譲渡することができる。

第百七条 都道府県の教育委員会は、第百五条第一項の規定により当該都道府県に帰属した文化財の保存のため又はその効用から見て当該都道府県が保有する必要がある場合を除いて、当該文化財の発見者又はその発見された土地の所有者に、その者が同条の規定により受けるべき報償金の額に相当するものの範囲内でこれを譲与することができる。

2 前項の場合には、その譲与した文化財の価格に相当する金額は、第百五条に規定する報償金の額から控除するものとする。

(遺失物法の適用)

第百八条 埋蔵文化財に関しては、この法律に特別の定めのある場合のほか、遺失物法の適用があるものとする。

第七章 史跡名勝天然記念物

(指定)

第百九条 文部科学大臣は、記念物のうち重要なものを史跡、名勝又は天然記念物(以下「史跡名勝天然記念物」と総称する。)に指定することができる。

2 文部科学大臣は、前項の規定により指定された史跡名勝天然記念物のうち特に重要なものを特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物(以下「特別史跡名勝天然記念物」と総称する。)に指定することができる。

3 前二項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者に通知してする。

4 前項の規定により通知すべき相手方が著しく多数で個別に通知し難い事情がある場合には、文部科学大臣は、同項の規定による通知に代えて、その通知すべき事項を当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所在地の市町村の事務所又はこれに準ずる施設の掲示場に掲示することができる。この場合においては、その掲示を始めた日から二週間を経過した時に同項の規定による通知が相手方に到達したものとみなす。

5 第一項又は第二項の規定による指定は、第三項の規定による官報の告示があつた日からその効力を生ずる。ただし、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者又は権原に基づく占有者に対しては、第三項の規定による通知が到達した時又は前項の規定によりその通知が到達したものとみなされる時からその効力を生ずる。

6 文部科学大臣は、第一項の規定により名勝又は天然記念物の指定をしようとする場合において、その指定に係る記念物が自然環境の保護の見地から価値の高いものであるときは、環境大臣と協議しなければならない。

(仮指定)

第百十条 前条第一項の規定による指定前において緊急の必要があると認めるときは、都道府県の教育委員会(当該記念物が指定都市の区域内に存する場合にあつては、当該指定都市の教育委員会。第百三十三条を除き、以下この章において同じ。)は、史跡名勝天然記念物の仮指定を行うことができる。

2 前項の規定により仮指定を行ったときは、都道府県の教育委員会は、直ちにその旨を文部科学大臣に報告しなければならない。

3 第一項の規定による仮指定には、前条第三項から第五項までの規定を準用する。

(所有権等の尊重及び他の公益との調整)

第百十一条 文部科学大臣又は都道府県の教育委員会は、第百九条第一項若しくは第二項の規定による指定又は前条第一項の規定による仮指定を行うに当たっては、特に、関係者の所有権、鉱業権その他の財産権を尊重するとともに、国土の開発その他の公益との調整に留意しなければならない。

2 文部科学大臣又は文化庁長官は、名勝又は天然記念物に係る自然環境の保護及び整備に関し必要があると認めるときは、環境大臣に対し、意見を述べることができる。この場合において、文化庁長官が意見を述べるときは、文部科学大臣を通じて行うものとする。

3 環境大臣は、自然環境の保護の見地から価値の高い名勝又は天然記念物の保存及び活用に関し必要があると認めるときは、文部科学大臣に対し、又は文部科学大臣を通じ文化庁長官に対して意見を述べることができる。

(解除)

第百十二条 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物はその価値を失った場合その他特殊の事由のあるときは、文部科学大臣又は都道府県の教育委員会は、その指定又は仮指定を解除することができる。

2 第百十条第一項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物につき第百九条第一項の規定による指定があつたとき、又は仮指定があつた日から二年以内に同項の規定による指定がなかつたときは、仮指定は、その効力を失う。

3 第百十条第一項の規定による仮指定が適当でないとき、文部科学大臣は、これを解除することができる。

4 第一項又は前項の規定による指定又は仮指定の解除には、第百九条第三項から第五項までの規定を準用する。

(管理団体による管理及び復旧)

第百十三条 史跡名勝天然記念物につき、所有者がないか若しくは判明しない場合又は所有者若しくは第百九条第二項の規定により選任された管理の責めに任ずべき者による管理が著しく困難若しくは不適當であると明らかに認められる場合には、文化庁長官は、適当な地方公共団体その他の法人を指定して、当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な管理及び復旧(当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な施設、設備その他の物件で当該史跡名勝天然記念物の所有者の所有又は管理に属するものの管理及び復旧を含む。)を行わせることができる。

2 前項の規定による指定をするには、文化庁長官は、あらかじめ、指定しようとする地方公共団体その他の法人の同意を得なければならない。

3 第一項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者並びに指定しようとする地方公共団体その他の法人に通知してする。

4 第一項の規定による指定には、第百九条第四項及び第五項の規定を準用する。

第百十四条 前条第一項に規定する事由が消滅した場合その他特殊の事由があるときは、文化庁長官は、管理団体の指定を解除することができる。

2 前項の規定による解除には、前条第三項並びに第百九条第四項及び第五項の規定を準用する。

第百十五条 第百十三条第一項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人(以下この章(第百三十三条の二第一項を除く。))及び第百八十七条第一項第三号において「管理団体」という。)は、文部科学省令の定める基準により、史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲いその他の施設を設置しなければならない。

2 史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があつたときは、管理団体は、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。

3 管理団体が復旧を行う場合は、管理団体は、あらかじめ、その復旧の方法及び時期について当該史跡名勝天然記念物の所有者(所有者が判明しない場合を除く。)及び権原に基づく占有者の意見を聞かなければならない。

4 史跡名勝天然記念物の所有者又は占有者は、正当な理由がなくて、管理団体が行う管理若しくは復旧又はその管理若しくは復旧のため必要な措置を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

第百十六条 管理団体が行う管理及び復旧に要する費用は、この法律に特別の定めのある場合を除いて、管理団体の負担とする。

2 前項の規定は、管理団体と所有者との協議により、管理団体が行う管理又は復旧により所有者の受ける利益の限度において、管理又は復旧に要する費用の一部を所有者の負担とすることを妨げるものではない。

- 3 管理団体は、その管理する史跡名勝天然記念物につき観覧料を徴収することができる。
- 第百十七条 管理団体が行う管理又は復旧によって損失を受けた者に対しては、当該管理団体は、その通常生ずべき損失を補償しなければならない。
- 2 前項の補償の額は、管理団体（管理団体が地方公共団体であるときは、当該地方公共団体の教育委員会）が決定する。
- 3 前項の規定による補償額については、第四十一条第三項の規定を準用する。
- 4 前項で準用する第四十一条第三項の規定による訴えにおいては、管理団体を被告とする。
- 第百十八条 管理団体が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項及び第三十三条の規定を、管理団体が行う管理及び復旧には、第三十五条及び第四十七条の規定を、管理団体が指定され、又はその指定が解除された場合には、第五十六条第三項の規定を準用する。
- （所有者による管理及び復旧）
- 第百十九条 管理団体がある場合を除いて、史跡名勝天然記念物の所有者は、当該史跡名勝天然記念物の管理及び復旧に当たるものとする。
- 2 前項の規定により史跡名勝天然記念物の管理に当たる所有者は、当該史跡名勝天然記念物の適切な管理のため必要があるときは、第九十二条の二第一項に規定する文化財保存活用支援団体その他の適当な者を専ら自己に代わり当該史跡名勝天然記念物の管理の責めに任ずべき者（以下この章及び第百八十七条第一項第三号において「管理責任者」という。）に選任することができる。この場合には、第三十一条第三項の規定を準用する。
- 第百二十条 所有者が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項、第三十二条、第三十三条並びに第百十五条第一項及び第二項（同条第二項については、管理責任者がある場合を除く。）の規定を、所有者が行う管理及び復旧には、第三十五条及び第四十七条の規定を、所有者が変更した場合の権利義務の承継には、第五十六条第一項の規定を、管理責任者が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項、第三十二条第三項、第三十三条、第四十七条第四項及び第百十五条第二項の規定を準用する。
- （管理に関する命令又は勧告）
- 第百二十一条 管理が適当でないため史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるおそれがあると認めるときは、文化庁長官は、管理団体、所有者又は管理責任者に対し、管理方法の改善、保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を命じ、又は勧告することができる。
- 2 前項の場合には、第三十六条第二項及び第三項の規定を準用する。
- （復旧に関する命令又は勧告）
- 第百二十二条 文化庁長官は、特別史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、管理団体又は所有者に対し、その復旧について必要な命令又は勧告をすることができる。
- 2 文化庁長官は、特別史跡名勝天然記念物が、き損し、又は衰亡している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、管理団体又は所有者に対し、その復旧について必要な勧告をすることができる。
- 3 前二項の場合には、第三十七条第三項及び第四項の規定を準用する。
- （文化庁長官による特別史跡名勝天然記念物の復旧等の施行）
- 第百二十三条 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、特別史跡名勝天然記念物につき自ら復旧を行い、又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置をすることができる。
- 一 管理団体、所有者又は管理責任者が前二条の規定による命令に従わないとき。
- 二 特別史跡名勝天然記念物がき損し、若しくは衰亡している場合又は滅失し、き損し、衰亡し、若しくは盗み取られるおそれのある場合において、管理団体、所有者又は管理責任者に復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置をさせることが適当でないとき。
- 2 前項の場合には、第三十八条第二項及び第三十九条から第四十一条までの規定を準用する。
- （補助等に係る史跡名勝天然記念物譲渡の場合の納付金）
- 第百二十四条 国が復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置につき第百十八条及び第百二十条で準用する第三十五条第一項の規定により補助金を交付し、又は第百二十一条第二項で準用する第三十六条第二項、第百二十二条第三項で準用する第三十七条第三項若しくは前条第二項で準用する第四十条第一項の規定により費用を負担した史跡名勝天然記念物については、第四十二条の規定を準用する。
- （現状変更等の制限及び原状回復の命令）
- 第百二十五条 史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。
- 2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。
- 3 第一項の規定による許可を与える場合には、第四十三条第三項の規定を、第一項の規定による許可を受けた者には、同条第四項の規定を準用する。
- 4 第一項の規定による処分には、第百十一条第一項の規定を準用する。
- 5 第一項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第三項で準用する第四十三条第三項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。
- 6 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。
- 7 第一項の規定による許可を受けず、又は第三項で準用する第四十三条第三項の規定による許可の条件に従わないで、史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をした者に対しては、文化庁長官は、原状回復を命ずることができる。この場合には、文化庁長官は、原状回復に関し必要な指示をすることができる。
- （関係行政庁による通知）
- 第百二十六条 前条第一項の規定により許可を受けなければならないこととされている行為であつてその行為をするについて、他の法令の規定により許可、認可その他の処分で政令に定めるものを受けなければならないこととされている場合において、当該他の法令において当該処分の権限を有する行政庁又はその委任を受けた者は、当該処分をするときは、政令の定めるところにより、文化庁長官（第百八十四条第一項又は第百八十四条の二第一項の規定により前条第一項の規定による許可を都道府県又は市町村の教育委員会が行う場合には、当該都道府県又は市町村の教育委員会）に対し、その旨を通知するものとする。
- （復旧の届出等）
- 第百二十七条 史跡名勝天然記念物を復旧しようとするときは、管理団体又は所有者は、復旧に着手しようとする日の三十日前までに、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届けなければならない。ただし、第百二十五条第一項の規定により許可を受けなければならない場合その他文部科学省令の定める場合は、この限りでない。
- 2 史跡名勝天然記念物の保護上必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る史跡名勝天然記念物の復旧に関し技術的な指導と助言を与えることができる。
- （環境保全）
- 第百二十八条 文化庁長官は、史跡名勝天然記念物の保存のため必要があると認めるときは、地域を定めて一定の行為を制限し、若しくは禁止し、又は必要な施設をすることを命ずることができる。
- 2 前項の規定による処分によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。
- 3 第一項の規定による制限又は禁止に違反した者には、第百二十五条第七項の規定を、前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。
- （管理団体による買取りの補助）
- 第百二十九条 管理団体である地方公共団体その他の法人が、史跡名勝天然記念物の指定に係る土地又は建造物その他の土地の定着物で、その管理に係る史跡名勝天然記念物の保存のため特に買い取る必要があると認められるものを買い取る場合には、国は、その買取りに要する経費の一部を補助することができる。
- 2 前項の場合には、第三十五条第二項及び第三項並びに第四十二条の規定を準用する。
- （史跡名勝天然記念物保存活用計画の認定）
- 第百二十九条の二 史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者は、文部科学省令で定めるところにより、史跡名勝天然記念物の保存及び活用に関する計画（以下「史跡名勝天然記念物保存活用計画」という。）を作成し、文化庁長官の認定を申請することができる。
- 2 史跡名勝天然記念物保存活用計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。
- 一 当該史跡名勝天然記念物の名称及び所在地
- 二 当該史跡名勝天然記念物の保存及び活用のために行う具体的な措置の内容
- 三 計画期間
- 四 その他文部科学省令で定める事項
- 3 前項第二号に掲げる事項には、当該史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為に関する事項を記載することができる。
- 4 文化庁長官は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、その史跡名勝天然記念物保存活用計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。
- 一 当該史跡名勝天然記念物保存活用計画の実施が当該史跡名勝天然記念物の保存及び活用に寄与するものであると認められること。

- 二 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。
- 三 第八十三條の二第一項に規定する文化財保存活用大綱又は第八十三條の五第一項に規定する認定文化財保存活用地域計画が定められているときは、これらに照らし適切なるものであること。
- 四 当該史跡名勝天然記念物保存活用計画に前項に規定する事項が記載されている場合には、その内容が史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為を適切に行うために必要なものとして文部科学省令で定める基準に適合するものであること。
- 5 文化庁長官は、前項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を当該認定を申請した者に通知しなければならない。
(認定を受けた史跡名勝天然記念物保存活用計画の変更)
- 第二百二十九條の三 前条第四項の認定を受けた史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者は、当該認定を受けた史跡名勝天然記念物保存活用計画の変更（文部科学省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、文化庁長官の認定を受けなければならない。
- 2 前条第四項及び第五項の規定は、前項の認定について準用する。
(現状変更等の許可の特例)
- 第二百二十九條の四 第二百二十九條の二第三項に規定する事項が記載された史跡名勝天然記念物保存活用計画が同条第四項の認定（前条第一項の変更の認定を含む。以下この章及び第五十三條第二項第二十五号において同じ。）を受けた場合において、当該史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為をその記載された事項の内容に即して行うに当たり、第二百二十五條第一項の許可を受けなければならないときは、同項の規定にかかわらず、当該現状変更又は保存に影響を及ぼす行為が終了した後遅滞なく、文部科学省令で定めるところにより、その旨を文化庁長官に届け出ることをもつて足る。
(認定史跡名勝天然記念物保存活用計画の実施状況に関する報告の徴収)
- 第二百二十九條の五 文化庁長官は、第二百二十九條の二第四項の認定を受けた史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者に対し、当該認定を受けた史跡名勝天然記念物保存活用計画（変更があつたときは、その変更後のもの。次条第一項及び第二百二十九條の七において「認定史跡名勝天然記念物保存活用計画」という。）の実施の状況について報告を求めることができる。
(認定の取消し)
- 第二百二十九條の六 文化庁長官は、認定史跡名勝天然記念物保存活用計画が第二百二十九條の二第四項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。
- 2 文化庁長官は、前項の規定により認定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を当該認定を受けていた者に通知しなければならない。
(管理団体等への指導又は助言)
- 第二百二十九條の七 都道府県及び市町村の教育委員会は、史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者の求めに応じ、史跡名勝天然記念物保存活用計画の作成及び認定史跡名勝天然記念物保存活用計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な指導又は助言をすることができる。
- 2 文化庁長官は、史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者の求めに応じ、史跡名勝天然記念物保存活用計画の作成及び認定史跡名勝天然記念物保存活用計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な指導又は助言をするように努めなければならない。
(保存のための調査)
- 第三十條 文化庁長官は、必要があると認めるときは、管理団体、所有者又は管理責任者に対し、史跡名勝天然記念物の現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき報告を求めることができる。
- 第三十一條 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合において、前条の報告によつてもなお史跡名勝天然記念物に関する状況を確認することができず、かつ、その確認のため他に方法がないと認めるときは、調査に当たる者を定め、その所在する土地又はその隣接地に立ち入つてその現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき実地調査及び土地の発掘、障害物の除却その他調査のため必要な措置をさせることができる。ただし、当該土地の所有者、占有者その他の関係者に対し、著しい損害を及ぼすおそれのある措置は、させてはならない。
- 一 史跡名勝天然記念物に関する現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可の申請があつたとき。
- 二 史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡しているとき。
- 三 史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるおそれのあるとき。
- 四 特別の事情によりあらためて特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物としての価値を調査する必要があるとき。
- 2 前項の規定による調査又は措置によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。
- 3 第一項の規定により立ち入り、調査する場合には、第五十五條第二項の規定を、前項の場合には、第四十一條第二項から第四項までの規定を準用する。
(登録記念物)【以下、省略】
- 第八章 重要文化的景観【以下、省略】
- 第九章 伝統的建造物群保存地区【以下、省略】
- 第十章 文化財の保存技術の保護【以下、省略】
- 第十一章 文化審議会への諮問
- 第五百十三條 文部科学大臣は、次に掲げる事項については、あらかじめ、文化審議会に諮問しなければならない。
- 一 国宝又は重要文化財の指定及びその指定の解除
- 二 登録有形文化財の登録及びその登録の抹消（第五十九條第一項又は第二項の規定による登録の抹消を除く。）
- 三 重要無形文化財の指定及びその指定の解除
- 四 重要無形文化財の保持者又は保持団体の認定及びその認定の解除
- 五 登録無形文化財の登録及びその登録の抹消（第七十六條の八第一項又は第二項の規定による登録の抹消を除く。）
- 六 登録無形文化財の保持者又は保持団体の認定及びその認定の解除
- 七 重要有形民俗文化財又は重要無形民俗文化財の指定及びその指定の解除
- 八 登録有形民俗文化財の登録及びその登録の抹消（第九十條第三項で準用する第五十九條第一項又は第二項の規定による登録の抹消を除く。）
- 九 登録無形民俗文化財の登録及びその登録の抹消（第九十條の六第一項又は第二項の規定による登録の抹消を除く。）
- 十 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の指定及びその指定の解除
- 十一 史跡名勝天然記念物の仮指定の解除
- 十二 登録記念物の登録及びその登録の抹消（第三十三條で準用する第五十九條第一項又は第二項の規定による登録の抹消を除く。）
- 十三 重要文化的景観の選定及びその選定の解除
- 十四 重要伝統的建造物群保存地区の選定及びその選定の解除
- 十五 選定保存技術の選定及びその選定の解除
- 十六 選定保存技術の保持者又は保存団体の認定及びその認定の解除
- 2 文化庁長官は、次に掲げる事項については、あらかじめ、文化審議会に諮問しなければならない。
- 一 重要文化財の管理又は国宝の修理に関する命令
- 二 文化庁長官による国宝の修理又は滅失、毀損若しくは盗難の防止の措置の施行
- 三 重要文化財の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可
- 四 重要文化財の環境保全のための制限若しくは禁止又は必要な施設の命令
- 五 国による重要文化財の買取り
- 六 重要文化財保存活用計画の第五十三條の二第四項の認定
- 七 登録有形文化財保存活用計画の第六十七條の二第四項の認定
- 八 重要無形文化財保存活用計画の第七十六條の二第三項の認定
- 九 登録無形文化財保存活用計画の第七十六條の十三第三項の認定
- 十 重要無形文化財及び登録無形文化財以外の無形文化財のうち文化庁長官が記録を作成すべきもの又は記録の作成等につき補助すべきもの選択
- 十一 重要有形民俗文化財の管理に関する命令
- 十二 重要有形民俗文化財の買取り
- 十三 重要有形民俗文化財保存活用計画の第八十五條の二第四項の認定
- 十四 重要無形民俗文化財保存活用計画の第八十九條の二第三項の認定（第八十九條の三において準用する第七十六條の三第一項の変更の認定を含む。）
- 十五 登録有形民俗文化財保存活用計画の第九十條の二第四項の認定
- 十六 登録無形民俗文化財保存活用計画の第九十條の十第三項の認定（第九十條の十一において準用する第七十六條の十四第一項の変更の認定を含む。）
- 十七 重要無形民俗文化財及び登録無形民俗文化財以外の無形の民俗文化財のうち文化庁長官が記録を作成すべきもの又は記録の作成等につき補助すべきもの選択

- 十八 遺跡の現状変更となる行為についての停止命令又は禁止命令の期間の延長
- 十九 文化庁長官による埋蔵文化財の調査のための発掘の施行
- 二十 史跡名勝天然記念物の管理又は特別史跡名勝天然記念物の復旧に関する命令
- 二十一 文化庁長官による特別史跡名勝天然記念物の復旧又は滅失、毀損、衰亡若しくは盗難の防止の措置の施行
- 二十二 史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可
- 二十三 史跡名勝天然記念物の環境保全のための制限若しくは禁止又は必要な施設の命令
- 二十四 史跡名勝天然記念物の現状変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の許可を受けず、若しくはその許可の条件に従わない場合又は史跡名勝天然記念物の環境保全のための制限若しくは禁止に違反した場合の原状回復の命令
- 二十五 史跡名勝天然記念物保存活用計画の第二十九条の二第四項の認定
- 二十六 登録記念物保存活用計画の第三十三条の二第四項の認定
- 二十七 重要文化的景観の管理に関する命令
- 二十八 第八十三条の三第一項に規定する文化財保存活用地域計画の同条第五項の認定（第八十三条の四第一項の変更の認定を含む。）
- 二十九 第八十四条第一項の政令（同項第二号に掲げる事務に係るものに限る。）又は第八十四条の二第一項の政令（第八十四条第一項第二号に掲げる事務に係るものに限る。）の制定又は改廃の立案

第十二章 補則【以下、省略】

第三節 地方公共団体及び教育委員会

（地方公共団体の事務）

- 第八十二条 地方公共団体は、文化財の管理、修理、復旧、公開その他の保存及び活用に要する経費につき補助することができる。
- 2 地方公共団体は、条例の定めるところにより、重要文化財、重要無形文化財、重要有形民俗文化財、重要無形民俗文化財及び史跡名勝天然記念物以外の文化財で当該地方公共団体の区域内に存するものうち重要なものを指定して、その保存及び活用のために必要な措置を講ずることができる。
 - 3 前項に規定する条例の制定若しくはその改廃又は同項に規定する文化財の指定若しくはその解除を行った場合には、教育委員会は、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を報告しなければならない。
（地方債についての配慮）
- 第八十三条 地方公共団体が文化財の保存及び活用を図るために行う事業に要する経費に充てるために起こす地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該地方公共団体の財政状況が許す限り、適切な配慮をするものとする。
（文化財保存活用大綱）

第八十三条の二 都道府県の教育委員会は、当該都道府県の区域における文化財の保存及び活用に關する総合的な施策の大綱（次項及び次条において「文化財保存活用大綱」という。）を定めることができる。

- 2 都道府県の教育委員会は、文化財保存活用大綱を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、文化庁長官及び関係市町村に送付しなければならない。
（文化財保存活用地域計画の認定）

第八十三条の三 市町村の教育委員会（地方文化財保護審議会を置くものに限る。）は、文部科学省令で定めるところにより、単独で又は共同して、文化財保存活用大綱が定められているときは当該文化財保存活用大綱を勘案して、当該市町村の区域における文化財の保存及び活用に關する総合的な計画（以下この節及び第九十二条の六第一項において「文化財保存活用地域計画」という。）を作成し、文化庁長官の認定を申請することができる。

- 2 文化財保存活用地域計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。
 - 一 当該市町村の区域における文化財の保存及び活用に關する基本的な方針
 - 二 当該市町村の区域における文化財の保存及び活用を図るために当該市町村が講ずる措置の内容
 - 三 当該市町村の区域における文化財を把握するための調査に關する事項
 - 四 計画期間
 - 五 その他文部科学省令で定める事項
- 3 市町村の教育委員会は、文化財保存活用地域計画を作成しようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、地方文化財保護審議会（第八十三条の九第一項に規定する協議会が組織されている場合に於ては、地方文化財保護審議会及び当該協議会。第八十三条の五第二項において同じ。）の意見を聴かなければならない。
 - 4 文化財保存活用地域計画は、地域における歴史的風致の維持及び向上に關する法律（平成二十年法律第四十号）第五条第一項に規定する歴史的風致維持向上計画が定められているときは、当該歴史的風致維持向上計画との調和が保たれたものでなければならない。
 - 5 文化庁長官は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、その文化財保存活用地域計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。
 - 一 当該文化財保存活用地域計画の実施が当該市町村の区域における文化財の保存及び活用に寄与するものであると認められること。
 - 二 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。
 - 三 文化財保存活用大綱が定められているときは、当該文化財保存活用大綱に照らし適切なるものであること。
 - 6 文化庁長官は、前項の認定をしようとするときは、あらかじめ、文部科学大臣を通じ関係行政機関の長に協議しなければならない。
 - 7 文化庁長官は、第五項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を当該認定を申請した市町村の教育委員会に通知しなければならない。
 - 8 市町村の教育委員会は、前項の通知を受けたときは、遅滞なく、当該通知に係る文化財保存活用地域計画を公表するよう努めなければならない。

（認定を受けた文化財保存活用地域計画の変更）

第八十三条の四 前条第五項の認定を受けた市町村（以下この節及び第九十二条の六第二項において「認定市町村」という。）の教育委員会は、当該認定を受けた文化財保存活用地域計画の変更（文部科学省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、文化庁長官の認定を受けなければならない。

（認定市町村の教育委員会による文化財の登録の提案）

第八十三条の五 認定市町村の教育委員会は、第八十三条の三第五項の認定（前条第一項の変更の認定を含む。第八十三条の七第一項及び第二項において同じ。）を受けた文化財保存活用地域計画（変更があつたときは、その変更後のもの。以下この節及び第九十二条の六において「認定文化財保存活用地域計画」という。）の計画期間内に限り、当該認定市町村の区域内に存する文化財であつて第五十七条第一項、第七十六条の七第一項、第九十条第一項、第九十条の五第一項又は第三十二条第一項の規定により登録されることが適当であると認料するものがあるときは、文部科学省令で定めるところにより、文部科学大臣に対し、当該文化財を文化財登録原簿に登録することを提案することができる。

- 2 認定市町村の教育委員会は、前項の規定による提案をしようとするときは、あらかじめ、地方文化財保護審議会の意見を聴かなければならない。
- 3 文部科学大臣は、第一項の規定による提案が行われた場合において、当該提案に係る文化財について第五十七条第一項、第七十六条の七第一項、第九十条第一項、第九十条の五第一項又は第三十二条第一項の規定による登録をしないこととしたときは、遅滞なく、その旨及びその理由を当該提案をした認定市町村の教育委員会に通知しなければならない。

（認定文化財保存活用地域計画の実施状況に關する報告の徴収）

第八十三条の六 文化庁長官は、認定市町村の教育委員会に対し、認定文化財保存活用地域計画の実施の状況について報告を求めることができる。

（認定の取消し）

第八十三条の七 文化庁長官は、認定文化財保存活用地域計画が第八十三条の三第五項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

- 2 文化庁長官は、前項の規定により認定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を当該認定を受けていた市町村の教育委員会に通知しなければならない。
- 3 市町村の教育委員会は、前項の通知を受けたときは、遅滞なく、その旨を公表するよう努めなければならない。

（市町村への助言等）

第八十三条の八 都道府県の教育委員会は、市町村に対し、文化財保存活用地域計画の作成及び認定文化財保存活用地域計画の円滑かつ確実な実施に關し必要な助言をすることができる。

- 2 国は、市町村に対し、文化財保存活用地域計画の作成及び認定文化財保存活用地域計画の円滑かつ確実な実施に關し必要な情報の提供又は指導若しくは助言をするように努めなければならない。
- 3 前二項に定めるもののほか、国、都道府県及び市町村は、文化財保存活用地域計画の作成及び認定文化財保存活用地域計画の円滑かつ確実な実施が促進されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

- 4 市町村の長及び教育委員会は、文化財保存活用地域計画の作成及び認定文化財保存活用地域計画の円滑かつ確実な実施が促進されるよう、相互に緊密な連携を図りながら協力しなければならない。
- (協議会)
- 第百八十三条の九 市町村の教育委員会は、単独で又は共同して、文化財保存活用地域計画の作成及び変更に関する協議並びに認定文化財保存活用地域計画の実施に係る連絡調整を行うための協議会(以下この条において「協議会」という。)を組織することができる。
- 2 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。
- 一 当該市町村
 - 二 当該市町村の区域をその区域に含む都道府県
 - 三 第百九十二条の二第二項の規定により当該市町村の教育委員会が指定した文化財保存活用支援団体
 - 四 文化財の所有者、学識経験者、商工関係団体、観光関係団体その他の市町村の教育委員会が必要と認める者
- 3 協議会は、必要があると認めるときは、関係行政機関に対して、資料の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。
- 4 協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。
- 5 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。
- (都道府県又は市の教育委員会が処理する事務)
- 第百八十四条 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務の全部又は一部は、政令で定めるところにより、都道府県又は市の教育委員会が行うことができる。
- 一 第三十五条第三項(第三十六条第三項(第八十三条、第二百二十一条第二項(第七十二条第五項で準用する場合を含む。))及び第七十二条第五項で準用する場合を含む。)、第三十七条第四項(第八十三条及び第二百二十二条第三項で準用する場合を含む。)、第四十六条の二第二項、第七十四条第二項、第七十六条の二第二項、第七十七条第二項(第九十一条で準用する場合を含む。))、第八十三条、第八十七条第二項、第九十条の七第二項、第一百八条、第二百十条、第二百九条第二項、第二百二十二条第五項及び第七十四条第三項で準用する場合を含む。)の規定による指揮監督
 - 二 第四十三条又は第七十二条第五項の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可及びその取消し並びにその停止命令(重大な現状変更又は保存に重大な影響を及ぼす行為の許可及びその取消しを除く。)
 - 三 第五十一条第五項(第五十一条の二(第八十五条で準用する場合を含む。))、第八十四条第二項及び第八十五条で準用する場合を含む。)の規定による公開の停止命令
 - 四 第五十三条第一項、第三項及び第四項の規定による公開の許可及びその取消し並びに公開の停止命令
 - 五 第五十四条(第八十六条及び第七十二条第五項で準用する場合を含む。)、第五十五条、第三十条(第七十二条第五項で準用する場合を含む。))又は第三十一条の規定による調査又は調査のため必要な措置の施行
 - 六 第九十二条第一項(第九十三条第一項において準用する場合を含む。))の規定による届出の受理、第九十二条第二項の規定による指示及び命令、第九十三条第二項の規定による指示、第九十四条第一項の規定による通知の受理、同条第二項の規定による通知、同条第三項の規定による協議、同条第四項の規定による勧告、第九十六条第一項の規定による届出の受理、同条第二項又は第七項の規定による命令、同条第三項の規定による意見の聴取、同条第五項又は第七項の規定による期間の延長、同条第八項の規定による指示、第九十七条第一項の規定による通知の受理、同条第二項の規定による通知、同条第三項の規定による協議並びに同条第四項の規定による勧告
- 2 都道府県又は市の教育委員会が前項の規定によつてした同項第五号に掲げる第五十五条又は第三十一条の規定による立入調査又は調査のための必要な措置の施行については、審査請求をすることができない。
- 3 都道府県又は市の教育委員会が、第一項の規定により、同項第六号に掲げる事務のうち第九十四条第一項から第四項まで又は第九十七条第一項から第四項までの規定によるものを行う場合には、第九十四条第五項又は第九十七条第五項の規定は適用しない。
- 4 都道府県又は市の教育委員会が第一項の規定によつてした次の各号に掲げる事務(当該事務が地方自治法第二条第八項に規定する自治事務である場合に限る。)により損失を受けた者に対しては、当該各号に定める規定にかかわらず、当該都道府県又は市が、その通常生ずべき損失を補償する。
- 一 第一項第二号に掲げる第四十三条又は第七十二条第五項の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可 第四十三条第五項又は第七十二条第五項
 - 二 第一項第五号に掲げる第五十五条又は第三十一条の規定による調査又は調査のため必要な措置の施行 第五十五条第三項又は第三十一条第二項
 - 三 第一項第六号に掲げる第九十六条第二項の規定による命令 同条第九項
- 5 前項の補償の額は、当該都道府県又は市の教育委員会が決定する。
- 6 前項の規定による補償額については、第四十一条第三項の規定を準用する。
- 7 前項において準用する第四十一条第三項の規定による訴えにおいては、都道府県又は市を被告とする。
- 8 都道府県又は市の教育委員会が第一項の規定によつてした処分その他公権力の行使に当たる行為のうち地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務に係るものについての審査請求は、文化庁長官に対してするものとする。
- (認定市町村の教育委員会が処理する事務)
- 第百八十四条の二 前条第一項第二号、第四号又は第五号に掲げる文化庁長官の権限に属する事務であつて認定市町村の区域内に係るものの全部又は一部は、認定文化財保存活用地域計画の計画期間内に限り、政令で定めるところにより、当該認定文化財保存活用地域計画の実施に必要な範囲内において、当該認定市町村の教育委員会が行うことができる。
- 2 前項の規定により認定市町村の教育委員会が同項に規定する事務を行う場合には、前条第二項、第四項(第三号に係る部分を除く。))及び第五項から第八項までの規定を準用する。
- 3 第一項の規定により認定市町村の教育委員会が同項に規定する事務を開始する日以前になされた当該事務に係る許可等の処分その他の行為(以下この条において「処分等の行為」という。))又は許可の申請その他の行為(以下この条において「申請等の行為」という。))は、同日以後においては、当該認定市町村の教育委員会のした処分等の行為又は当該認定市町村の教育委員会に対して行った申請等の行為とみなす。
- 4 認定文化財保存活用地域計画の計画期間の終了その他の事情により認定市町村の教育委員会が第一項に規定する事務を終了する日以前になされた当該事務に係る処分等の行為又は申請等の行為は、同日の翌日以後においては、その終了後に当該事務を行うこととなる者のした処分等の行為又は当該者に対して行った申請等の行為とみなす。
- (出品された重要文化財等の管理)
- 第百八十五条 文化庁長官は、政令で定めるところにより、第四十八条(第八十五条で準用する場合を含む。))の規定により出品された重要文化財又は重要有形民俗文化財の管理の事務の全部又は一部を、都道府県又は指定都市等の教育委員会が行うことができる。
- 2 前項の規定により、都道府県又は指定都市等の教育委員会が同項の管理の事務を行う場合には、都道府県又は指定都市等の教育委員会は、その職員のうちから、当該重要文化財又は重要有形民俗文化財の管理の責めに任ずべき者を定めなければならない。
- (修理等の施行の委託)
- 第百八十六条 文化庁長官は、必要があると認めるときは、第三十八条第一項又は第七十条の規定による国宝の修理又は滅失、き損若しくは盗難の防止の措置の施行、第九十八条第一項の規定による発掘の施行及び第二百二十三条第一項又は第七十条の規定による特別史跡名勝天然記念物の復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置の施行につき、都道府県の教育委員会に対し、その全部又は一部を委託することができる。
- 2 都道府県の教育委員会が前項の規定による委託に基づき、第三十八条第一項の規定による修理又は措置の施行の全部又は一部を行う場合には、第三十九条の規定を、第九十八条第一項の規定による発掘の施行の全部又は一部を行う場合には、同条第三項で準用する第三十九条の規定を、第二百二十三条第一項の規定による復旧又は措置の施行の全部又は一部を行う場合には、同条第二項で準用する第三十九条の規定を準用する。
- (重要文化財等の管理等の受託又は技術的指導)
- 第百八十七条 都道府県又は指定都市の教育委員会は、次の各号に掲げる者の求めに応じ、当該各号に定める管理、修理又は復旧につき委託を受け、又は技術的指導をすることができる。
- 一 重要文化財の所有者(管理団体がある場合は、その者)又は管理責任者 当該重要文化財の管理(管理団体がある場合を除く。))又は修理
 - 二 重要有形民俗文化財の所有者(管理団体がある場合は、その者)又は管理責任者(第八十条において準用する第三十一条第二項の規定により選任された管理の責めに任ずべき者をいう。)) 当該重要有形民俗文化財の管理(管理団体がある場合を除く。))又は修理
 - 三 史跡名勝天然記念物の所有者(管理団体がある場合は、その者)又は管理責任者 当該史跡名勝天然記念物の管理(管理団体がある場合を除く。))又は復旧
- 2 都道府県又は指定都市の教育委員会が前項の規定により管理、修理又は復旧の委託を受ける場合には、第三十九条第一項及び第二項の規定を準用する。
- (書類等の経由)
- 第百八十八条 この法律の規定により文化財に関し文部科学大臣又は文化庁長官に提出すべき届書その他の書類及び物件の提出は、都道府県の教育委員会(当該文化財が指定都市の区域内に存する場合にあつては、当該指定都市の教育委員会。以下この条において同じ。)を経由すべきものとする。
- 2 都道府県の教育委員会は、前項に規定する書類及び物件を受理したときは、意見をもつてこれを文部科学大臣又は文化庁長官に送付しなければならない。

- 3 この法律の規定により文化財に関し文部科学大臣又は文化庁長官が発する命令、勧告、指示その他の処分の告知は、都道府県の教育委員会を経由すべきものとする。ただし、特に緊急な場合は、この限りでない。
(文部科学大臣又は文化庁長官に対する意見具申)
- 第百八十九条 都道府県及び市町村の教育委員会は、当該都道府県又は市町村の区域内に存する文化財の保存及び活用に関し、文部科学大臣又は文化庁長官に対して意見を具申することができる。
(地方文化財保護審議会)
- 第百九十条 都道府県及び市町村(いずれも特定地方公共団体であるものを除く。)の教育委員会に、条例の定めるところにより、文化財に関して優れた識見を有する者により構成される地方文化財保護審議会を置くことができる。
2 特定地方公共団体に、条例の定めるところにより、地方文化財保護審議会を置くものとする。
3 地方文化財保護審議会は、都道府県又は市町村の教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、並びにこれらの事項に関して当該都道府県又は市町村の教育委員会に建議する。
4 地方文化財保護審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、条例で定める。
(文化財保護指導委員)
- 第百九十一条 都道府県及び市町村の教育委員会(当該都道府県及び市町村が特定地方公共団体である場合には、当該特定地方公共団体)に、文化財保護指導委員を置くことができる。
2 文化財保護指導委員は、文化財について、随時、巡視を行い、並びに所有者その他の関係者に対し、文化財の保護に関する指導及び助言をするともに、地域住民に対し、文化財保護思想について普及活動を行うものとする。
3 文化財保護指導委員は、非常勤とする。
(事務の区分)
- 第百九十二条 第百十条第一項及び第二項、第百十二条第一項並びに第百十条第三項及び第百十二条第四項において準用する第百九条第三項及び第四項の規定により都道府県又は指定都市が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。
第四節 文化財保存活用支援団体
(文化財保存活用支援団体の指定)
- 第百九十二条の二 市町村の教育委員会は、法人その他これに準ずるものとして文部科学省令で定める団体であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、文化財保存活用支援団体(以下この節において「支援団体」という。)として指定することができる。
2 市町村の教育委員会は、前項の規定による指定をしたときは、当該支援団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。
3 支援団体は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を市町村の教育委員会に届け出なければならない。
4 市町村の教育委員会は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。
(支援団体の業務)
- 第百九十二条の三 支援団体は、次に掲げる業務を行うものとする。
一 当該市町村の区域内に存する文化財の保存及び活用を行うこと。
二 当該市町村の区域内に存する文化財の保存及び活用を図るための事業を行う者に対し、情報の提供、相談その他の援助を行うこと。
三 文化財の所有者の求めに応じ、当該文化財の管理、修理又は復旧その他その保存及び活用のため必要な措置につき委託を受けること。
四 文化財の保存及び活用に関する調査研究を行うこと。
五 前各号に掲げるもののほか、当該市町村の区域における文化財の保存及び活用を図るために必要な業務を行うこと。
(監督等)
- 第百九十二条の四 市町村の教育委員会は、前条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、支援団体に対し、その業務に関し報告をさせることができる。
2 市町村の教育委員会は、支援団体が前条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、支援団体に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。
3 市町村の教育委員会は、支援団体が前項の規定による命令に違反したときは、第百九十二条の二第一項の規定による指定を取り消すことができる。
4 市町村の教育委員会は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。
(情報の提供等)
- 第百九十二条の五 国及び関係地方公共団体は、支援団体に対し、その業務の実施に関し必要な情報の提供又は指導若しくは助言をするものとする。
(文化財保存活用地域計画の作成の提案等)
- 第百九十二条の六 支援団体は、市町村の教育委員会に対し、文化財保存活用地域計画の作成又は認定文化財保存活用地域計画の変更をすることを提案することができる。
2 支援団体は、認定市町村の教育委員会に対し、認定文化財保存活用地域計画の計画期間内に限り、当該認定市町村の区域内に存する文化財であつて第五十七条第一項、第七十六条の七第一項、第九十条第一項、第九十条の五第一項又は第百三十二条第一項の規定により登録されることが適当であると思料するものがあるときは、文部科学省令で定めるところにより、当該文化財について第百八十三条の五第一項の規定による提案をするよう要請することができる。

第十三章 罰則【以下、省略】

昭和五十年政令第二百六十七号

文化財保護法施行令

内閣は、文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号)第五十七条の三第一項、第八十条の二及び第八十三条の三第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)並びに文化財保護法の一部を改正する法律(昭和五十年法律第四十九号)附則第十項の規定に基づき、この政令を制定する。

(法第九十四条第一項の政令で定める法人)

- 第一条 文化財保護法(以下「法」という。)第九十四条第一項の政令で定める法人は、港務局、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構、国立研究開発法人科学技術振興機構、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、国立研究開発法人森林研究・整備機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、国立研究開発法人理化学研究所、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、四国旅客鉄道株式会社、首都高速道路株式会社、新関西国際空港株式会社、地方住宅供給公社、地方道路公社、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人水資源機構、独立行政法人労働者健康安全機構、土地開発公社、中日本高速道路株式会社、成田国際空港株式会社、西日本高速道路株式会社、西日本電信電話株式会社、日本貨物鉄道株式会社、日本勤労者住宅協会、日本電信電話株式会社、日本放送協会、日本郵便株式会社、阪神高速道路株式会社、東日本高速道路株式会社、東日本電信電話株式会社、北海道旅客鉄道株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社及び地方公共団体の全額出資に係る法人で文化庁長官の指定するものとする。
(法第二百六十六条の政令で定める処分等)
- 第二条 法第二百六十六条の政令で定める処分は、次の各号に掲げるものとする。
一 採石法(昭和二十五年法律第二百九十一号)第三十三条及び第三十三条の五第一項の規定による認可(同項の規定による認可にあつては、岩石採取場の区域の拡張に係るものに限る。)
二 砂利採取法(昭和四十三年法律第七十四号)第十六条及び第二十条第一項の規定による認可(同項の規定による認可にあつては、砂利採取場の区域の拡張に係るものに限る。)
- 2 前項各号に掲げる認可の権限を有する行政庁又はその委任を受けた者が法第二百六十六条の規定により通知する事項は、次のとおりとする。
一 前項各号に掲げる認可の別
二 当該認可に係る区域
三 当該認可を受ける者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

- 四 当該認可に係る行為の内容並びにその開始及び終了の時期
(法第四十一条第二項の規定による協議)
- 第三条 文化庁長官が法第四十一条第二項の規定により行うものとされている協議は、同項に規定する勧告又は命令を行うことにより、国土の開発その他の公益を目的とする事業の円滑な実施又は農林水産業その他の地域における産業の振興に影響を及ぼすと認められる場合において、当該事業又は産業を所管する各省各庁の長と行うものとする。
(伝統的建造物群保存地区内における現状変更の規制の基準)
- 第四条 法第四十三条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)の政令で定める伝統的建造物群保存地区(以下「保存地区」という。)内における現状変更の規制の基準に関しては、この条の定めるところによる。
- 2 保存地区内における次に掲げる行為については、あらかじめ、市(特別区を含む。以下同じ。)町村の教育委員会(法第五十三条の八第一項に規定する特定地方公共団体(以下単に「特定地方公共団体」という。))である市町村が定めた保存地区にあつては当該市町村の長とし、その他の市町村が都市計画に定めた保存地区にあつては当該市町村の長及び教育委員会とする。以下この条において同じ。)の許可を受けなければならないものとする。ただし、非常災害のために必要な応急措置として行う行為及び通常管理行為、軽易な行為その他の行為で条項で定めるものについては、この限りでないものとする。
- 一 建築物その他の工作物(以下「建築物等」という。)の新築、増築、改築、移転又は除却
二 建築物等の修繕、模様替え又は色彩の変更でその外観を変更することとなるもの
三 宅地の造成その他の土地の形質の変更
四 木竹の伐採
五 土石の類の採取
六 前各号に掲げるもののほか、保存地区の現状を変更する行為で条項で定めるもの
- 3 市町村の教育委員会は、前項の規定により許可を受けることとされている行為で次に定める基準(特定地方公共団体でない市町村の長にあつては、第八号に定める基準)に適合しないものについては、許可をしてはならないものとする。
- 一 伝統的建造物群を構成している建築物等(以下「伝統的建造物」という。)の増築若しくは改築又は修繕、模様替え若しくは色彩の変更でその外観を変更することとなるものについては、それらの行為後の伝統的建造物の位置、規模、形態、意匠又は色彩が当該伝統的建造物群の特性を維持していると認められるものであること。
二 伝統的建造物の移転(同一保存地区内における当該伝統的建造物の移築を含む。以下この号において同じ。)については、移転後の伝統的建造物の位置及び移転後の状態が当該伝統的建造物群の特性を維持していると認められるものであること。
三 伝統的建造物の除却については、除却後の状態が当該伝統的建造物群の特性を維持していると認められるものであること。
四 伝統的建造物の除外の建築物等の新築、増築若しくは改築又は修繕、模様替え若しくは色彩の変更でその外観を変更することとなるものについては、それらの行為後の当該建築物等の位置、規模、形態、意匠又は色彩が当該保存地区の歴史的風致を著しく損なうものでないこと。
五 前号の建築物等の移転については、移転後の当該建築物等の位置及び移転後の状態が当該保存地区の歴史的風致を著しく損なうものでないこと。
六 第四号の建築物等の除却については、除却後の状態が当該保存地区の歴史的風致を著しく損なうものでないこと。
七 前項第三号から第六号までの行為については、それらの行為後の地貌その他の状態が当該保存地区の歴史的風致を著しく損なうものでないこと。
八 前各号に定めるほか、当該行為後の建築物等又は土地の用途等が当該伝統的建造物群の保存又は当該保存地区の環境の維持に著しい支障を及ぼすおそれがないものであること。
- 4 第二項の規定による許可には、保存地区の保存のため必要な限度において条件を付することができるものとする。
- 5 国又は地方公共団体の機関が行う行為については、第二項の規定による許可を受けることを要しないものとする。この場合において、当該国又は地方公共団体の機関は、その行為をしようとするときは、あらかじめ、市町村の教育委員会に協議しなければならないものとする。
- 6 次に掲げる行為及びこれらに類する行為で保存地区の保存に著しい支障を及ぼすおそれがないものとして条項で定めるものについては、第二項の規定による許可を受け、又は前項の規定による協議をすることを要しないものとする。この場合において、これらの行為をしようとする者は、あらかじめ、市町村の教育委員会にその旨を通知しなければならないものとする。
- 一 都市計画事業の施行として行う行為、国、都道府県、市町村若しくは当該都市計画施設を管理することとなる者が当該都市施設若しくは市街地開発事業に関する都市計画に適合して行う行為、国土保全施設、水資源開発施設、道路交通、船舶交通若しくは航空機の航行の安全のため必要な施設、気象、海象、地象、洪水等の観測若しくは通報の用に供する施設、自然公園の保護若しくは利用のための施設若しくは都市公園若しくはその施設設置若しくは管理に係る行為、土地改良事業若しくは地方公共団体若しくは農業等を営む者が組織する団体が行う農業構造、林業構造若しくは漁業構造の改善に関する事業の施行に係る行為、重要文化財等文部科学大臣の指定に係る文化財の保存に係る行為又は鉱物の掘採に係る行為(当該保存地区の保存に支障があると認めて条項で定めるものを除く。)
二 道路、鉄道若しくは軌道、国若しくは地方公共団体が行う通信業務、認定電気通信事業(電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第二百十条第一項に規定する認定電気通信事業をいう。)、基幹放送(放送法(昭和二十五年法律第三十二号)第二条第二号に規定する基幹放送をいう。))若しくは有線テレビジョン放送(有線電気通信設備を用いて行われる同条第十八号に規定するテレビジョン放送をいう。)の用に供する線路若しくは空中線系(その支持物を含む。)、水道若しくは下水道又は電気工作物若しくはガス工作物の設置又は管理に係る行為(自動車専用道路以外の道路、駅、操車場、車庫及び発電の用に供する電気工作物の新設に係るものその他当該保存地区の保存に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めて条項で定めるものを除く。)(都道府県又は市の教育委員会が処理する事務)
- 第五条 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会(当該都道府県が特定地方公共団体である場合にあつては、当該都道府県の知事。以下同じ。)が行うこととする。ただし、我が国にとって歴史上又は学術上の価値が特に高いと認められる埋蔵文化財について、文化庁長官がその保護上特に必要があると認めるときは、自ら第五号に掲げる事務(法第九十二条第一項の規定による届出の受理及び法第九十四条第一項又は第九十七条第一項の規定による通知の受理を除く。)を行うことを妨げない。
- 一 法第三十五条第三項(法第八十三条、第一百八条、第二百十条及び第七十二条第五項において準用する場合を含む。)の規定による指揮監督(管理に係るものに限る。))並びに法第三十六条第三項(法第八十三条、第二百十一条第二項(法第七十二条第五項において準用する場合を含む。))及び第七十二条第五項において準用する場合を含む。)、第四十六条の二第二項及び第二百九条第二項において準用する法第三十五条第三項の規定による指揮監督
二 法第四十三条第四項(法第二百二十五条第三項において準用する場合を含む。)の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為(以下「現状変更等」という。))の停止命令(文化庁長官が許可した現状変更等に係るものに限る。))
三 法第五十一条第五項(法第五十一条の二(法第八十五条において準用する場合を含む。))及び第八十五条において準用する場合を含む。))の規定による公開の停止命令(公開に係る重要文化財又は重要有形民俗文化財が当該都道府県の区域内に存するものである場合に限る。))及び法第八十四条第二項において準用する法第五十一条第五項の規定による公開の停止命令
四 法第五十三条第四項の規定による公開の停止命令(文化庁長官が許可した公開に係るものに限る。))
五 法第九十二条第一項の規定による届出の受理、同条第二項の規定による指示及び命令、法第九十四条第一項の規定による通知の受理、同条第二項の規定による通知、同条第三項の規定による協議、同条第四項の規定による勧告、法第九十七条第一項の規定による通知の受理、同条第二項の規定による通知、同条第三項の規定による協議並びに同条第四項の規定による勧告
- 2 法第九十三条第一項において準用する法第九十二条第一項の規定による届出の受理、法第九十三条第二項の規定による指示、法第九十六条第一項の規定による届出の受理、同条第二項又は第七項の規定による命令、同条第三項の規定による意見の聴取、同条第五項又は第七項の規定による期間の延長及び同条第八項の規定による指示についての文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。))の区域内における土地の発掘又は遺跡の発見に係るものにあつては、当該指定都市の教育委員会(当該指定都市が特定地方公共団体である場合にあつては、当該指定都市の長)が行うこととする。ただし、我が国にとって歴史上又は学術上の価値が特に高いと認められる埋蔵文化財について、文化庁長官がその保護上特に必要があると認めるときは、自らこれらの事務(法第九十三条第一項において準用する法第九十二条第一項の規定による届出の受理及び法第九十六条第一項の規定による届出の受理を除く。)を行うことを妨げない。
- 3 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会(第一号及び第三号に掲げるものにあつては第一号イ及びロに掲げる現状変更等が指定都市又は地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「指定都市等」という。))の区域内において行われる場合、第二号に掲げるものにあつては指定都市等の区域内において公開が行われ、かつ、当該公開に係る重要文化財が当該指定都市等の区域内に存するもののみである場合においては、当該指定都市等の教育委員会(当該指定都市等が特定地方公共団体である場合にあつては、当該指定都市等の長。第七条において同じ。))が行うこととする。
- 一 次に掲げる現状変更等に係る法第四十三条第一項、第三項及び第四項の規定による許可及びその取消し並びに停止命令
イ 建造物である重要文化財と一体のものとして当該重要文化財に指定された土地その他の物件(建造物を除く。))の現状変更等
ロ 金属、石又は土で作られた重要文化財の型取
二 法第五十三条第一項、第三項及び第四項の規定による公開の許可及びその取消し並びに公開の停止命令(公開に係る重要文化財が当該都道府県又は指定都市等

- の区域内に存するもののみである場合に限る。)
- 三 法第五十四条（法第七十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第五十五条の規定による調査（第一号イ及びロに掲げる現状変更等に係る法第四十三条第一項の規定による許可の申請に係るものに限る。）
- 4 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（第一号イからリまで及びルに掲げる現状変更等が市の区域（法第一百五十五条第一項に規定する管理団体（以下この条及び次条第二項第一号イにおいて単に「管理団体」という。）が都道府県である史跡名勝天然記念物の管理のための計画（以下この条並びに次条第二項第一号イ及びハにおいて「管理計画」という。）を当該都道府県の教育委員会が定めている区域を除く。以下この項において「市の特定区域」という。）内において行われる場合、第一号ヌに掲げる現状変更等を行う動物園又は水族館が市の特定区域内に存する場合並びに同号ヲに規定する指定区域が市の特定区域内に存する場合にあつては、当該市の教育委員会（当該市が特定地方公共団体である場合にあつては、当該市の長。以下この条において同じ。）が行うこととする。
- 一 次に掲げる現状変更等（イからチまでに掲げるものにあつては、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内において行われるものに限る。）に係る法第二十五条第一項並びに同条第三項において準用する法第四十三条第三項及び第四項の規定による許可及びその取消し並びに停止命令
- イ 小規模建築物（階数が二以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であつて、建築面積（増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積）が百二十平方メートル以下のものをいう。ロにおいて同じ。）で二年以内の期間を限つて設置されるものの新築、増築又は改築
- ロ 小規模建築物の新築、増築又は改築（増築又は改築にあつては、建築の日から五十年を経過していない小規模建築物に係るものに限る。）であつて、指定に係る地域の面積が百五十ヘクタール以上である史跡名勝天然記念物に係る都市計画法（昭和四十三年法律第九号）第八条第一項第一号の第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域又は田園住居地域におけるもの
- ハ 工作物（建築物を除く。以下このハにおいて同じ。）の設置若しくは改修（改修にあつては、設置の日から五十年を経過していない工作物に係るものに限る。）又は道路の舗装若しくは修繕（それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。）
- ニ 法第一百五十五条第一項（法第二十条及び第七十二条第五項において準用する場合を含む。）に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置又は改修
- ホ 電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修
- ヘ 建築物等の除却（建築又は設置の日から五十年を経過していない建築物等に係るものに限る。）
- ト 木竹の伐採（名勝又は天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る。）
- チ 史跡名勝天然記念物の保存のために必要な試験材料の採取
- リ 天然記念物に指定された動物の個体の保護若しくは生息状況の調査又は当該動物による人の生命若しくは身体に対する危害の防止のために必要な捕獲及び当該捕獲した動物の飼育、当該捕獲した動物への標識若しくは発信機の装着又は当該捕獲した動物の血液その他の組織の採取
- ヌ 天然記念物に指定された動物の動物園又は水族館相互間における譲受け又は借受け
- ル 天然記念物に指定された鳥類の巣で電柱に作られたもの（現に繁殖のために使用されているものを除く。）の除却
- ヲ イからルまでに掲げるもののほか、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域のうち指定区域（当該史跡名勝天然記念物の管理計画を都道府県の教育委員会（当該管理計画が市の区域（管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内の区域に限る。）又は町村の区域（次条第七項に規定する特定認定市町村である町村であつて同条第二項に規定する事務を行うこととされたものにあつては、管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内の区域に限る。）を対象とする場合に限る。）又は市の教育委員会（当該管理計画が市の特定区域を対象とする場合に限る。）が定めている区域のうち当該都道府県又は市の教育委員会の申出に係るもので、現状変更等の態様、頻度その他の状況を勘案して文化庁長官が指定する区域をいう。）における現状変更等
- 二 法第三十条（法第七十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第三十一条の規定による調査及び調査のため必要な措置の施行（前号イからヲまでに掲げる現状変更等に係る法第二十五条第一項の規定による許可の申請に係るものに限る。）
- 5 前項の管理計画に記載すべき事項は、文部科学省令で定める。
- 6 都道府県の教育委員会は、管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物について、市の区域を対象とする管理計画を定めようとするときは、あらかじめ、当該市の教育委員会に協議し、その同意を得なければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときは、同様とする。
- 7 第四項の規定により同項各号に掲げる事務のうち市の区域に係るものを行うこととする都道府県の教育委員会は、文部科学省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときは、同様とする。
- 8 文化庁長官は、第四項第一号のロの規定による指定区域の指定をしたときは、その旨を官報で告示しなければならない。
- 9 第一項本文、第二項本文、第三項及び第四項の場合においては、法の規定中これらの規定により都道府県又は市の教育委員会が行う事務に係る文化庁長官に関する規定は、都道府県又は市の教育委員会に関する規定として都道府県又は市の教育委員会に適用があるものとする。
- （認定市町村の教育委員会が処理することができる事務）
- 第六条 法第八十四条の二第一項の規定により認定市町村（法第八十三条の三第五項の認定を受けた市町村をいい、指定都市等であるものを除く。以下この条及び第八条において同じ。）の教育委員会（当該認定市町村が特定地方公共団体である場合にあつては、当該認定市町村の長。以下この条において同じ。）が行うこととすることができる事務は、次に掲げる事務の全部又は一部とする。
- 一 前条第三項第一号及び第三号に掲げる事務（同項第一号イ及びロに掲げる現状変更等が当該認定市町村の区域内において行われる場合に限る。）
- 二 法第五十三条第一項、第三項及び第四項の規定による公開の許可及びその取消し並びに公開の停止命令（当該認定市町村の区域内において公開が行われ、かつ、当該公開に係る重要文化財が当該認定市町村の区域内に存するもののみである場合に限る。）
- 2 法第八十四条の二第一項の規定により認定市町村である町村の教育委員会（当該町村が特定地方公共団体である場合にあつては、当該町村の長。以下この項において同じ。）が行うこととすることができる事務は、前項に規定するもののほか、次に掲げる事務の全部又は一部とする。
- 一 次に掲げる現状変更等に係る法第二十五条第一項並びに同条第三項において準用する法第四十三条第三項及び第四項の規定による許可及びその取消し並びに停止命令
- イ 前条第四項第一号イからリまで及びルに掲げる現状変更等（認定市町村である町村の区域（管理団体が都道府県である史跡名勝天然記念物の管理計画を当該都道府県の教育委員会が定めている区域を除く。以下この号において「認定町村の特定区域」という。）内において行われる場合に限り、同項第一号イからチまでに掲げる現状変更等にあつては、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内において行われるものに限る。）
- ロ 前条第四項第一号ヌに掲げる現状変更等（当該現状変更等を行う動物園又は水族館が認定町村の特定区域内に存する場合に限る。）
- ハ イ及びロに掲げるもののほか、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域のうち指定区域（当該史跡名勝天然記念物の管理計画を認定市町村である町村の教育委員会（当該管理計画が認定町村の特定区域を対象とする場合に限る。）が定めている区域のうち当該町村の教育委員会の申出に係るもので、現状変更等の態様、頻度その他の状況を勘案して文化庁長官が指定する区域をいう。以下このハ及び第九項において同じ。）における現状変更等（当該指定区域が認定町村の特定区域内に存する場合に限る。）
- 二 法第三十条（法第七十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第三十一条の規定による調査及び調査のため必要な措置の施行（前号イからハまでに掲げる現状変更等に係る法第二十五条第一項の規定による許可の申請に係るものに限る。）
- 3 文化庁長官は、法第八十四条の二第一項の規定により前二項に規定する事務を認定市町村の教育委員会が行うこととする場合には、当該認定市町村の教育委員会が行うこととする事務の内容及び当該事務を行うこととする期間を明らかにして、当該認定市町村の教育委員会がその事務を行うこととすること、あらかじめ、当該認定市町村の属する都道府県の教育委員会（前条第三項又は第四項の規定によりその事務の全部又は一部を行っているものに限る。）に協議するとともに、当該認定市町村の教育委員会の同意を求めなければならない。
- 4 認定市町村の教育委員会は、前項の規定により文化庁長官から同意を求められたときは、その内容について同意をするかどうかを決定し、その旨を文化庁長官に通知するものとする。
- 5 文化庁長官は、法第八十四条の二第一項の規定により第一項又は第二項に規定する事務を認定市町村の教育委員会が行うこととした場合においては、直ちに、その旨並びに当該認定市町村の教育委員会が行うこととする事務の内容及び当該事務を行うこととする期間を官報で告示しなければならない。
- 6 前三項の規定は、前項の規定に基づき告示された事務の内容若しくは当該事務を行うこととした期間を変更し、又は当該事務を認定市町村の教育委員会が行わないこととする場合について準用する。
- 7 第五項に規定する場においては、法の規定中同項（前項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定に基づき告示された事務に係る文化庁長官に関する規定は、特定認定市町村（法第八十四条の二第一項の規定により当該事務を行うこととされた認定市町村をいう。以下この項及び次項において同じ。）の教育委員会に関する規定として特定認定市町村の教育委員会に適用があるものとする。
- 8 第五項の規定に基づき告示された期間における当該特定認定市町村の属する都道府県の教育委員会についての前条第三項、第四項、第六項及び第七項の規定の適用については、同条第三項及び第四項中「属する事務」とあるのは「属する事務（次条第五項の規定に基づき告示された事務を除く。）」と、同条第六項及び第七項中「市の」とあるのは「市又は次条第七項に規定する特定認定市町村である町村の」とする。
- 9 前条第八項の規定は、第二項第一号ハの規定による指定区域の指定について準用する。
- （出品された重要文化財等の管理）

第七条 文化庁長官は、法第八十五条第一項の規定により、法第四十八条（法第八十五条において準用する場合を含む。）の規定により出品された重要文化財又は重要有形民俗文化財の管理の事務の全部又は一部を当該出品に係る公開を行う施設が存する都道府県の教育委員会（当該施設（都道府県が設置するものを除く。）が指定都市等の区域内に存する場合にあつては、当該指定都市等の教育委員会）が行うこととする場合には、あらかじめ、当該教育委員会が行う事務の範囲を明らかにして、当該教育委員会の同意を求めなければならない。

2 都道府県又は指定都市等の教育委員会は、前項の規定により文化庁長官から同意を求められたときは、その内容について同意をするかどうかを決定し、その旨を文化庁長官に通知するものとする。

（事務の区分）

第八条 第五条第一項（第五号に係る部分を除く。）、第三項（第二号に係る部分を除く。）及び第四項の規定により都道府県又は市が処理することとされている事務並びに第六条第一項第一号及び第二項各号に掲げる事務のうち同条の規定により認定市町村が処理することとされているものは、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

附 則 【以下、省略】

史跡春日大社南郷目代今西氏屋敷
保存活用計画

令和4年（2022年）3月

編集・発行
豊中市教育委員会